

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第1巻 第10号(通巻350号) 2002. 9

設備投資は年度下期から2003年度にかけて緩やかな回復へ

- 日米ともに資本ストックの調整が進展、回復に向けた基盤は徐々に整う -

注目集める不良債権の流動化

- 実際の活用にはクリアすべき問題も -

規制緩和が弾みを付ける地域交通の新たな動き

- 「乗合タクシー」、「コミュニティバス」への取り組み -

中小企業が成長・発展するための社長の役割

- 社長に期待される役割と求められる能力 -

英国金融機関の中小企業取引について

- HSBCバンクplc(香港上海銀行)のコミュニティ・バンキング戦略を中心として -

「中小企業の経営改善支援セミナー」を開催

統計



SCB

信金中央金庫

信金中金月報

2002年 9月号 目次

hinkin Central Bank Monthly Review

| | | |
|------------|-----------|---|
| 研 究 | 2 | 設備投資は年度下期から2003年度にかけて緩やかな回復へ …… 角田 匠 - 日米ともに資本ストックの調整が進展、回復に向けた基盤は徐々に整う - |
| | 14 | 注目集める不良債権の流動化 …………… 間下 聡 - 実際の活用にはクリアすべき問題も - |
| | 28 | 規制緩和が弾みを付ける地域交通の新たな動き …………… 増本 稔 - 「乗合タクシー」、「コミュニティバス」への取り組み - |
| | 40 | 中小企業が成長・発展するための社長の役割 …………… 伊藤 隆 - 社長に期待される役割と求められる能力 - |
| | 55 | 英国金融機関の中小企業取引について …………… 吉田 裕 - HSBCバンクplc(香港上海銀行)のコミュニティ・バンキング戦略を中心として - |
| 信金中金だより | 68 | 「中小企業の経営改善支援セミナー」を開催 …………… 総合研究所 |
| | 69 | 信金中央金庫総合研究所活動状況(7月) |
| 統 計 | 71 | |

設備投資は年度下期から2003年度にかけて緩やかな回復へ

- 日米ともに資本ストックの調整が進展、回復に向けた基盤は徐々に整う -

角田 匠（総合研究所）

（要 旨）

- 1. 設備投資は2001年度下期に大幅に減少 電機を中心にIT関連の不振が顕著**
IT（情報技術）不況を背景にした世界景気の低迷や過剰設備の調整圧力の強まりなどから、設備投資は2001年度下期に大幅な減少を余儀なくされた。特に、1999～2000年の設備投資をけん引したIT関連の不振が目立ち、01年には3年ぶりのマイナスを記録した。日銀「短観」によれば、設備投資は02年度もマイナスが見込まれている。ただ、IT関連を中心とした在庫調整の一巡や輸出の回復など、最近では明るい兆しも散見されるようになった。
- 2. 設備廃棄、設備投資抑制でストック調整は進展 製造業の生産能力削減が進む**
1999年1月をボトムとする前回の景気回復局面では、設備投資の主体がIT関連投資や更新投資となり、能力増強投資は手控えられた。製造業の生産能力は景気回復期にも高まることはなく、設備廃棄や最近の一段の投資抑制で資本ストックの調整は進んでいる。こうしたなか、設備投資の先行指標が好転するなど、年度下期に設備投資が底入れする可能性が示唆されている。
- 3. 米景気の間行方も設備投資がカギを握る IT関連のストック調整は急速に進展**
日本の設備投資の底入れは、輸出が堅調を維持し、企業収益の回復が続くことが条件だ。世界経済のけん引役である米景気の間行きは、日本と同様に設備投資の間行方がカギを握っている。この点、米国の設備投資は徐々にマイナス幅を縮小し、先行指標は年後半の回復を示唆している。企業会計不信を背景とした株価の大幅下落が懸念材料となるものの、IT関連を中心に資本ストックの調整は急速に進展しており、回復に向けた基盤が徐々に整いつつある。
- 4. IT関連投資をけん引役に設備投資は2003年度にかけて緩やかな回復へ**
2001年末の日本のIT関連ストックは、IT関連投資が本格化した1995年以降で最低の伸びにとどまった。米景気の間復持続という前提付きながら、ストック調整の進展を背景に、設備投資はIT関連を中心に年度下期から03年度にかけて緩やかな回復に向かおう。中期的にも米国に比べて立ち遅れが目立つソフトウェアを中心に、IT関連が設備投資のけん引役になると期待できる。日本企業の競争力を高め、景気を回復軌道に乗せるためには、設備投資を促すような思い切った投資減税や規制緩和を早期に実行することが必要である。

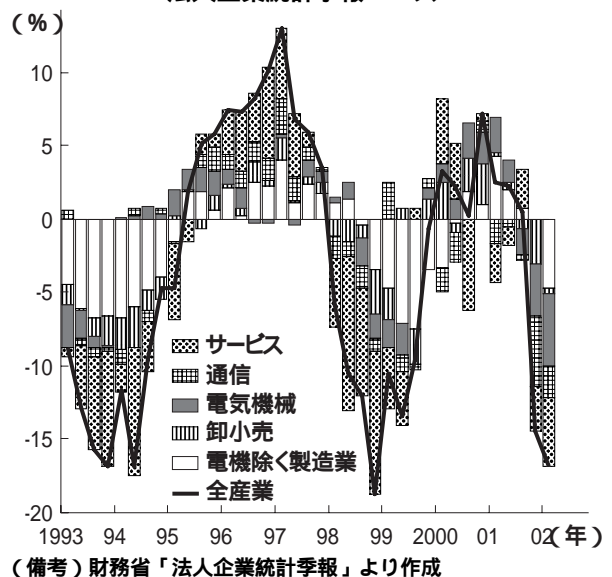
1. 設備投資は2001年度下期に大幅に減少 電機を中心にIT関連の不振が顕著

IT（情報技術）不況を背景にした世界景気の低迷などから、設備投資は2001年度下期に大幅な減少を余儀なくされた。2001年9月11日に発生した米同時多発テロの影響で、世界景気の先行き不透明感が一段と強まったことも、企業の設備投資マインドを萎縮させた。01年度の設備投資（実質GDPベース）の推移をみると、7～9月までは前期比プラスを維持したものの、10～12月には前期比12.0%減（年率40.1%減）と現行統計開始以来最大の落ち込みとなり、続く02年1～3月も同3.2%減（年率12.3%減）と大幅な落ち込みとなった。前年比では10～12月に9四半期ぶりのマイナスに転じた。01年度トータルでは前年比3.7%減となり、同年度の実質成長率（マイナス1.3%）を0.6%ポイント押し下げる要因となった（図表1）。

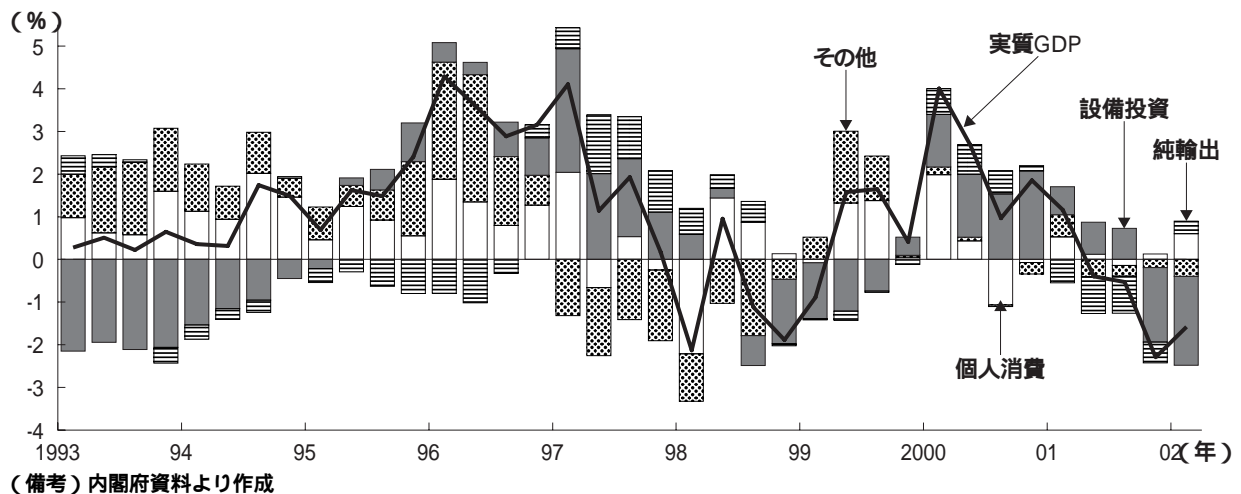
GDPベースの設備投資を算出する際の基礎統計となる法人企業統計季報から、01年度の

業種別設備投資の動きをみると、前年度の設備投資回復をけん引したIT関連の不振が顕著であった（図表2）。例えば、01年10～12月の設備投資は前年比14.5%減となったが、そのうち電気機械の寄与度はマイナス3.5%、通信の寄与度はマイナス4.8%と全体の減少率の半分以上を電機・通信で占めた。続く02年1～3月をみても、全体の設備投資が同16.8%減、うち電気機械の寄与度はマイナス5.0%、通信の寄与度はマイナス2.1%と引き続き全体を大きく

図表2 設備投資の前年比と業種別寄与度
法人企業統計季報ベース



図表1 実質GDPの前年比と需要項目別寄与度



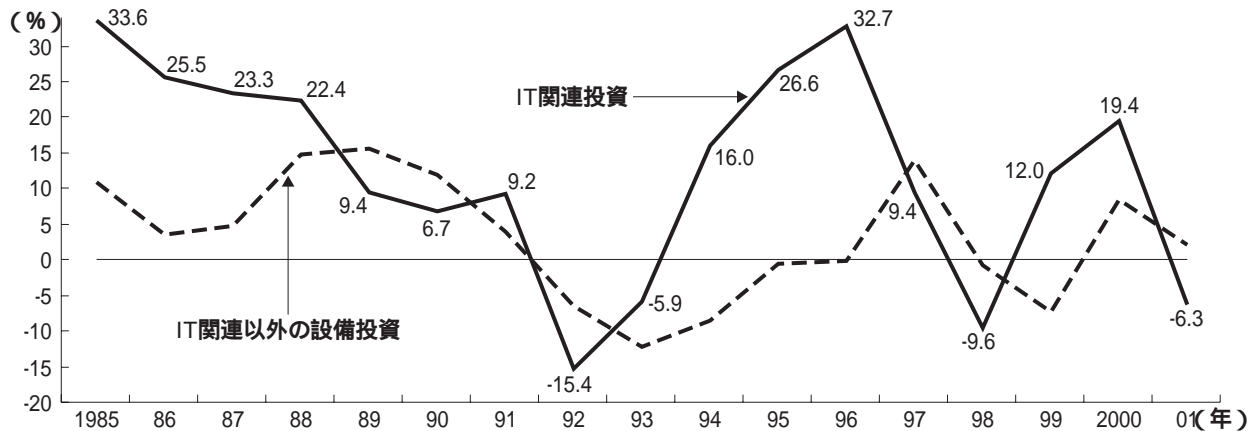
押し下げる要因となった。

情報関連機器の生産や輸出入統計などから当研究所が独自に推計したIT関連投資（実質）の推移をみても、01年は前年比6.3%減と3年ぶりに前年比マイナスとなった（図表3）。世界的なIT不況を背景に電子部品や半導体の需要が急激に減少したことで、IT関連設備の過剰感が強まったことが主因である。また、非製造業などIT利用サイドでは、厳しい景気後退に伴う企業収益の悪化で、潜在的ニーズが大きいとみられるIT関連投資についても、その他の設備投資同様に先送りする動きが広まった。

過剰設備の調整圧力が強まったことも、01年度の設備投資減少の一因である。法人企業統計季報をもとに試算した全産業の過剰設備額は、1999年3月末の67.3兆円をピークに01年6月末には23.7兆円まで縮小した（図表4）。しかし、景気後退による需要減少を背景に、過剰設備は再び増加に転じ、02年3月末には35.9兆円へ拡大するなど設備の過剰感は再び強まった。

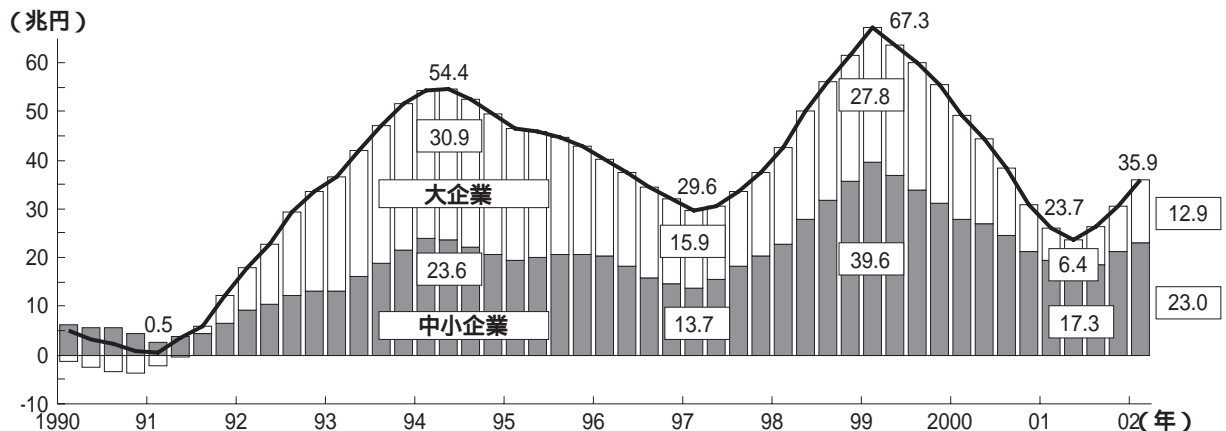
設備投資（法人企業統計季報ベース）の前年比を、需要（売上高）、投資採算、ストック調整（設備の過剰度）の3つの要因に分解して

図表3 IT関連投資とIT関連以外の設備投資の前年比(実質)



(備考) 1. IT関連投資は情報関連機器の生産、輸出入統計などをもとに信金中金総合研究所が推計（ソフトウェア投資を除く）
2. 経済産業省資料などより作成

図表4 過剰設備の推移(大企業と中小企業)



(備考) 1. 売上高に対する資本ストック（有形固定資産＋建設仮勘定）比率のトレンドからの乖離を過剰設備とした。
2. 財務省「法人企業統計季報」より作成

みると（図表5）ストック調整によるマイナス要因は、生産が回復した99～2000年には縮小傾向で推移した。しかし、景気後退が深刻化した01年後半からは再び拡大に転じるなど、過剰設備の調整が設備投資を下押しした姿がうかがえる。ただ、90年代前半や前回の不況期に比べれば過剰設備額の水準は低く、ストック調整に伴う下押し圧力は相対的に小さかったといえよう。

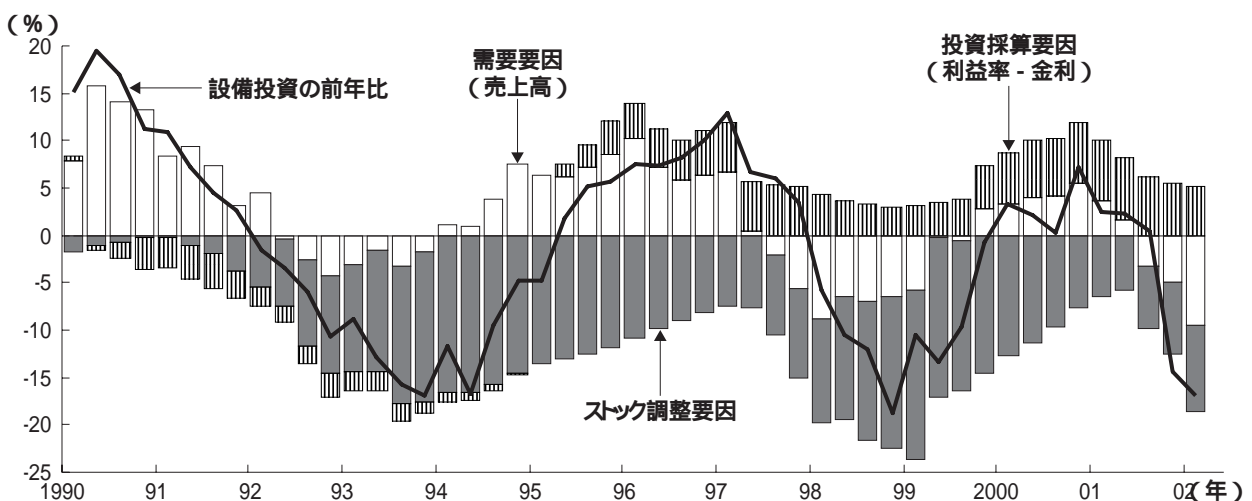
設備投資は98～99年度の2年連続マイナスから2000年度には3年ぶりのプラスとなったものの、増加したのは2000年度だけで、01年度はIT不況と過剰設備の調整で再びマイナスに転じた。さらに、日銀短観の設備投資計画調査によれば、全産業の設備投資は、02年度も前年比5.1%減と2年連続のマイナスが見込まれている。ただ、IT関連を中心とした在庫調整の一巡で、鉱工業生産は02年1～3月、4～6月と2期連続で前期比プラスとなり、輸出は02年4～

6月に6四半期ぶりの前年比プラスに転じるなど、最近では明るい兆しも散見されるようになった。

2. 設備廃棄、設備投資抑制でストック調整は進展 製造業の生産能力削減が進む

1990年代の設備投資は、過去の動きと同様に景気変動に伴って増減を繰り返してきたが、70年代や80年代の拡大局面に比べて盛り上がり欠ける回復にとどまった。これは、90年代を通して過剰設備の調整圧力が解消されなかったことが背景にあると考えられる。実際に、99年1月をボトムとする前回の景気回復局面においても、能力増強投資は手控えられ、設備投資の主体は更新投資やIT関連投資となった。例えば、能力増強投資の名目GDP比をみると（図表6）90年代は期待成長率の低下に伴って水準を切り下げ、2001年には5.6%と過

図表5 設備投資の前年比の要因分解



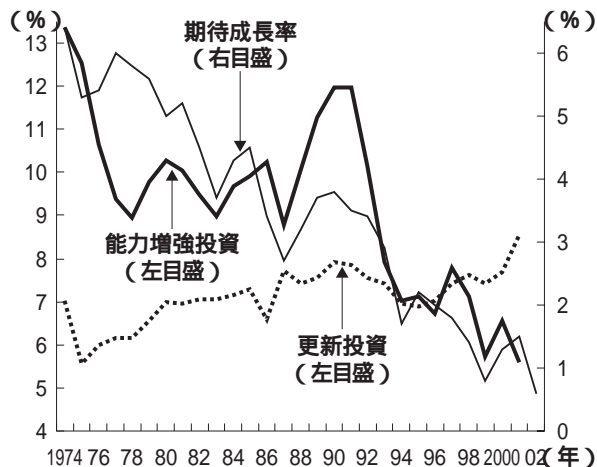
- (備考) 1. 要因分解は以下の式による

$$\text{設備投資} = 4.550 + 1.301 \times \text{売上高} + 3.247 \times \text{投資採算} - 0.667 \times \text{ストック調整}$$
(2.92)(9.14) (5.72) (-7.48) ()内はt値。決定係数 = 0.855
2. 投資採算 = 利払い前総資産経常利益率 - 貸出約定平均金利
3. ストック調整 = 過剰設備 ÷ トレンド線上の資本ストック
4. 財務省「法人企業統計季報」などより推計

去最低を記録した99年の5.7%を下回った。さらに、直近の能力増強投資の名目GDP比は、更新投資のそれを4年連続で下回っている。企業は設備投資を必要最低限の更新投資に絞り込んで、過剰な設備を廃棄・整理する動きを続けてきたことを示している。

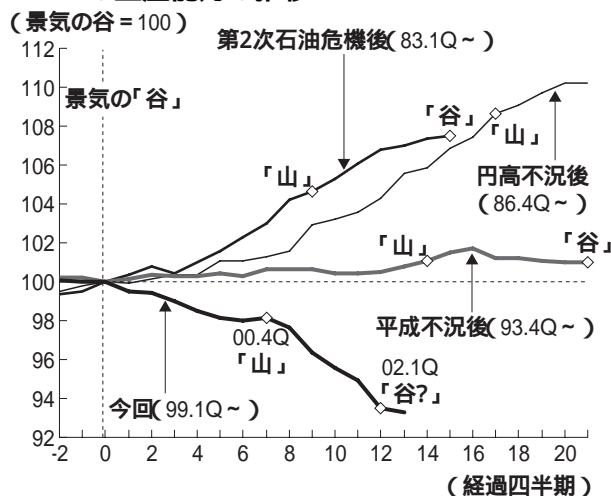
能力増強投資を抑制してきた結果、ここ数年、製造業の生産能力は低下傾向が続いている(図表7)。特に、最近では99年1月をボトムとする景気回復局面でさえも生産能力は低下

図表6 目的別設備投資の名目GDP比と期待成長率



(備考) 1. 期待成長率は今後3年間の企業の予想成長率
2. 内閣府資料より作成

図表7 80年代以降の景気循環における製造業の生産能力の推移

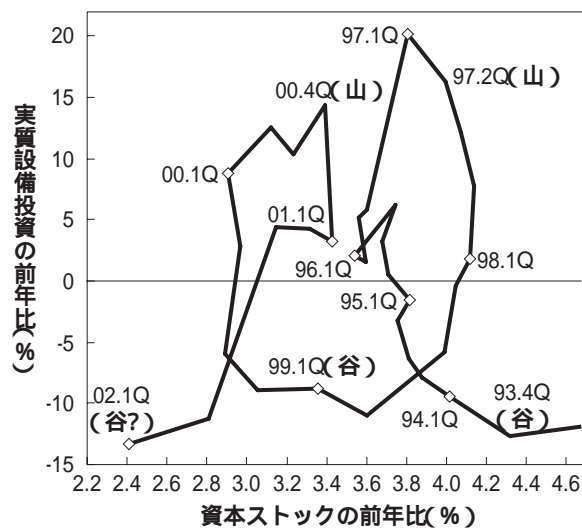


(備考) 経済産業省資料より作成

を続け、2000年10月をピークとする景気後退局面で生産能力は一段と低下した。景気回復期においては、生産能力が高まるケースが一般的で、93年10月をボトムとするバブル崩壊後の回復局面でさえ生産能力は小幅ながら上昇した。今回はほぼ一貫して生産能力が低下するなど、これまでには見られない調整が続いている。

以上のような過剰設備の廃棄・整理、能力増強投資の抑制などで、資本ストックの調整は徐々に進展してきた。実質設備投資と資本ストックの前年比をプロットした設備投資循環図(図表8)からは、ストック調整の進展を確認することができる。94~96年の回復局面では、ストックの伸びが3%台後半の水準まで低下した後に設備投資が上向いた。99~2000年の回復局面ではストックの伸びが2%台後半まで低下した水準で設備投資が回復に向かった。02年3月末のストックの伸びは、すでに過去の水準を大幅に下回り、前年比2.4%まで低下している。

図表8 設備投資循環の推移

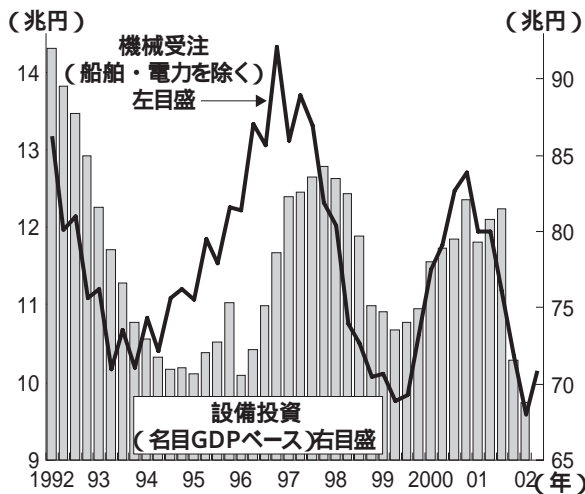


(備考) 内閣府資料より作成

一方、期待成長率は、94～96年から99～2000年にかけて0.5～1.0%程度低下し、さらに02年までに0.5%程度低下した。期待成長率の低下した分だけストックの伸びも低下することを考慮しても、足元の資本ストックの伸びは、期待成長率に見合う水準まで調整されてきたと考えられる。

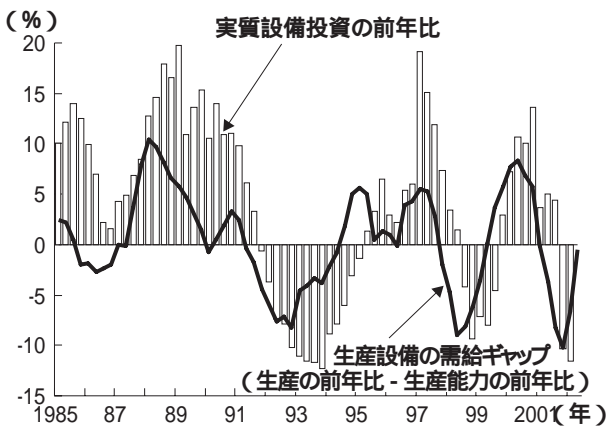
こうしたなか、設備投資の先行指標は相次いで好転しており、設備投資が今年度下期に底入れする可能性が示唆されている。設備投資に6～9カ月先行するとされる機械受注（船

図表9 機械受注と名目設備投資



(備考) 1. 機械受注は船舶・電力を除く民需。季節調整済み年率
2. 内閣府資料より作成

図表11 生産設備の需給ギャップ(製造業)と実質設備投資

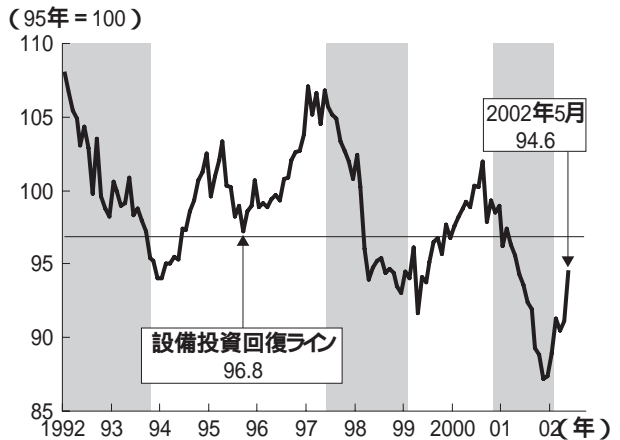


(備考) 経済産業省資料などより作成

舶・電力を除く民需)は、2000年10～12月を直近のピークに、ほぼ一貫して低下を続けてきたが、02年4～6月は前期比増加に転じた(図表9)。設備稼働率(95年=100)は景気後退とともに急低下したが、01年11月の87.2をボトムに上昇に転じ、02年5月には94.6まで上昇した(図表10)。設備投資の増減の分岐点と試算される設備稼働率(96.8)に接近してきた。

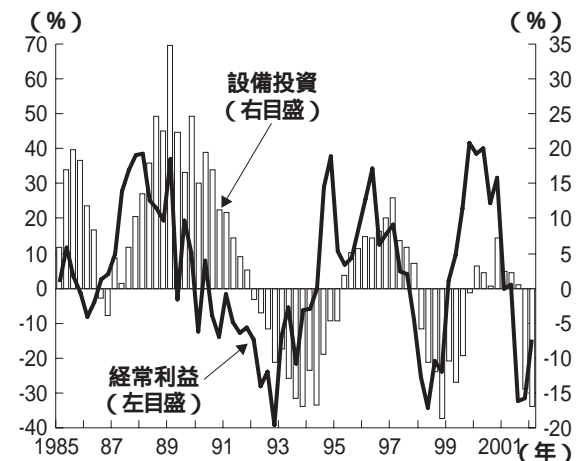
生産設備の需給ギャップも解消しつつある。鉱工業生産の前年比から生産能力の前年比を差し引いた需給ギャップ指数(図表11)は、

図表10 設備稼働率の推移



(備考) 1. 実質設備投資の前年比を稼働率で推計し、伸びがゼロとなる点を設備投資回復ラインとした。
2. シャド部分は景気後退期。02年1月を谷と仮定
3. 経済産業省資料より作成

図表12 企業収益と設備投資の前年比



(備考) 財務省「法人企業統計季報」より作成

設備投資に2四半期程度先行する傾向があるが、最近では、生産の前年比マイナスが縮小する一方で、生産能力の前年比マイナスが拡大していることで、改善方向で推移している。また、全産業ベースの経常利益の前年比（図表12）は、01年7～9月をボトムにマイナス幅が縮小するなど、設備投資回復の条件の一つである企業収益も底入れしたとみられる。

3. 米景気の間行も設備投資がカギを握る IT関連のストック調整は急速に進展

日本ではストック調整が徐々に進展し、設備投資の先行指標は好転してきたが、実際に設備投資が底入れするためには、今後も輸出が堅調を維持し、企業収益の回復が続くことが条件になる。つまり、世界経済のけん引役である米景気の間行の動向が重要で、その先行きは日本と同様に設備投資の間行がカギを握っている。

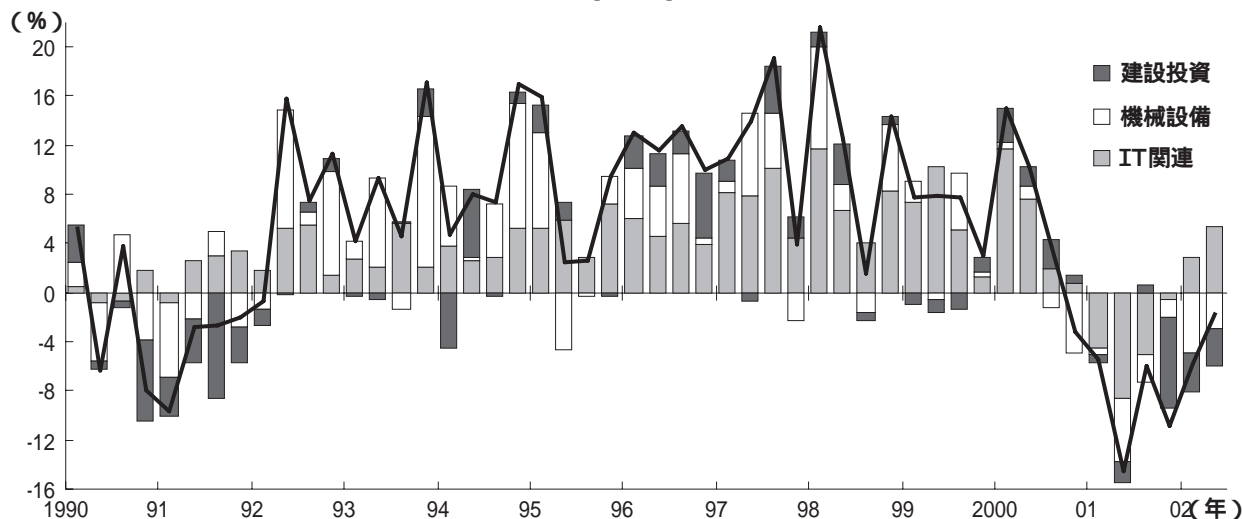
米国の実質設備投資は2000年10～12月に前

期比マイナスへ転じ、02年4～6月まで7四半期連続でマイナスが続いている。ただ、4～6月は前期比年率1.6%減とマイナス幅は2期連続で縮小した（図表13）。設備投資の内訳をみると、IT関連投資は今年1～3月から同6.6%増と5期ぶりにプラスに転じ、この4～6月も同12.2%増と2期連続のプラスとなった。4～6月の機械設備への投資と建設投資は、引き続きマイナスとなったがマイナス幅はともに縮小した。

IT関連に持ち直しの動きがみられるなど、設備投資の悪化に歯止めがかかってきた背景は、リストラの効果などで企業収益が回復に向かっていることによるものと考えられる。法人企業の税引き前利益は、02年1～3月に前期比プラスに転じ、4～6月も前期比プラスになったとみられる。ただ、同利益は01年に大幅に落ち込んだ影響から前年比ではマイナスが続いており、企業収益の本格的な回復感は依然として乏しい。

先行きの米設備投資に関しては、回復ペースこそ緩やかにとどまるものの、堅調な推移

図表13 実質設備投資の前期比年率と寄与度(米国)



(備考) 米商務省資料より作成

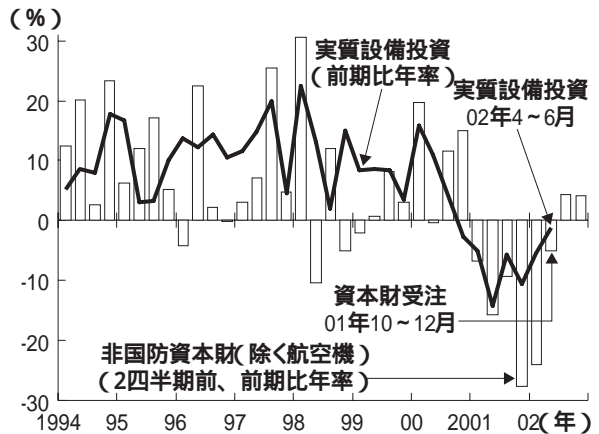
が予想される。リストラ効果などから企業収益の回復ペースは今後徐々に高まるとみられるほか、設備投資の先行指標は改善が続いている。設備投資に半年程度先行する資本財受注（航空機を除く非国防資本財）をみると（図表14）、02年1～3月に前期比年率4.3%増とプラスに転じ、4～6月も同4.1%増とプラスを維持するなど、今後の設備投資の回復を示唆している。

ただ、最近の企業会計不信を背景とした株価の大幅下落が、企業の投資マインドを冷やす可能性は否定できない。設備投資と株価の関係をみると（図表15）、設備投資は株価変動に半年から1年程度遅れて連動する傾向がある。企業収益が回復傾向で推移していることから、今後も株価の下落が続くとは考え難いが、低迷が長引けば、設備投資の回復に水を差す恐れも否定できない。

株価の下落といった懸念材料は残るものの、01年以降の設備投資抑制で資本ストックの調整は進展しており、回復に向けた基盤は徐々に整いつつある。

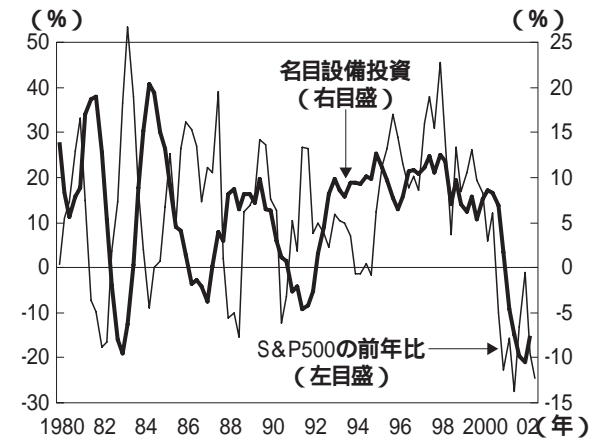
01年3月から始まった今回の景気後退局面における設備投資は、過去の例と比較しても、大幅かつ急激な減少となった（図表16）。前回の後退局面（1990年代初め）における設備投資は、設備投資のピークから底入れまで10四半期（2.5年）を要し、減少ペースは緩やかであった。今回は、前回は大幅に上回るペースで減少し、設備投資のピーク（2000年7～9月）を100とした指数でみると、02年4～6月には88.3と前回のボトム（92.7）を大幅に下回る水準ま

図表14 資本財受注と設備投資



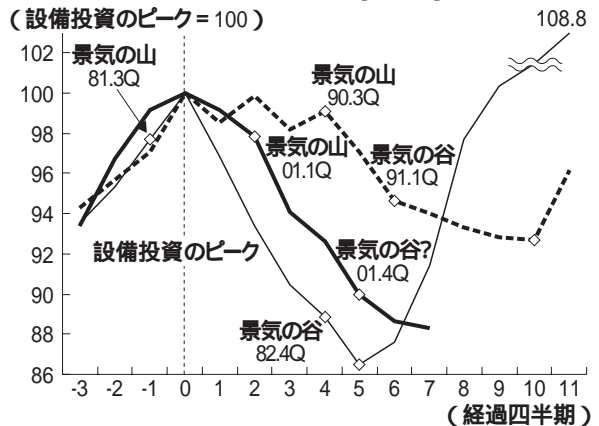
(備考) 1. 資本財は航空機を除く非国防資本財
2. 米商務省資料より作成

図表15 設備投資と株価



(備考) 1. 直近の株価は7月末の前年比
2. 米商務省資料などより作成

図表16 80年以降の景気転換点付近における実質設備投資の推移(米国)



(備考) 米商務省資料などより作成

で落ち込んだ。これは、80年代前半の第2次石油危機後とほぼ同じ減少ペースと減少幅である。当時は、設備投資を大幅に抑制したことでストック調整は急速に進み、6四半期目から急回復に転じている。

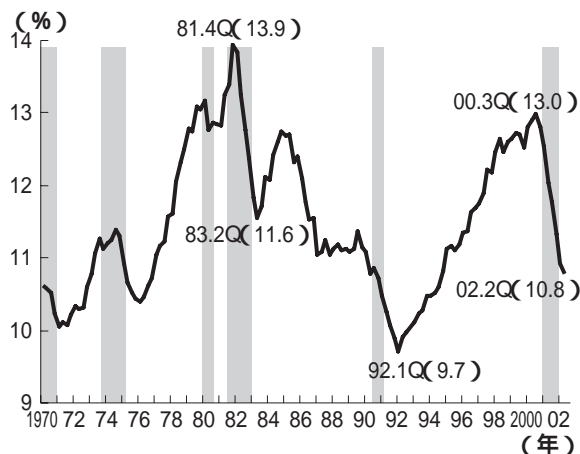
設備投資の名目GDP比をみても（図表17）、今回の設備投資の減少ペースは急激で、02年4～6月は10.8%と、すでに80年代後半の水準まで低下するなど、設備投資は大幅に抑制された。

米国の実質設備投資と資本ストックの前年比をプロットした設備投資循環図（図表18）からは、資本ストック調整の進展を確認することができる。01年に設備投資を大幅に削減した結果、01年末の資本ストックの伸びは2.4%増と前年末の4.2%増から急低下した。さらに、IT関連ストックについてみると（図表19）、2000年末の13.8%増から01年末には8.3%増まで鈍化した。これは、ウインドウズ95が登場しIT関連投資が本格化した95年末の伸び（8.9%増）を下回る水準で、IT関連のストック調整がほぼ一巡したことを示唆しているといえよう。

4. IT関連投資をけん引役に設備投資は2003年度にかけて緩やかな回復へ

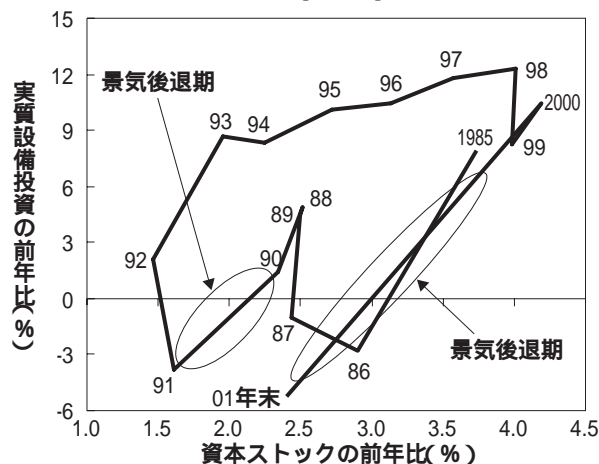
日本においてもIT関連ストックの調整は進展している。2001年はIT関連投資が3年ぶりにマイナスに転じたこともあり、同年末のIT関連ストックの前年比は6.3%増と、2000年末の13.3%増から大幅に鈍化した（図表20）。また、01年末のストックの伸びは、IT関連投資が本格化した95年以降で最低の伸びにとどまるなど、米国と同様にIT関連投資回復に向けた基

図表17 設備投資の名目GDP比(米国)



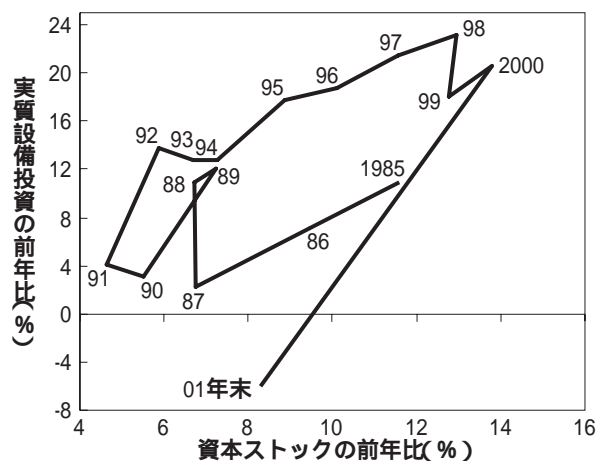
（備考）米商務省資料などより作成

図表18 設備投資循環(米国)



（備考）米商務省資料などより作成

図表19 IT関連の設備投資循環(米国)



（備考）米商務省資料などより作成

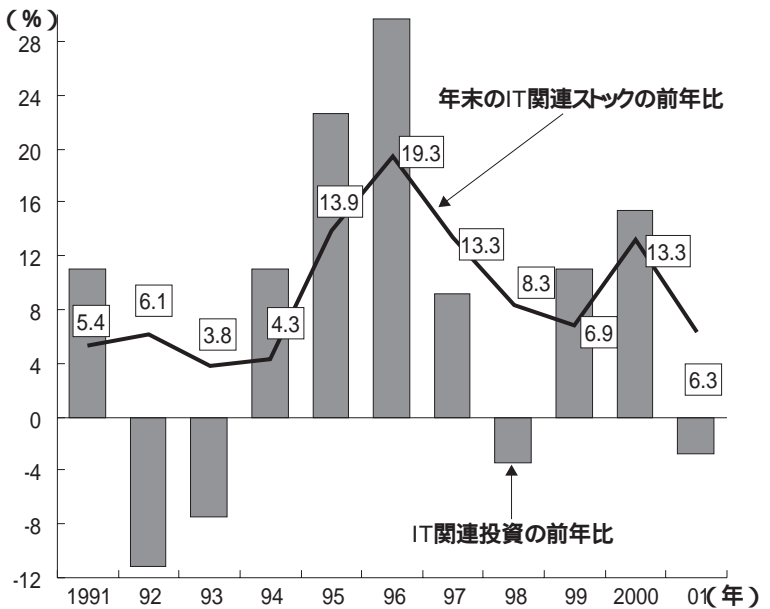
盤は徐々に整ってきたといえよう。

一方、足元の生産はIT関連を中心にすでに底入れしている。半導体やコンデンサ、通信機械などを加重平均したIT関連製品の生産指数は、昨年11月の105.4を大底に6月には127.1とボトムから20%以上回復した(図表21)。また、6月のIT関連製品の前年比は、昨年2月以来1年4カ月ぶりにプラスに転じるなど回復感は強まっている。機械受注をみても、電気機械などIT産業によるIT機器への発注は、2000年11月をピークに急減してきたが、直近3カ月(3~5月)は下げ

とどまるなど、IT関連の落ち込みに歯止めがかかっている(図表22)。

米景気の回復持続という前提付きながら、ストック調整の進展とIT関連製品の生産回復を背景に、設備投資はIT関連を中心に年度下期から03年度にかけて緩やかな回復に向かうと予想される。中期的にも、米国に比べて立ち

図表20 IT関連ストックとIT関連投資(実質)の前年比

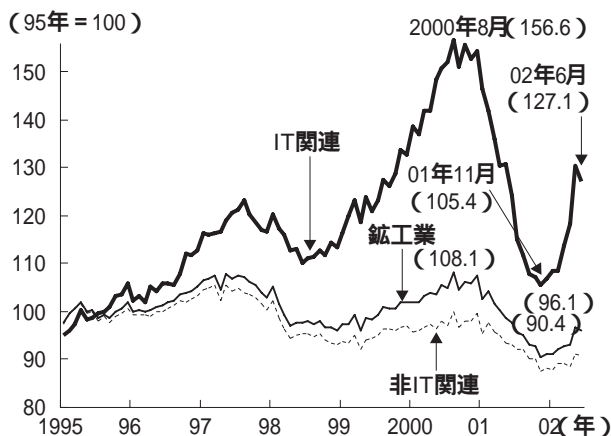


(備考) 1. IT関連投資は情報関連機器の生産、輸出入統計などをもとに信金中金総合研究所が推計
2. IT関連投資およびIT関連ストックはソフトウェアを含む。
3. 経済産業省資料などより作成

遅れているソフトウェア投資を中心に、IT関連が設備投資のけん引役となろう。

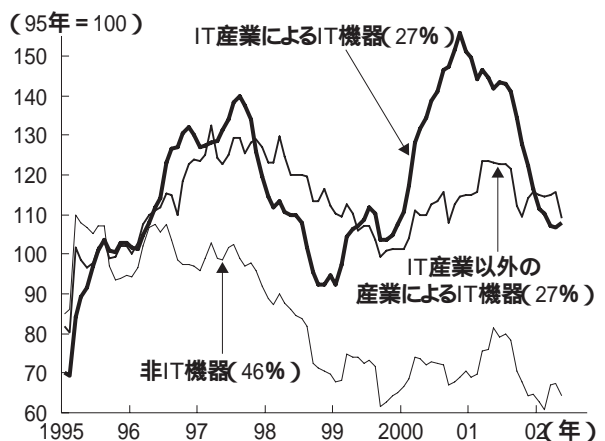
例えば、日米のソフトウェアを除いたIT機器類への投資の名目GDP比は、01年で日本1.9%、米国2.3%と格差は比較的小さい(図表23)。しかし、日米のソフトウェアを含むIT関連投資の名目GDP比をみると、米国のIT関連

図表21 鉱工業全体とIT関連品目の生産指数の推移



(備考) 1. IT関連品目は、通信機械、通信・電子部品、半導体素子、集積回路、半導体部品、電子計算機、電池
2. 経済産業省資料などより作成

図表22 発注者別・機種別の機械受注



(備考) 1. 6カ月移動平均。()内は2001年の民需に占める構成比
2. IT産業は、電気機械、通信、情報サービス。IT機器は、電子・通信機器への投資
3. 内閣府資料より作成

投資は、2000年の4.6%から01年には4.0%へ急低下したものの、01年の日本の2.8%を大幅に上回っている。

日米格差は名目GDP比で1.2%、金額に換算すると約5.9兆円に相当する。日本では機器やインフラは比較的整備されたものの、それを利用するための投資が遅れているということだ。

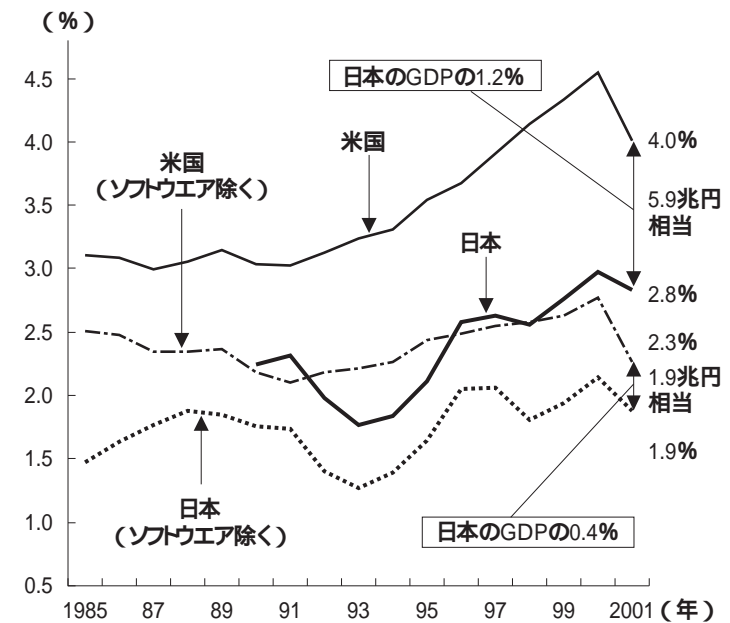
内閣府の「企業行動に関するアンケート調査」によれば(図表24) 今後3年間の設備投資は年平均で1.2%増の計画となっているが、そのうちIT関連投資は年平均7.1%増と引き続き高い伸びが計画されている。IT関連投資のなかでは、ソフトウェアの構成比が過去3年の平均である29.0%から、今後3年の平均では31.8%へ高まるとみられるなど、今後のIT関連投資はソフトウェアに重心がシフトしてくると予想される。

日本の景気は、輸出や生産など一部に明るさもみられるが、株価の下落などで景気の先行き不透明感は強まっている。輸出、生産の

好調を個人消費や設備投資の回復に結び付けていくことは、政府が経済政策を運営していくうえで重要な課題であり、政府は景気に配慮した経済政策を実施し、景気回復を確かなものにする必要がある。

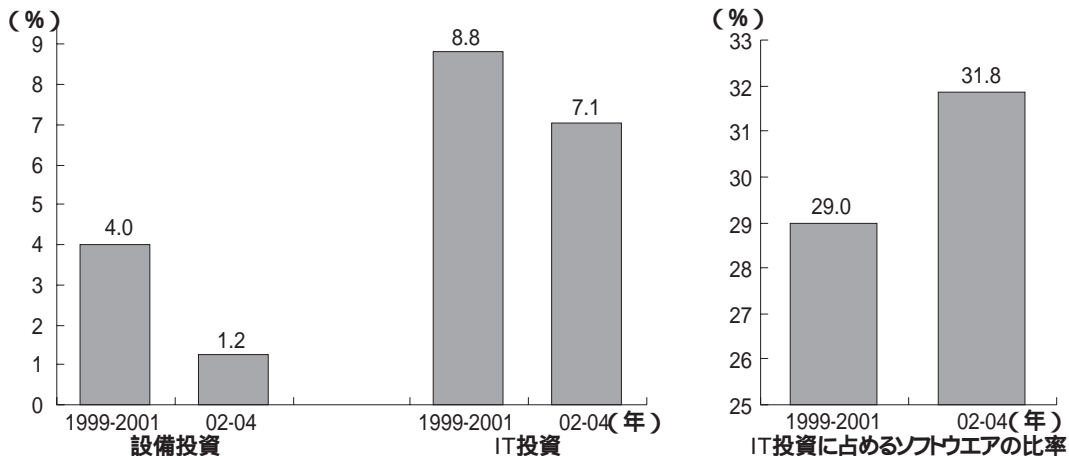
2002年6月17日に発表された追加デフレ対策では研究開発促進税制の拡充やITやバイオなど戦略分野に関する投資減税を打ち出したが、

図表23 日米のIT関連投資の名目GDP比



(備考) 1. IT関連投資は情報関連機器の生産、輸出入統計などをもとに信金中金総合研究所が推計
2. 経済産業省資料などより作成

図表24 過去3年・今後3年の設備投資の年平均増加率とソフトウェアの構成比



(備考) 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」より作成

具体化は秋の臨時国会に持ち越されるなど、設備投資を刺激するには程遠い内容であった。

こうしたなか、自民党デフレ対策特命委員会は、第3次デフレ対策への提言を7月29日に決定し政府に申し入れた。設備投資関連では、IT投資額の10%を税額控除する案や研究開発費の一定割合（最大10%）を税額控除する案を提言している。一方、政府でも、企業の法人税負担を1兆円程度軽減するような先行減税を03年度に実施するための検討に入った。減税は、法人税率の引き下げ、IT関連を中心とした設備投資減税、研究開発促進税制、起業促進のための優遇税制、などが柱になるとみられるが、民間需要を引き出し、経済活性化につながるような思い切った対策が必要といえよう。

例えば、設備の減価償却を法律で定めた期

間より前倒しで進める加速度償却の導入なども減税案の一つである。特に、陳腐化の早いIT関連設備に関しては、即時償却（投資した年に全額を償却）を可能にして、企業の税負担を軽減するといった優遇策の導入を検討すべきである。99年度から2年間、100万円未満までの情報機器の即時償却を認めた「パソコン減税」を導入したことで、企業のパソコン購入が盛り上がりを見せるなど投資刺激効果は確認されている。

財政再建の目処が立たないなかで、税収減を抑えたいとする財務省のスタンスも理解できるが、日本企業の競争力を高め、景気を民需主導の自律回復軌道に乗せるためには、IT関連を中心とした設備投資の拡大を促すような思い切った投資減税や規制緩和を早期に実行することが必要といえよう。

参考文献

1. 内閣府『経済財政白書』財務省印刷局（2001）
2. 総務省『平成14年版情報通信白書』ぎょうせい（2002）
3. 旧経済企画庁経済研究所『主要国における資本ストックの測定法』旧大蔵省印刷局（1996）

注目集める不良債権の流動化

- 実際の活用にはクリアすべき問題も -

間下 聡 (総合研究所)

(要 旨)

1. 不良債権の処理方法と流動化 求められる最終処理

不良債権の処理方法として、資産の債権額はそのままとし、貸倒引当金を積む間接償却と、債権額自体を減額する直接償却（貸倒償却）がある。間接償却は追加損失が発生する恐れがあり、貸倒償却は法的整理が原則となるため機動性に欠ける。最終処理には貸倒償却のほかに、私的整理に基づく債権放棄と第三者への任意売却（流動化）がある。機動的に不良債権を処理し、損失を確定するには任意売却が有力な方法だ。売却先としては、投資ファンド（外資が中心）やサービサーのほか、整理回収機構がある。担保不動産が良質であれば、不動産投信への組入れも考えられよう。

2. 小口化・証券化の方法 優先劣後構造を取り込み多様な投資機会を提供

流動化には、不良債権や担保不動産を、不動産特定共同事業を営む組合や特定目的会社（SPC）に売却したり、信託銀行に信託したりして、広く投資家に分割売却する小口化・証券化という方法もある。組合への出資持分や従来型信託の受益権は流動性に乏しいという欠点があるが、資産流動化法上の特定目的会社や特定目的信託（SPT）は、発行証券の流動性が高いことに加えて、担保不動産を裏打ちに信用上の優先劣後がある複数の証券を発行し、安全指向からリスク指向まで、様々な投資家ニーズに応えることができる。証券取引法上の有価証券として、ディスクロージャー制度も充実している。

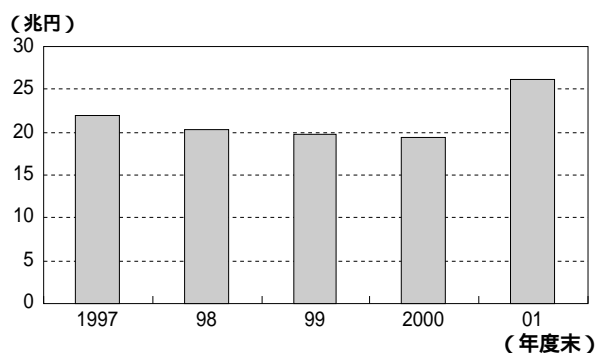
3. リスク指向の投資家が少ないことに加えて、不動産の評価法、税制に課題

証券化も万能ではない。まず、我が国にはリスク指向の投資家が少ないために、不良債権や担保不動産を売却した金融機関自身が証券化商品の劣後部分を購入するケースがある。その場合、オフバランス効果が得られず、BISの新しい自己資本比率規制が導入されれば、その点でも不利となる。また、売却する金融機関は、投資家が不動産の評価基準として重視する収益還元法を尊重する必要がある。国土交通省の新評価基準も収益還元法を重視している。不動産登録免許税と不動産取引税は信託に比べてSPCの場合の税率が高い点も改善の余地があろう。また、当然のことながら、フローの収益を生みにくい不動産については、そもそも証券化が難しいという問題もある。

はじめに

2001年8月、経済財政諮問会議に金融相の提出した金融再生シナリオによれば、不良債権残高は2002年3月末から2004年3月末にかけて漸減し、その間の不良債権処理損失額も年度当たり3兆円にとどまるという見通しであった。しかし、大手銀行（都銀、長信銀、信託銀）の2002年3月期決算発表によると、不良債権残高はリスク管理債権でみて前期の19.3兆円に比べ、35%増の26.1兆円に達した（図表1）。97年度末の22.0兆円を超え、過去最大の規模である。不良債権残高と、その処理損失額の増加の流れは地域金融機関にも広がっており、金融再生シナリオは、その足元から、見直しを余儀なくされている。わが国の不良債権処理の加速はすでに国際公約化しており、政府当局や金融機関の間でも、抜本的な不良債権処理が避けて通れないという危機意識が強まっている。不良債権処理の活発化に伴い、その手段としての不良債権や担保不動産の売却、証券化が増加し、わが国においても不良債権売買市場が拡大する機運が高まっている。

図表1 大手銀行のリスク管理債権額の推移



(備考) 1. 大手銀行は都銀、長信銀、信託銀行
2. 金融庁ホームページなどより信金中央金庫総合研究所作成

1. 不良債権の処理方法と流動化 求められる最終処理

(1) 不良債権の間接償却と最終処理

不良債権の処理方法としては、「間接償却」と「直接償却などの最終処理」とに大別される（図表2）。

間接償却とは、不良債権となった貸出金の毀損の程度を見積もり、その損失見込額を貸倒引当金に計上し、償却する方法で、貸借対照表に貸出金と貸倒引当金が両立てで計上される。要注意先債権については一般貸倒引当金が計上され、破綻懸念先以下の債権については個別貸倒引当金が計上される。間接償却の場合、追加損失の発生がネックとなる。

一方、最終処理にはまず、直接償却としての貸倒償却がある。これは法的整理などにより、債権債務関係が最終決着し、債務者の清算などが行われて、貸出金と対応する個別貸倒引当金を相殺し、回収不能額が貸出金残高から直接減額される償却である。なお、ここで、それまでに積み立てた個別貸倒引当金が回収不能額に対して積み不足であった場合には、貸倒償却により追加損失が発生することになる。貸倒引当金が過剰な場合には、逆に戻入益が生じる。

最終処理には他に、その債務者企業の合理的な再建計画に基づいて債権の一部を直接減額する債権放棄（主に私的整理の場合）と、他者に売却してその売却額をもって回収し、損失を確定させる流動化（任意売却）とがある。なお、債権放棄と任意売却は、不良債権残高

図表2 不良債権の処理方法

| 分類 | 方法 | 対象債権 | 損失額 | 税金の取扱い |
|------|-------------------|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 間接償却 | 一般貸倒引当金 | 要注意先債権 (正常先債権については省略) | 金融機関内部の信用格付けなどに応じてグループに区分した上で当該区分ごとに貸倒実績率または倒産確率に基づいた損失見込率を求め、必要な修正を加えて計上(担保による回収可能額は考慮せず) | 有税か無税かについては国税当局と個別に協議の上判断 |
| | 個別貸倒引当金 | 破綻懸念先債権 | 債権額から担保の処分可能額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、 <u>残額のうち必要額を計上</u> | 同上。なお、個別貸倒引当金はほとんどが有税 |
| | | 実質破綻先債権 破綻先債権 | 債権額から担保の処分可能額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、計上 | 同上。なお、個別貸倒引当金はほとんどが有税 |
| 最終処理 | 貸倒償却 (狭義の直接償却) | 実質破綻先債権 破綻先債権 | 同上 | 有税か無税かについては国税当局と個別に協議の上判断 |
| | 債権放棄 | 法的整理、私的整理の会社に対する債権 | 会社更生法、商法上の特別清算等の規定に基づく切捨額や、合理的な再建計画に基づく債権放棄額等 | 無税(担保不動産について日本不動産鑑定協会の価格算定ルールに従う必要) |
| | 流動化 (任意売却) | 債権全般 | 売却価格が「簿価 - 既償却額」を下回れば売却損 | 無税(担保不動産について日本不動産鑑定協会の価格算定ルールに従う必要) |

(備考) 1. 任意売却とは、担保の目的物を法定手続きによらずに処分すること。
 2. 日本不動産鑑定協会の価格算定ルールとは、「不良債権担保不動産の適正評価手続きにおける不動産の鑑定評価に際して留意すべき事項について」のこと。
 3. 日本公認会計士協会「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」、中央青山監査法人ホームページなどより、信金中央金庫総合研究所作成

が直接減額されるため、貸倒償却と併せたこの3種類の処理を総称して、直接償却と呼ぶ場合もある。

貸倒償却は、その処理を行うために、債務者企業を法的整理に追い込んでしまうと、債務者の事業基盤を著しく毀損したり、失業を通じて景気に悪影響を与えかねず、また、手続きに時間がかかるという面もあり、処理方法として現実的ではないとの見方がある。

債権放棄については、2001年9月に「私的整理に関するガイドライン」が発表され、国税庁も、これに基づき、多数の金融機関が参加

した経済合理性のある債権放棄であれば、原則として放棄額の無税償却を認める方針を打ち出した。債権放棄による再建であれば、債務者のブランド力や商品供給が確保されるなど、事業価値の減少を最小限にできるというメリットがあり、法的整理よりも現実的な最終処理方法として注目する向きもある。ただ、債権放棄も全額でない限りは、金融機関がその債務者の信用リスクに関与し続けることを意味するため、追加損失の発生リスクから完全に解放されるわけではない。

そこで、最終処理の有力手法の1つとして注

目を集めているのが、債権の流動化である。不良債権や担保不動産を他者に売り切ってしまう、売却代金を回収することで、損失を確定できる。不良債権は全額、貸借対照表から取り除かれ、追加損失リスクは買い手側に完全に移転されることになる。流動化は現時点では最も迅速にして望ましい最終処理であると言える。ただ、債権者である金融機関による担保不動産の処分については、債務不履行に陥る前に、メインバンクを中心とした金融団で、貸出残高の維持やリスケジュール、金利減免あるいは棚上げといったような調整を経て、金融団が必要と判断した場合に実行されるのが普通であり、その時間と手続きは必要となる。

以下、不良債権や担保不動産の流動化について想定される、主な方法についてみていくことにする。

(2) 不良債権・担保不動産の売却

流動化の方法には、大きく分けて、大口の買い手への売却と、小口化・証券化の2つの方法がある。不良債権を持つ金融機関にとっては、その担保不動産を買い手に任意売却するという点では両者は同じであるが、小口化・証券化の場合は、最終的に複数の投資家に分けて販売するために、組合、信託、特定目的会社（SPC）などの仕組みを利用する点が異なる。

図表3では、不良債権・担保不動産の流動化に利用可能な主な方法と簡単な特徴を紹介している。そのうち、小口化・証券化について

は次章で詳しくみることにして、ここでは売却について紹介する。

売却については、バルクセールや、債権管理回収業者（サービサー）と整理回収機構（RCC）の利用が挙げられる。

バルクセールは、複数の不良債権をまとめて大口で一括売却する方法で、海外のハゲタカファンドや企業再生ファンドのような投資ファンドなど、ハイリスク・ハイリターンを追求する投資家が買い手となる。

また、サービサーへの売却は、回収ノウハウに長けたサービサーが債権を購入し、購入価格を上回る売却で回収益をあげることを狙う。売り手の金融機関は、債権を割安で売却することにより、早期に最終処理を行える。投資ファンドやサービサーへの売却で、金融機関は不良債権の回収作業から解放される。

民間銀行が共同出資で設立した共同債権買取機構（CCPC）への売却の場合、その金融機関が引き続き不良債権の管理・回収業務をCCPCに委託される。1998年11月までは、任意売却した場合の売却損が無税の取扱いを受けられるかどうか明確でなかったため、無税償却できるCCPCへの売却が活発に行われたが、1998年3月に一旦、買取りを停止した。CCPCは同年9月から新しいルールで債権買取りを再開したものの、再開後の買取りは低調に推移したため、2001年3月末をもって買取りを終了した。

政府部門である整理回収機構（RCC）にも売却することができる。従来、RCCは、不良債権について、追加損失を被らないように、そ

図表3 不良債権・担保不動産の主な流動化の方法

| 種 類 | | スキーム | 流動性等 | |
|---------|--------------|--|---|------------------------------|
| 売 却 | バルクセール | 不良債権等を複数まとめて投資家が購入。自身で清算、回収、または企業再建して転売 | 流動性等 | |
| | サービサーへの売却 | 投資家としてのサービサーが買取債権を回収し、回収益を追求 | | |
| | 共同債権買取機構への売却 | 管理・回収は持込金融機関に委託し、担保不動産は不動産市場で、不良債権はバルクセールで売却（終了済み） | | |
| | 整理回収機構への売却 | 回収、売却・証券化や企業再生（自身の信託機能や、企業再建ファンドなども活用） | | |
| 小口化・証券化 | 特定共同事業法 | 任意組合(民法) | 出資持分は第三者に譲渡できるが、現状、流通市場といえるものは不在 | |
| | | 匿名組合(商法) | 同上 | |
| | 信託 | 不動産信託 | 信託された不動産を信託銀行が運用し、契約終了時に不動産を売却して受益者に償還。分割は最高50口、最低分割単位1,000万円 | 受益権を分割・譲渡できるのは当初の委託者のみ |
| | | 金銭信託 | 信託銀行が信託された金銭をもって土地建物を購入、運用し、契約終了時に土地建物を売却して受益者に金銭で償還 | 信託受益権の譲渡は信託銀行の承諾が必要 |
| | 資産流動化法 | 特定目的会社(SPC) | SPCが資産を裏打ちに特定社債や優先出資証券を発行。社債償還時に担保不動産を売却して償還資金を調達するケースが多いと考えられる | SPCの発行する証券は証券取引法上の有価証券 |
| | | 特定目的信託(SPT) | 不良債権が担保不動産を信託。契約終了時に担保不動産を売却して受益者に償還 | 信託の受益証券は証券取引法上の有価証券 |
| | 投信 | 不動産投資信託(J-REIT) | ファンドが不動産物件のポートフォリオで運用。不良債権の担保不動産を一部組み入れる可能性あり。証券化とは異なり、不動産の入れ替えあり。投資家は収益配当を受け、市場で売却 | 現行は会社型であり、投資法人株式は上場され、取引所で売買 |

(備考) 信金中央金庫総合研究所作成

のリスクを織り込んだディスカウント価格で買い取ってきたが、2002年1月からは時価で買い取ることになった。また、RCCは2001年6月より信託兼営が認可されており、金融機関はRCCの債権管理回収力を利用して信託方式による流動化、証券化を行えるようになった。しかし、RCCによる不良債権買取りは期待通りに進んでいないと考えられている。RCCの買

取価格が低過ぎるからだと考えた政府は、買取価格の引き上げを要請したが、その実効性には疑問が持たれている。

なお、不良債権の担保不動産の買い手としては、不動産投資信託(J-REIT)なども考えられる。不動産投信は、純貯蓄主体としての個人部門の投資資金を、不動産市場に呼び込む商品として期待されている。そのため、大

手不動産会社が関与した先発の不動産投信は、もっぱら優良商業不動産物件でポートフォリオを固めていたが、ここに来て、一部、不良債権の担保不動産を組み込んだものも出てきた。不動産としての利用価値があり、フローの収益を生むものであって、妥当な価格で取得可能な不動産であれば、不良債権の担保不動産であっても、ポートフォリオに組み入れられることが期待できよう。

2. 小口化・証券化の方法 優先劣後構造を取り込み多様な投資機会を提供

続いて、小口化・証券化についてみていく。小口化・証券化の方法としては、不動産特定共同事業法による組合方式、従来型の信託、資産流動化法による特定目的会社（SPC：Special Purpose Company）、特定目的信託（SPT：Special Purpose Trust）などが代表例である。

（1）不動産特定共同事業法と信託

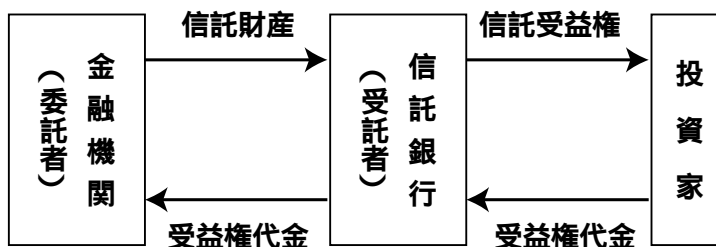
不動産特定共同事業法による組合方式には、民法上の任意組合と、商法上の匿名組合がある。1995年4月に不動産特定共同事業法が施行されてからは、許可を得て匿名組合事業を営む業者の不動産取引に、投資家が金銭出資する、匿名組合がもっぱら用いられてきた。当初は低迷が続いたが、99年2月に出資持分の転売制限が廃止され、最低出資単位が1,000万円から500万円に引き下げられたこともあって、組合の設立が増えた。その後も最低出資単位は引き下げられ、2001年7月

には完全撤廃された。ただし、いまだに出資持分の流通市場といえるものはない。匿名組合は、不動産取引を実行する業者が自分の不動産を事業用に指定した場合、不動産流通関連税がかからないというメリットがあるが、その場合は不動産をオフバランスできないため、金融機関にはあまり利用されず、もっぱら不動産会社による保有不動産の資金化に利用されている。

次に、不動産信託、金銭信託といった従来型の信託の利用についてみる。

不動産信託は、不動産を信託し、その信託受益権を投資家に販売し（図表4）、信託銀行が不動産を管理・運営、処分して得た収益を投資家に還元する。不動産信託はもともと、受益者が不動産信託の委託者のみに限定され、他者への受益権の譲渡が認められなかったため、不動産の共同持分権を多数の投資家に販売し、その投資家が持分権を信託するという小口化が図られていた。1998年3月からは、当初の委託者による受益権の分割と譲渡が認められることになったが、口数は最高50口、最低分割単位は1,000万円とされ、二次売却はできない。したがって、投資家にとって流動性の制約が大きい方法となっている。

図表4 従来型の信託による資産流動化



（備考）1. 信託財産は、不動産、金銭
2. 信金中央金庫総合研究所作成

また、金銭を信託して、その金銭で不動産を購入し、管理・運営し処分して得た金銭を、信託受益権を購入した投資家に還元する方法も考えられるが、信託受益権の譲渡には受託銀行の同意が必要であり、無記名であれば証券の譲渡によって譲渡が成立する有価証券よりも流動性に劣ると考えられる。

(2) 資産流動化法とSPC、SPT

上述した、不動産特定共同事業法や不動産信託などの方法では、出資持分や信託受益権の小口化や流動性に限界があった。そこで、特定の資産を流動化する目的で、その特定資産のみを資産として保有し、それがもたらす収益や処分代金の分配を受ける権利を示す社債や優先出資証券を発行するためだけの特定目的会社（SPC：Special Purpose Company）（図表5）について、1998年9月1日に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（旧SPC法）が施行された。

それ以前にも、商法による特別目的会社（SPC）による証券化の方法はあったが、当時の法的枠組みでは一般の株式会社と同様の最低資本金や取締役の設置などが求められたり、SPC段階で法人税が課税されることによる、優先出資証券への配当に対する二重課税の問題があった。そこで、それを避けるためにケイマンなど海外のタックスヘイブンでSPCを設立して、その東京支店を利用する方法が取られた。

旧SPC法に基づくSPCは、SPCの

配当可能金額の90%超を配当するなどの条件を満たせば、配当を損金算入することができ、配当二重課税の問題をクリアしたことで、国内でのSPC設立が活発化した。

さらに、2000年11月30日には旧SPC法を一部改正した資産流動化法（新SPC法）が施行され、SPCの利便性が向上した。また、新SPC法では新たに後述する特定目的信託（SPT：Special Purpose Trust）制度も創設された。

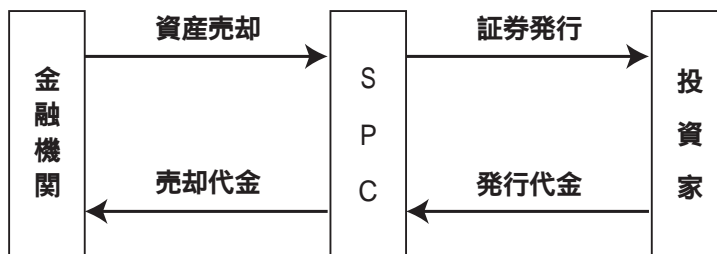
(3) SPCによる証券化 優先劣後構造の取り込み

次に、流動化手段の中でも、信用補完や優先劣後構造などを取り入れ、投資家に提供するリスク・リターンが容易な、SPCによる証券化の仕組みについて詳しくみる。

SPCによる証券化の場合、SPCの資産である不良債権や担保不動産のプール全体がもたらす元利償還原資を優先部分と劣後部分とに配分し、リスク・リターンの異なる商品販売することで、異なったニーズを持つ投資家に販売することが可能だ。

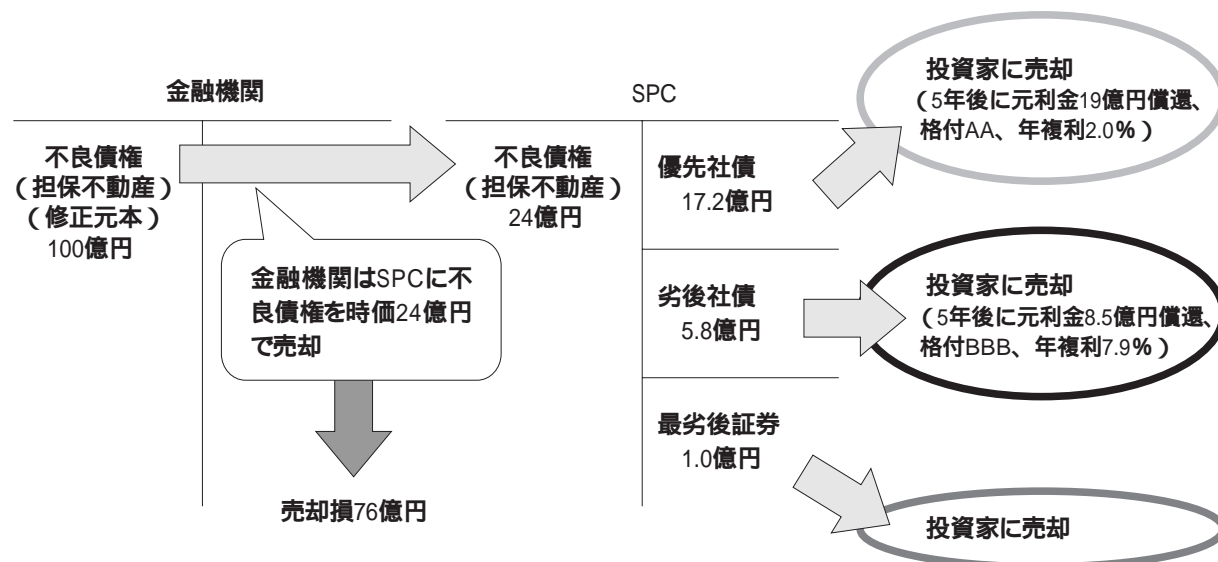
図表6のイメージ図に示したように、優先社債、劣後社債、最劣後証券の3種類の証券がそれぞれの発行条件で発行されるとする。デフ

図表5 SPCによる資産流動化



（備考）信金中央金庫総合研究所作成

図表6 SPCを利用した不良債権の証券化のイメージ



- (備考) 1. 資産流動化法によれば、SPCを設立するために別途、原債権者やアレンジャーが最低限の特定資本を出資しなければならないが、ここでは省略する。
 2. 修正元本とは当初元本から貸倒引当金引当額を差し引いたもの。
 3. イメージであり、例示した数値や格付などの条件はあくまで仮想のものである。
 4. 信金中央金庫総合研究所作成

オルトリスクは、まず、最劣後証券の投資家から負担することになる。もし、この資産を裏打ちにSPCが1種類の証券しか発行しなければ、すべての投資家に同じリスク・リターン

の証券を24億円販売することになる。しかし、優先社債、劣後社債といった信用リスク負担上の階層を設け、SPC内部での信用補完を行えば、より安全で格付の高い優先社債から、よりリスクが高く、格付も低い、期待されるリターンも高い最劣後証券まで、さまざまなリスク選好をもった投資家に証券化商品を販売できる。SPCが担保不動産を売却する際に、価格が値上がりしているような場合、最劣後証券は社債ではなく優先出資証券で発行されるので、その担保不動産の値上がり利益は、高いリスクを負担した出資者に集中的に還元することができる。

しかし、劣後社債や最劣後証券の損失リス

クが高すぎ、投資家が現れないような場合には、まず、金融機関は証券化の当初の段階で、不良債権ないし担保不動産のSPCに対する売却価格を引き下げ、証券化商品全体のリスクを引き下げ、期待リターンを引き上げることが考えられる。ただし、これを行えば、金融機関の売却損は膨らむことになる。

そこで苦肉の策として、金融機関は、外資系などの他の金融機関に手数料を払って損失保証を付けたり、最劣後証券を買い戻す条件を付けたり、さらには、証券化の原債権者である金融機関自身が、証券化商品の最劣後証券に投資してしまうこともある。金融機関が最劣後証券全額に投資する場合、償還時点での回収額が27.5億円以上あれば、劣後証券は予定通り元利償還される。ただし、後述するように、金融機関自身による買い戻しには問題がある。

(4) SPTの特徴

この章の最後に、新SPC法上のSPTを、同法上のSPCや従来型の信託と比べた場合の特徴についてみる。

まず、共通点を見ると、SPTはSPCと同様に、一部の例外を除き、財産権一般を対象にできる。また、SPTは実績配当を受ける信託受益証券に対して、元利金を先に確保した社債的受益証券を発行でき、複数の受益証券の発行を通じて、SPCの場合と同様に優先劣後構造を取り込める。従来型の信託の法的枠組みでは、性格の異なる複数の受益証券を発行できるかどうか不明確で、1999年以降、一部なし崩し的に行われてきたが、SPTは実績配当的な受益証券が発行される場合には、併せて社債的受益証券が発行できるようになった。

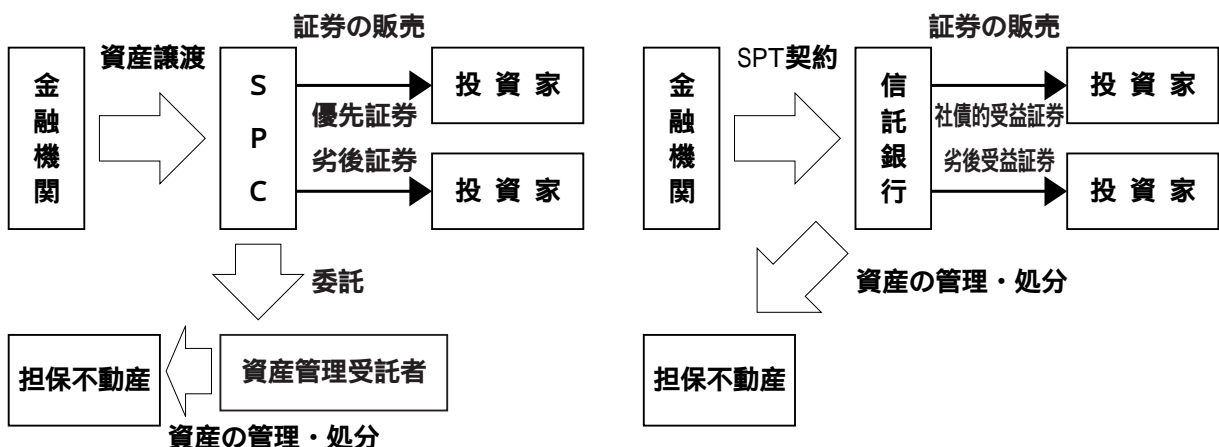
さらに、SPCの場合はその業務開始に先立ち資産流動化計画を、SPTの場合はその契約締結のつど、資産信託流動化計画を内閣総理大臣に届け出なければならない。資産流動化計画とは、流動化の計画期間、発行する証券に関する事項、流動化対象資産の内容、流動

化資産の管理・処分の方法など基本的な事項を定めたものであり、資産信託流動化計画もそれに相当する。従来型の信託にはない制度である。SPCの発行する証券も、SPTの受益証券も証券取引法上の有価証券であり、流動性の面から互いに遜色はない一方、発行、募集、流通の段階で、同法が求めるディスクロージャーが必要となる。投資家にとってはその分、投資しやすいことになる。

次に、SPTを用いた場合の、SPCによる場合との違いについてみる。SPC自体は、流動化対象資産を裏打ちとした社債や優先出資証券等の資産対応証券を発行するための器であって、資産を管理し、処分する機能はなく（図表7）、資産管理受託者に対象資産の管理・処分を委託しなければならない。また、SPCの役職員は資産対応証券を販売できず、証券会社や銀行等の金融機関、その流動化資産をSPCに売却した原債権者たる金融機関などに販売してもらう。

一方、SPTの場合は、信託銀行が単に流動化のための器であるだけでなく、流動化対象

図表7 SPCとSPTの流動化の仕組み



(備考) 信金中央金庫総合研究所作成

資産の管理・処分や、SPT受益証券の販売を行えるなど、流動化のためのかなりの業務を信託銀行が一括して行える。

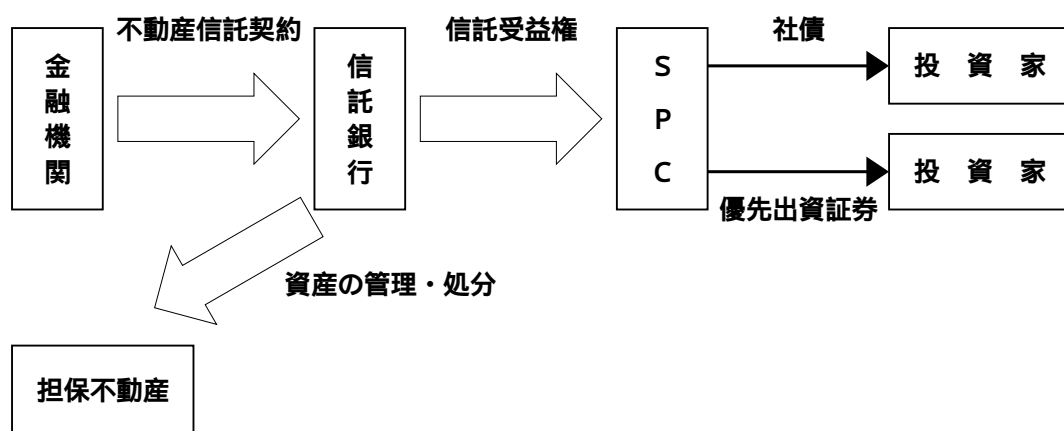
また、SPTに不動産を信託する場合、従来型の信託と同様に、不動産登録免許税は0.6%で不動産取引税はかからない。一方、SPCに売却する場合は不動産登録免許税2.5%、不動産取引税2.0%となっており、SPTの方が、SPCよりも不動産関連税が有利である。

加えて、信託とSPCとで倒産隔離性に差はないものの、SPCを利用して原債権者が資産管理受託者を兼ねた場合に、原債権者の倒産により資産管理に不備が生じて資産の劣化につながる恐れがある。一方、SPTを利用して信託銀行が資産管理処分を行う場合は、信託銀行の倒産の場合にも、裁判所による新しい信託銀行の選任、資産管理業務の新しい信託銀行への引き継ぎに対する、倒産した信託銀行の破産管財人の協力義務などが信託法で定められている。また、信託財産は信託銀行固有の財産と分別管理されている。それゆえ、SPTの方が資産の安全上優れているとの見方

もある。以上を見る限り、SPT制度ができた現在は、総合的にみてSPCよりもSPTを用いるほうが、利便性が優れている。

しかし、制度導入時には期待を集めたSPTも、実際にはほとんど利用されておらず、SPCの利用が活発である。その理由の1つとして、SPTの信託財産に関する税制の取扱いが従来型の信託一般とは異なる点が挙げられる。従来型の信託は、信託財産自体が利子、配当や賃料などの収入をあげたとしても、その段階では課税されず、受益者に配当される段階で課税される。しかし、SPTの場合、資産流動化法上のSPCと税金の取扱いが同じになるように、その信託財産には原則、法人税が課税され、資産流動化法上のSPCと同様に、配当可能金額の90%超を配当するなどの条件を満たせば、配当を損金算入することができる仕組みになっている。そのため、実質的には二重課税されないで済むとしても、SPCと同様に申告・納税などの事務が伴うため、従来型の信託よりも事務コストはかさむことになる。そのコストのアップ分を、信託報酬に反映し

図表8 不動産信託とSPCを併用したケース



(備考) 信金中央金庫総合研究所作成

にくいなどの理由から、信託銀行もあまりSPTに積極的ではないという声もある。

そこで、従来型の信託を利用して不動産関連税制上のメリットを受けた上で、その信託受益権を資産流動化法上のSPCに譲渡して証券化する方法がとられるケースも少なくない(図表8)。小口化・証券化のスキームについては、関与するプレーヤーが課す実際の手数料などにより、有利不利は個別の案件ごとによって変わってくるというのが実際だ。

3. リスク指向の投資家が少ないことに加えて、不動産の評価法、税制に課題

これまで説明してきた証券化の手法も万能ではなく、その問題点を含め、不良債権の流動化による処理進展にはいくつか問題が残されている。

(1) 不良債権のオフバランス効果が得られないケース

前記のような信用補完に依存した証券化を行った場合、流動化の本来の目的である不良債権のオフバランス効果が得られない場合がある。

図表6の証券化の例で、原債権者である金融機関が最劣後証券の買戻し条件を付けたり、自身で保有した場合、金融機関は、生じるはずだったSPCへの売却損の一部や、他の金融機関に支払う保証手数料などの証券化の当初コストを証券化商品の償還時点まで繰り越すことができることになる。

しかし、これでは、証券化後の追加損失を、

原債権者である金融機関自身が優先して被るので、売却したはずの不良債権の追加損失リスクに引き続きさらされていることになる。したがって、その不良債権を、売却した金融機関からオフバランスするのを認めるべきではないとの考え方が当然出てくる。

新BIS基準案では、原債権者である金融機関が自己保有する劣後証券は、すべて最劣後の信用補完と考え、自己資本から控除されるべきだとされている。また、日本公認会計士協会は、原債権者である金融機関がSPCに対して、自身が譲渡した不動産の売戻しの権利を付与している場合や、運用売却収入が予想収入を下回った場合、予想収入の5%超の穴埋めを保証している場合、SPCが発行する証券等を全体の5%を超えて取得する場合などには、売却した不良債権をバランスシートから切り離すことを認めていない。そして結局、それでは最終処理にはならないのである。

ましてや、金融機関などの新規資金の調達コストに影響を与える格付を付与する場合、格付機関は実務上、上記の%割合に関係なく、オフバランスされた資産をオンバランスし直し、考慮に加えている場合があるという関係者もいる。これでは、証券化の意義はあくまで新規資金の調達手段のみとなり、財務上のリスクや、それによる資金調達コストの改善にはつながりにくい。それゆえ、より高いリスクを取って劣後証券や最劣後証券に投資する投資家の存在が必要となるが、現状では国内投資家の投資意欲はあまり高いといえず、外国人投資家に依存している。

(2) 不動産の時価評価における問題

不良債権の担保不動産の価格について、何が時価かという点で、売却する金融機関サイドと購入する投資家サイドで認識にギャップがあるという問題もあるようだ。不動産市場で旧来、有力だった価格は「積算価格」と呼ばれるものである。公示地価や取引事例価格にならって土地価格を決め、それに新規建築価格に年数の経過による減価償却分を修正した建物価格を積み上げて求めたものである。現在でも、売り手の中心である金融機関や大企業は、積算価格の水準にこだわっているという。

しかし、買い手である投資家の側で、最近急速に普及しているのは「収益価格」と呼ばれるものだ。その不動産から得られる収益と金利の関係に基づく収益還元法による価格である。特定の期間の収益を、その時々々の金利水準に、不動産投資のリスクに対する金利の

上乗せ分を加えた還元利回りで割る直接還元法と、保有期間中の各期の予想収益と期末の不動産売却予想価格の割引現在価値を合計するDCF (Discounted Cash Flow) 法とがある。これらは、前述のような、不動産の価値を、実際に利用することによって得られる便益からみる考え方と整合している。

市場では、最近では、積算価格が収益価格を上回ることが多いため、積算価格を時価としてしまうと、市場ではなかなか不良債権が時価で売却できないことになってしまいかねない。市場参加者の間で時価に対する混乱があると、市場取引の拡大の妨げになるので、収益価格の浸透も市場拡大の必要条件となろう。

その点、前述のように国税庁は、(社)日本不動産鑑定協会が1998年11月に定めた適正評価手続きに基づく価格での任意売却や債権放棄を税法上、無税とすることを認めた。この

図表9 国土交通省の鑑定評価基準の評価方法と価格

| 鑑定評価法 | 原価法 | 取引事例比較法 | 収益還元法 | |
|-------|--|----------------------------|---|---|
| | | | 直接還元法 | DCF法 |
| 評価方法 | 不動産の再調達原価に着目して価格を求める方法 | 類似の不動産の取引事例価格に着目して価格を求める方法 | 対象不動産から得られる特定の期間の純収益を一定率で割り戻して直接、現在価値を求める方法 | 対象不動産の保有期間中に得られる純収益と期間満了後の売却によって得られると予測される価格を現在価値に割り戻して足し上げる方法 |
| 評価価格 | 積算価格 | 比準価格 | 収益価格 | 収益価格 |
| 計算方法 | 「積算価格」 =「土地価格(公示地価や取引事例価格による)」 +「新規建築価格」 -「減価償却費(経過年数対応)」 | | 「収益価格」 =「特定期間の純収益」 / 割引率 | 「収益価格」 = $\sum_{k=1}^n \frac{k\text{期の純収益}}{(1 + \text{割引率})^k}$ + $\frac{\text{売却予測価格}}{(1 + \text{割引率})^n}$ |

(備考) 1. 割引率は、計算時点の金利水準に、不動産投資のリスクに対する金利の上乗せ分を加えた還元利回り
2. 国土交通省ホームページより信金中央金庫総合研究所作成

手続きは収益還元法に基づいている。

また、国土交通省は2001年6月に国土審議会内に設置した不動産鑑定評価部会の議論を踏まえた新評価基準を2003年1月に施行する。新評価基準は、基準上の収益還元法として、従来の直接還元法に、新たにDCF法を加えて2本建てとし(図表9)、さらに、証券化のための収益還元法としては原則、DCF法を適用することとした。基準はその改定前から、鑑定評価法としては、原則として不動産の再調達原価に着目した原価法による積算価格、類似の不動産の取引事例価格に着目した取引事例比較法による比準価格と収益還元法における収益価格の3手法の併用としているが、改定により、3つの試算価格を「等しく妥当性があるものとして決定」から、「説得力に応じた重み付けを行い決定」するに改め、3つの試算価格の単純平均で決定するかのような誤解を招く恐れを払拭している。

(3) 不動産流通関連税制

SPCとSPTを比較する際に言及したが、不動産をSPTに信託する場合、不動産登録免許税は0.6%で不動産取引税はかからないが、SPCに売却する場合は不動産登録免許税が2.5%、不動産取引税が2.0%かかる。SPCを利用する際の不動産流通関連税の軽減に、まだ、余地が残されているのではないかと。特に、大型の流動化が今後も出てくるのであれば、SPCの場合も信託並みの軽減税制にすることが、不動産流動化を促すことにつながるのではないかと。この点、政府税調が、不動産関連税制を

追加検討項目に加えるとの報道もあった。

(4) 担保不動産物件の性格

最後に、これが一番重要であるが、その担保不動産が利用可能な不動産であり、賃貸料などのキャッシュフローを生むものであることである。優先劣後構造を取り入れようとしても、不動産がフローの収入を生まない限り、利付社債を発行できない。全投資家に、不動産の将来のキャピタルゲインのみを期待させるのは難しい。

おわりに

不良債権の流動化に関する技術的な問題が解決したとしても、あるいはそもそも投資家が現れるような価格で不良債権や担保不動産を売却しようとしても、発生する売却損を負担する財務体力が、もう金融機関には残されていないという議論がある。

そこで、不良債権問題解決のために公的資金を活用する議論が再び出てきたものの、RCCによる不良債権買取りの活用案などについての議論も、その後の進展がみえにくい。いずれにしても国民の政治的合意を形成した上で、不良債権問題解決のために迅速な行動に出ることが、政府に求められているのではないかと。

不良債権問題がここまで持ち越されてきた背景の1つに、金融機関の処理を追いかけるように、不良債権が新規発生し、質も悪化し、要償却額が増加し続けたことがある。すでに、破綻先・実質破綻先債権や破綻懸念先債権の処理はかなり進み、追加損失の発生には限りがある。

ある一方、現在の要注意先債権やその中の要管理債権の中から、近い将来破綻懸念先に落ちるものが出て、要償却額が急増するかもしれない。破綻懸念先への劣化を待たずに、それら破綻懸念先予備軍を処理するには、やはり流動化が有力な処理方法であり、証券化やREIT組入れに耐える担保不動産物件の処理に

については、証券化やREITが活用され、それらの市場が拡大することが期待される。

信用金庫にとっては、不良債権の証券化市場の拡大は、自らの不良債権処理機会の拡大と、魅力的な投資対象発掘の機会をもたらすであろう。引き続き、不良債権の証券化市場の動向に注意が必要だ。

参考文献

- 三国仁司『資産・債権流動化の実務必携』金融財政事情研究会
山崎和哉『資産流動化法 改正SPC法・投信法の解説と活用法』金融財政事情研究会
岡内幸策『総解説 不動産証券化と不動産ファンド』日本経済新聞社
田村幸太郎『不動産証券化の法務』シグマベイスキャピタル

規制緩和が弾みを付ける地域交通の新たな動き

- 「乗合タクシー」、「コミュニティバス」への取り組み -

増本 稔 (総合研究所)

(要 旨)

1. 2002年2月の改正道路運送法で、バス事業者の退出、路線撤退が加速

路線バス業界では、需要が低迷し赤字事業者が多いにもかかわらず、これまで旧道路運送法にしばられ、路線撤退は難しかった。2002年2月の改正道路運送法では、路線バス事業の参入、退出などが原則自由化された結果、バス事業者から路線撤退の申請が相次いでいるが、業界の現状を踏まえるとやむを得ない動きであろう。しかしながら、この規制緩和をむしろ好機ととらえれば、新たなビジネスを展開できるチャンスが広がったと言えよう。

2. 地域に芽生え始めた新たな地域交通

従来の路線バス事業は、主に通勤通学を対象とした大型バスでの大量輸送を目指してきたが、今後は「高齢化社会」の到来などにより、タクシーや小型バスなどによるきめ細やかな地域交通サービスが必要になってくるであろう。

いくつかの地域では、すでに道路運送法の改正前から、「乗合タクシー」や「コミュニティバス」といった新たな地域交通が動き始めていた。これら地域交通は、従来と違った視点で運行されており、新たなビジネスとして、バス事業者ばかりでなくタクシー事業者にとっても大いに参考になる。

北九州市八幡東区枝光地区では、地元タクシー事業者が、新たに「枝光やまさか乗合ジャンボタクシー（10人乗りワンボックスカー）」を運行している。商店街の活性化を目指し、お年寄りの外出や買い物需要を喚起している。

また、わが国有数のビジネス街を有する東京都千代田区でも、地元タクシー事業者が地域循環型の「地域福祉乗合タクシー風ぐるま（10人乗りワンボックスカー）」を運行している。同社は、自治体の補助金支援を受けつつ、高齢者などの視点で使い勝手の良い「乗合タクシー」を目指している。

さらに、東京都武蔵野市では、自治体の提案に積極的に応じた路線バス事業者が、29人乗りと小型の「コミュニティバス」の「ムーバス」を運行し、複雑に入り組んだ住宅街と商業施設で賑わう駅前をきめ細やかにつないでいる。需要は順調に伸び、運行開始からわずか4期目の98年度には黒字転換した。

1. はじめに

身近な路線バスにも、ついに規制緩和の時代が到来した。2002年2月の道路運送法の改正により、路線バス事業の参入、退出が原則自由化され、運賃設定も上限を設けるのみとなった。また、地域交通の舵取りが中央政府から自治体へ移管され、自治体を中心とした地域社会に託された。

本稿では、路線バス事業の厳しい現状を踏まえつつ、規制緩和の動きを先取りする形で、地域に広がりつつある「乗合タクシー」や「コミュニティバス」などを取り上げ、路線バス事業など地域交通の新たな可能性を探りたい。

2. 停滞が続く既存の路線バス業界

路線バス事業は、わが国の急速なモータリゼーション（自家用乗用車の普及）の影響を強く受け、長年需要が低迷してきた。図表1をみると、自家用乗用車は1960年代から急速に伸び始め、75年度には輸送人員が140億人を超えた。その後も増加傾向は続き、90年度の輸送人員は300億人に達した。直近のデータによると、2000年度には360億人を突破している。

一方、路線バスの輸送人員は、65年度に98億人を超えたものの、そのあたりをピークとして減少傾向をたどり、99年度にはついに50

図表1 旅客自動車輸送人員の推移

(単位:百万人)

| 年 度 | 自家用乗用車 | 路線バス |
|------|--------|-------|
| 1955 | 144 | 3,461 |
| 65 | 1,679 | 9,862 |
| 75 | 14,460 | 9,119 |
| 85 | 22,642 | 6,998 |
| 90 | 30,847 | 6,500 |
| 92 | 32,686 | 6,358 |
| 93 | 33,127 | 6,196 |
| 94 | 34,004 | 5,939 |
| 95 | 35,018 | 5,756 |
| 96 | 35,072 | 5,600 |
| 97 | 35,869 | 5,400 |
| 98 | 35,939 | 5,172 |
| 99 | 35,986 | 4,937 |
| 2000 | 36,505 | 4,803 |

(出所)(社)日本自動車会議所

億人を割り込み、2000年度は約48億人まで落込んでいる。自家用乗用車とは対照的に、ピーク時の半分以下となり、事業環境の厳しさを浮き彫りにしていると言える。

次に、路線バス事業の収支状況をみると、図表2が示すとおり、民営、公営とも支出が収入を上回り損失が生じている。赤字事業者は177社と黒字事業者の41社を大幅に上回り、実に全体の8割以上を占めている。

また、需要の減少に伴いバスの車両台数は75年度をピークに減り始め、98年度には6万台を割り込んだ。一方、平均車齢は年々長くなり、70年頃までは5.4年だったものが、2000年度には8.9年と9年近くに延びている(図表3)。「バス離れ」という利用者の減少はバス事業

図表2 2000年度路線バス事業(保有車両数30両以上)の収支状況

(単位:億円、社)

| | 収 入 | 支 出 | 損 益 | 経常収支率 | 事業者数 | | |
|----|-------|-------|-------|-------|------|-----|-----|
| | | | | | 黒字 | 赤字 | 計 |
| 民営 | 6,496 | 6,894 | 398 | 94.2 | 40 | 146 | 186 |
| 公営 | 2,304 | 2,941 | 637 | 78.3 | 1 | 31 | 32 |
| 計 | 8,800 | 9,835 | 1,035 | 89.5 | 41 | 177 | 218 |

(出所)(社)日本自動車会議所

の経営悪化につながり、経営悪化はバスの更新時期を遅らせ、バス輸送のサービス低下を招く。このサービス低下が、さらに「バス離れ」を加速させるといった悪循環に陥っていると言える。

こうした状況にもかかわらず、旧道路運送法では、参入、退出、運賃設定などが、事実上規制されていた。路線バス事業は公共性が高いため免許制であったので、既存バス事業者との需給調整がつかない限り、新規免許は下りず、新規参入は事実上不可能であった。退出は法律上可能であったが、実際には住民や自治体の反対が強く困難であった。運賃改定も、独占営業による不当価格の設定を防ぐ観点から許可制になっており、自由な設定はできなかった。

加えて、72年から続いてきた赤字バス事業者への補助制度^(注)は、バス業界を手厚く保護してきた。

この結果、路線バス事業者は、通常のサービス業では当然検討されるであろう、需給動

向に合わせた路線の見直しや、需要喚起を目的とした運賃の値下げといったビジネス感覚をもつ必要性がなかった。

図表4が示すとおり、路線バスの運賃は、需要が低迷するなかでも、値上がり傾向を続けてきたのである。

3. 2002年2月の「改正道路運送法」で、退出、撤退が加速

2002年2月の道路運送法の改正により、路線バス事業の参入、退出が原則自由化され、運賃設定も上限を設けるのみとなった。同時に補助金制度も見直され、その対象が、赤字バス事業者から個々の赤字路線に変わった。

また、地域交通の舵取りが中央政府から自治体へ移管され、その運営が自治体を中心とした地域社会に託された。バス事業者の路線撤退を協議するため、県が主催し市町村が参加する「バス対策地域協議会」が路線の存続・廃止を検討し、住民の生活路線を確保するようになった。一方、国庫補助の対象^(注)は、広

図表3 路線バスの車両数、平均車齢

(単位：両、年)

| 年 度 | 車両数 | 平均車齢 |
|------|--------|------|
| 1955 | 28,932 | 5.4 |
| 65 | 62,923 | 5.4 |
| 70 | 67,911 | 5.4 |
| 75 | 68,435 | 5.9 |
| 80 | 67,142 | 6.4 |
| 90 | 64,972 | 7.2 |
| 95 | 61,861 | 7.7 |
| 2000 | 58,348 | 8.9 |

(出所)(社)日本自動車会議所

図表4 キロ当たり乗合バス運賃の推移

(単位：円)

| 年 度 | 運 賃 |
|------|-------|
| 1980 | 24.30 |
| 85 | 30.44 |
| 90 | 34.08 |
| 95 | 37.78 |
| 2000 | 39.29 |

(備考)「運賃」欄は、対キロ区間制運賃を採用している保有車両数30両以上の事業者のバス運賃計算算率(キロ当たりバス運賃)の平均算率である。

(出所)(社)日本自動車会議所

(注)1. 70年代に入り、路線バス事業者の経営破綻と赤字路線の廃止が問題となったため、72年度から国庫補助制度が設けられた。国と地方自治体が一定の割合で補助して民間バス事業者の「採算性」を救済しつつ、生活路線を守るという「公共性」の維持が図られてきた。

2. 国庫補助の対象は、国が定める基準(複数市町村にまたがり、路線キロが10km以上、1日当たりの運行回数が3回以上、1日当たりの輸送量が15~150人、広域行政圏中心都市等にアクセスしていること)に該当する生活交通路線になった。

域的・幹線的路線に絞り込まれた。

こうした中、法改正を受けて、バス事業者から路線撤退を申請する動きが相次いでいる。日経産業消費研究所は、2月の法改正後、全国47都道府県の「バス対策地域協議会」に対してアンケートを実施した。アンケート結果によると、路線バス事業者が廃止を申し出た路線は全国で831系統に上り、総数42,405系統の約2%を占めた。実際には、申し出があった路線の多くを、自治体による代替運行などが吸収したため、154系統の路線廃止にとどまっているものの、長期低迷する路線バス業界の現状を踏まえると、一部撤退はやむを得ない動きであろう。

4. 地域で芽生え始めた「乗合タクシー」「コミュニティバス」

「改正道路運送法」という規制緩和により、バス事業者は赤字路線から撤退できるようになり、今後の路線バス事業を考える上で新たな選択肢を得た。しかし、赤字路線から撤退しても単に事業を縮小するだけであり、バス事業者の経営になんら明るい展望ももてられないわけではない。

むしろ、路線バス事業の規制緩和を好機ととらえて、新たなビジネスを展開できるチャンスを活かすべきではないだろうか。

バス事業者のなかには、新たな潜在需要を掘り起こそうと、新しいバス・サービスに取り組むバス事業者も出てきている。たとえば、ショッピングセンターと契約し「無料お買い物バス」を運行したり、幼稚園の送迎サービ

スを展開するなど、バス事業者が創意工夫を凝らし新たなサービスを生み出している。

一方、従来の路線バス事業は、高度成長期にあったわが国経済の影響を受け、主に通勤通学を対象とした大型バスでの大量輸送を目指してきた。しかし、経済は成熟期に入り、従来の地域交通のあり方が問われるなかで、「高齢化社会」が到来してきた。そこで今後は、個々の利用者の立場、特に高齢者に対応した、タクシーや小型バスなどによるきめ細やかな地域交通サービスが必要になってくると言えよう。

いくつかの地域では、すでに道路運送法の改正前から、「乗合タクシー」や「コミュニティバス」といった、従来の路線バスと異なった視点をもつ地域交通が動き始めていた。これら地域交通は、複雑に入り組んだ住宅街と主要駅や商店街などを結び、高齢者などの視点に立った使い勝手の良い公共交通であり、新たな収益源になりつつある。バス事業者ばかりでなくタクシー事業者も、注目したい事業とは言えないだろうか。

そこで、以下では、「乗合タクシー」や「コミュニティバス」の事例を取り上げ、新たな地域交通の可能性を探りたい。

(1)「枝光やまさか乗合ジャンボタクシー」

(福岡県北九州市八幡東区)

高台の住宅地から気軽に商店街へ
地元タクシー事業者「光タクシー(株)」は、2000年10月に「枝光やまさか乗合ジャンボタクシー(10人乗りワンボックスカー)」を試験

的に運行開始した。主な目的は、一人暮らしの高齢者が多く住む高台地区への交通手段の提供と、商店街の活性化を図ることであった。

この「乗合タクシー」が登場した北九州市八幡東区の枝光地区は、製鉄所に近接した住宅地として栄えてきたが、主力の製鉄企業が移転した後は次第に活気が薄れていた。

また、同地区は、商店街を中心としたすり鉢状の傾斜地で、階段や坂道が多い住宅地である一方、高齢者比率は約24%と高齢化が進んでいた。帰りの坂道は、高齢者にとって相当厳しく、街の中心の「枝光本町商店街」へ一人で買物に出かけようという意欲も減退させていたという。

同社は、従来から主力製鉄企業を得意先としてハイヤー等を運行してきたが、同社が移転したことを転機として、新たな事業展開を模索した。そこで、地元住民に目を向け、特に高齢者が外出しやすいまちづくりを目指して、新たに「乗合タクシー」を運行し始めた。

運行形態は、地元の3つの自治会が同社に委託する形である。自治体が補助金等の支援を行うほか、商店街や地元医師会も地元商店街の活性化を目指して協賛している。

同社は、2000年の運行開始以来2年間、試験運行ということで年間約300万円で計約600万円の補助金を自治体から受給してきた。また、2002年に入り試験運行後も利用者数が順調に増加したので、2002年4月から同社は補助金なしで運行を継続している。

当初必要とされた車両等の購入を除けば、運行コストの大半は運転手の人件費である。同

社は、この「乗合タクシー」を運行するにあたり、貸切タクシーを基準として運転手に半日10,500円を支給している。運転手は、通常のタクシー乗務とは別に半日交代で2台の「乗合タクシー」を運行するため、運行コストは1日当たり42,000円の人件費とその他燃料費等がかかる。

料金は100円均一なので、人件費をまかなうだけでも420人の乗車が必要になるが、図表5をみると利用者数は増加傾向にあり、最近では1日420人前後の住民が利用している。

さらに、同社では利用者を増やすため、町内のお祭りや子供会がある日には、運行ルートを変える、運行時間を延長するなど工夫を凝らしている。

図表6に示すとおり、運行ルートは4ルートあるが、2台の乗合ジャンボタクシーで運行している。

同社は、この「乗合タクシー」を路線バスのように定時定路線で運行している。運行時間帯は8時から18時で、運行間隔は一部のルートを除き20～30分程度と、利用者を待たせないように努め、利便性を向上させている。

図表5 「枝光やまさか乗合ジャンボタクシー」の利用者の推移 (単位：日、人)

| 年 月 | 運行日数 | 利用者数 | |
|---------|------|--------|------|
| | | 延べ人数 | 1日平均 |
| 2000.12 | 26 | 8,426 | 324 |
| 01. 3 | 26 | 8,139 | 313 |
| 6 | 26 | 10,030 | 386 |
| 9 | 23 | 10,359 | 450 |
| 12 | 26 | 10,477 | 403 |
| 02. 3 | 25 | 10,193 | 408 |
| 4 | 25 | 10,348 | 414 |
| 5 | 25 | 10,536 | 421 |

(出所) 八幡東区役所資料

図表6 「枝光やまさか乗合タクシー」運行ルートおよび概要

| ルート名 | 運行距離 | 運行間隔 | 所要時間 | 便数 | 運行台数 |
|--------|----------------|------------|------------|-----------|------|
| 荒手ルート | 3.9km(一部4.6km) | 20分 | 13分(一部16分) | 30便(一部7便) | 1台 |
| 山王ルート | 2.7km(一部3.3km) | 30分(一部60分) | 10分(一部12分) | 15便(一部2便) | 1台 |
| 日の出ルート | 2.6km | 30分 | 10分 | 20便 | |
| 藤見ルート | 3.2km | 2時間 | 10分 | 6便 | |

(出所)北九州市八幡東区役所資料

利用者の反応をみると、高齢者の外出意欲を盛り上げることに成功しており、従来は病院の往復しかしなかった高齢者が、帰りに商店街に立ち寄るようになったという。

特に、買い物を目的とした60歳以上の高齢者や女性の利用者が圧倒的に多く、利用は、スーパーや商店街の特売日や、昼前の買い物時間帯に集中している。こうした点が、地域密着の市民型「乗合タクシー」に求められる需要であり、従来なかなか目の届かなかった潜在需要だったのであろう。

この新たな人の流れは、商店街の活性化にもつながっている。枝光本町商店街の人出は増え、空き店舗の拡大が止まり、なかには売上げが伸びてきた店舗もあるという。商店街が活気づけば「乗合タクシー」の乗車率も上がり、相乗効果が期待できる。

また、「乗合タクシー」の車内は、住民のコミュニケーションの場となり、リピーターを増やす一因となっている。10人乗りワンボックスカーの車内はゆとりがないが、これがかえって利用者の間にゆずり合う気持ちを生み、顔なじみになった利用者が商店街の店舗情報などを交わすようになったという。

さらに、利用者を増やし「乗合タクシー」を守ろうというチラシが、多くの住民の目に触

れるように、公民館や福祉センターに配布され、タクシー事業者を側面支援している。

以上のように、地域から生まれた「共生」活動を取り込んだ「乗合タクシー」事業は、既存の公共交通を担う事業者に、コミュニティ主体のビジネスを考える上で潜在需要を探る大切な視点を投げかけた。地域に目を向け高齢者の外出機会を増やすなど、住民のニーズをしっかりと拾い上げれば、この事例のように、むしろ地域に支えられ安定した事業展開を図れる可能性があると言えよう。

(2)「地域福祉乗合タクシー風ぐるま」

(東京都千代田区)

公共交通網が整備された大都市でも、地域にやさしい「乗合タクシー」

都心部に位置する千代田区内には鉄道と地下鉄の駅が50以上あり、ビジネス街への交通網はほぼ完備している。しかし、それらの駅では、階段の昇り降りが地域に住む高齢者や障害者の大きな障害となっており、彼らの外出機会を制限している。

千代田区では1988年から96年まで、高齢者センターなど区内の公共施設と自宅の間をむすぶ27人乗りのマイクロバス「福祉バス」を運行してきた。「福祉バス」は同区の大きな福

社事業であり、特定運送事業^{(注)3}の許可を受けた「福祉バス」専門事業者に委託されてきた。

ところが、運行開始からしばらくして、「福祉バス」の利用率の低さを指摘する区民の声が出始めたほか、同バスの利用者からも利用範囲を広げて欲しいという要望が上がってきた。なぜなら、「福祉バス」の利用者は、事前登録者に限られるだけでなく、利用区間は自宅から施設までに限定されていたからである。

一方、地元タクシー事業者「日立自動車交通㈱」は、上記の「福祉バス」事業者とは別に、10年ほど前から千代田区の「福祉タクシー」^{(注)4}を手掛けてきた。「福祉タクシー」は通常のタクシー車両でも運行できたが、同社は、あえて車椅子を乗せられる大型リフト付タクシー1台を導入した。リフト付タクシーは利用者が限られるものの、同社は他社がやらないことにチャレンジし、他社との差別化を図ったのである。千代田区は、同社が導入したリフト付タクシーを高く評価し、補助金を支給することを決定した。

その後、同社はリフト付タクシーの乗車効率を上げるため、同タクシーが10人乗りであることに着目し、地域循環型の「福祉乗合タクシー」の導入を千代田区に提案した。「乗合

タクシー」^{(注)5}は、利用者を限定せず、福祉センター等への往復以外にも利用可能である。千代田区も、「福祉乗合タクシー」は区民の要望に合致していると評価し、同社の提案を受け入れ、従来からの「福祉バス」は廃止した。

同社は、「福祉乗合タクシー」である「風ぐるま」の運行を97年4月から開始した。「風ぐるま」は、定時定路線で1日10数本運行しており、利用時に呼び出す貸切の「福祉タクシー」とは異なる。乗車場所や運行ルートが決まっている点は路線バスに近いが、降車場所は自由であるほか、ルート上を近道する臨時便などの運行により、弾力的に路線を変更できる。気軽で、使い勝手が良い地域交通であると言える。

「風ぐるま」の運行車両は、予備車両1台を含み5台の10人乗りリフト付タクシーであるが、同社では従来から運行している同型の「福祉タクシー」車両も含めて、社内で弾力的に配車している。

運行時間は9時から18時で、運行間隔は各ルートともほぼ1時間に1本である。

1回100円の均一料金で誰でも乗れるので、最近では小さな子供を連れた主婦など、高齢者以外の利用も増えている。

(注)3. 特定運送事業(特定旅客自動車運送事業)とは、特定の者の需要に応じ一定の範囲の旅客を運送する自動車運送事業であり、不特定多数の利用者の需要に応じる一般旅客自動車運送事業や無償旅客自動車運送事業とは異なる。具体的には、在宅介護向け福祉センター送迎バス事業などが挙げられる。

4. 千代田区の「福祉タクシー」は、通常のタクシーと変わらず、有料メーター式の貸切タクシーである。ただし、障害者等は、同区と契約したタクシー事業者の「福祉タクシー」を使用した場合、同区発行の共通利用券を利用でき、通常料金より安く乗車できる。タクシー事業者は、障害者等の利用増加を見込めるが、同区からの補助金等は特にならない。

5. 「乗合タクシー」とは、採算面から路線バスが運行できない地域などの交通手段を確保するため、原則として路線や時刻を定め、複数の旅客を乗せて運行するタクシーである。旅客一人当たりの運賃は定額であり、路線バスと通常のタクシーの中間的な役割を果たす。タクシー事業者が「乗合タクシー」を運行する場合、まず道路運送法第4条の一般貸切旅客自動車運送事業(限定)の許可を受け、次に第21条2項で、一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合における国土交通大臣の許可を受ける必要がある。

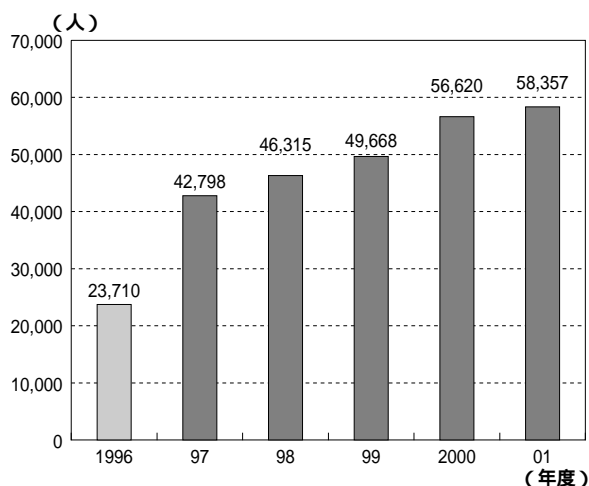
「風ぐるま」は、都市部での「乗合タクシー」運行として全国初のケースであったが、旧運輸省は福祉目的の事業であることを検討の末、認可した。

「風ぐるま」に対する住民の反応は大きく、図表7が示すとおり、利用者数は「風ぐるま」を導入した97年に急増し、その後も順調に増加した。2001年度の利用者数は、96年の「福祉バス」利用者数の約2.5倍に達している。

千代田区は、「福祉バス」から「福祉乗合タクシー」への移行に伴い、従来の事業者との関係を、便数等によって委託料が決まる委託契約から、運行車両台数によって支給額が決まる補助金支給に変更した。その結果、従来増便等の要請で増加傾向にあった支出は、運行車両台数に変更がなければ、毎年一定額の補助金に抑えることができるようになった。補助金は、日額3万円の貸切タクシー4台を年間340日運行するものとして算出されており、年間約4,000万円がタクシー事業者へ支給されている。

同社は、この6月から路線をさらに拡充し、運行ルートを増やした。なかには、古本屋が多く集まる神保町に立ち寄るルートもある。この路線拡充の背景には、「風ぐるま」が走っていない地域の住民からルートを増や

図表7 「風ぐるま」利用者数の推移



(備考) 1. 96年度は、「福祉バス」の利用者数である。
2. 千代田区役所資料をもとに作成

すように強い要望があったことがある。

千代田区は当初、支出を一定に抑える目的で運行車両台数による補助金支給に変更したが、「風ぐるま」増便に対する住民の強い要望を受け入れ、ルート増設に伴うタクシー増車2台分の補助金を追加支給する方向で検討している。

同社は、利用者の視点で需要を喚起する「風ぐるま」の運行を提案したことで、自治体との信頼関係を築き、補助金支援を受けつつ事業の採算性を維持している。福祉施設以外でも降りられる「風ぐるま」は、高齢者や障害者の外出意欲を高め、利用者の支持をしっかりと得て地域に溶け込んでいる。高齢化のスピードを見る限り、今後地域住民にとって無くてはならない事業に成長していくことになる。

なお、同社は、「風ぐるま」での定時定路線での運行経験を活かし、2000年4月から本社所在地の足立区でリフト付「コミュニティバス」である「はるかぜ」の運行も開始した。その目的は、移転した足立区役所へのアクセス向上であった。38人乗りのコンパクトなバス4台は、「交通空白地」となっていた住宅街と最寄りの主要駅2駅の間を短時間で結び、幹線道路を長距離運行する従来の路線バスと運行ルートを差別化した。料金は大人200円、小人100円と100円均一ではないが、この6月の利用者数は1日1台あたり約480人(平日)と高い運行実績を上げている。補助金も受給していない。また、2002年1月から新路線の運行を開始した。

さらに、今回の規制緩和を受けて、7月には東京都で初めて、タクシー事業者である同社

が、路線バス事業の許可を取得した。今後、「はるかぜ」の新路線を開設する際、道路運送法上は他の路線バス事業者の事情に左右されることなく、互角に競争していくことができるようになった。

同社のチャレンジはリフト付タクシーに始まったが、「福祉乗合タクシー」へ発展し、「コミュニティバス」へ大きく飛躍している。新たなビジネスモデルは、他社がやらないことから生まれるという視点を同社は持っているが、さらに地域密着、利用者本位の考え方があるからこそ事業がうまく展開していると言えよう。

(3)「コミュニティバス・ムーバス」

(東京都武蔵野市)

路線バスがひしめく郊外型都市の住宅街で活躍する「コミュニティバス」

次に、自治体が、地域の高齢化に目を向け、「使う人の発想」から提案した「コミュニティバス」の導入に対して、地元バス事業者が前向きに対応した結果、事業が順調に推移している事例を紹介しよう。

東京都武蔵野市は、地理上は東京都のほぼ中央に位置し、東京23区に次ぐ人口過密都市である。また、JR吉祥寺駅周辺は、大手百貨店が立ち並ぶ都内有数の商業地域であるほか、大学などの教育機関があり、学生や若者が集まる学園都市でもある。

ところが、市内に目を向けると、住民の高齢化が進む一方で、バス停

までの距離がある「交通空白地域」と、便数が少ない「交通不便地域」が合計5ヶ所もあることがわかっていた。

既存の路線バスは、JR吉祥寺駅など主要駅から運行しており、通勤や通学を対象として便数も多い。しかし、いずれも幹線道路を中心とした運行であり、吉祥寺駅から1km近く離れた住宅街の狭隘な道路を循環するものではなかった。

そこで、地元バス事業者「関東バス㈱」が、武蔵野市の提案に応じ、29人乗りと小型の「コミュニティバス」である「ムーバス」を、95年11月から運行開始した。

「ムーバス」は、複雑に入り組んだ住宅街と商業施設で賑わう駅前をきめ細やかにつなぐもので、運行ルートは、JR吉祥寺駅を起点とした1号路線(95年11月運行開始)、2号路線(98年3月運行開始)と、JR武蔵境駅を起点とした3号路線(2000年11月運行開始)に、今年3月からJR三鷹駅を起点とした4号路線が加わった。

同社は、赤字が出た場合には武蔵野市から補助金を受ける仕組みになっているが、図表8の「ムーバス」収支状況をみると、95年度の運行開始からわずか4期目の98年度には黒字転

図表8 「ムーバス」収支状況

(単位：円)

| 年 度 | 収入合計 | | 運行経費 | 運行収支 |
|------|-------------|-----------|-------------|------------|
| | 運行収入 | 広告料 | | |
| 1995 | 11,098,920 | 0 | 19,022,944 | 7,924,024 |
| 96 | 37,570,885 | 400,000 | 56,179,305 | 18,208,420 |
| 97 | 42,249,270 | 400,000 | 47,350,841 | 4,701,571 |
| 98 | 88,388,225 | 1,200,000 | 80,940,723 | 8,647,502 |
| 99 | 101,559,550 | 1,200,000 | 93,650,499 | 9,109,051 |
| 2000 | 117,586,461 | 1,330,000 | 108,582,142 | 10,334,319 |

(備考) 1. 2000年度には、小田急バス㈱が運行する3号路線の運行収支を含む。
2. 武蔵野市役所資料をもとに作成

換している。運行収支が黒字になった場合には、余剰金の2分の1を武蔵野市に還付することから、自治体も潤う。

関東バス㈱は自治体と連携し、特に利用しやすさと安全性を追求してきた。まず、料金設定は大人・子供とも100円均一と「ワンコイン」で誰でも気軽に乗れるようにした。未就学児童は無料とし、11枚綴り1,000円の回数券も販売しており、地域住民にはさらに利用しやすいように配慮している。

また、バス停の標識では、武蔵野市が主体となって、バス停ごとに色分けし大きな数字で表示した。時刻表示も大きく見やすくした。バス停を番号表示したことは、高齢者や子供ばかりでなく、武蔵野市以外から訪れる人々にも好評であり、利用者の増加に寄与している。さらに、吉祥寺駅前のバス停などにはしっかりと上屋があり、他の路線バスのバス停と比べてもなんら引けを取らない。

一方、バスの装備に目を向けると、まず乗降口には開閉時に床下からスライドして張り出す電動補助ステップを設置した。このため、利用者に段差をほとんど感じさせない。また、座席にも工夫を凝らしている。ひじ掛けに降車ボタンを付けた大型シート、大人と幼児が座れる1.5人掛けシート、車椅子を簡単に収納できる跳ね上げシートなどである。立ち乗車に際しても、吊り輪ではなく握り棒が採用されているので、利用者は自らの体をしっかり支えられるようになっている。さらに、車輪

の小さい小型バスを採用したので、曲がりくねった住宅街を走る場合でも車体は揺れず、乗り心地が保たれている。床にはノンスリップ加工を施しており、雨の日でも滑りづらくした。傘も何本か常備している。

また、ソフトの面では、同社が採用した熟年運転手の運転技術や案内サービスが、利用者の支持を得て、「コミュニティバス」の運行を支えている。「ムーバス」の運転手の多くは、同社を定年退職後、改めて囑託として採用された路線バスの熟年運転手である。彼らの囑託採用は、単に運行経費の削減という経理会計上の効果に止まらなかったと言えよう。

「ムーバス」の運行を開始して以来、高齢者の外出機会が増えるなど、新たな潜在需要が掘り起こされている。実際、吉祥寺周辺の百貨店から高齢者の来店が増えたという話が、武蔵野市役所にも伝わっている。買い物帰りは、高齢者でなくても、荷物があって苦勞する。しかし、「ムーバス」を利用すれば、荷物があっても苦にならない。

また、武蔵野市の新たな施策が、「ムーバス」の需要を広げ、同社を後押ししている。「ムーバス」の路線近くに設けられた駐車場「ムーパーク」がその一例である。買い物などの目的で、百貨店など商業施設が集まっている吉祥寺駅前に向かう利用者が、「ムーパーク」まで自家用車で行き、「ムーパーク」から自家用車の代わりに「ムーバス」を利用するといった「パーク・アンド・ライド」^(注)のアイデア

(注) . 元来は、都心への通勤通学の際に、都心部等での道路交通混雑をさけるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法である。

を使った手法である。利用者は、駅前駐車場に停めるまでの無駄な待ち時間を解消できる。駐車料金も平日は1時間100円と安い。また、吉祥寺駅前の百貨店や商店会では、買い物金額に応じて無料券を配り、「ムーパーク」を支援している。「ムーバス」の便数が多いので、利用者は「ムーパーク」と駅前の往復を気にする必要はない。

乗客数は、図表9が示すとおり、新路線の追加効果もあり順調に伸び、2001年度には全路線合計で延べ150万人に達した。うち2号路線が約65万人と最も多いが、3号路線の乗客数増加も著しい。

以上のように、新たな潜在需要を掘り起こす「コミュニティバス」は、利用者数の減少などに悩むバス事業者にとって注目すべき事業であることは間違いない。しかし、実際に「コミュニティバス」を導入する段階になると

課題もある。

実際、武蔵野市が「コミュニティバス」の運行を初めて打診した際には、いずれのバス事業者も消極的な対応をした。「コミュニティバス」は、事前の十分な市場調査を踏まえた新路線を、低運賃で運行する。そのため、同路線周辺にある一般路線の利用者が「コミュニティバス」へシフトしてしまうことを、バス事業者は懸念したのである。

「関東バス(株)」も、運行決定までには十分な検討を重ねたが、手頃な運賃、住宅街を循環する小型車両といった、従来の路線バスと違う「ムーバス」の斬新さに着目し、最終的に運行することを決めた。ただし、自社運行路線の利用客数の減少に危機感をもっていた同社は、「ムーバス」で新たな需要を掘り起こすとともに、一般路線での利用者の減少を抑える努力も怠らなかった。通勤通学の時間帯に

一般路線の本数を増やしたり、「ムーバス」路線と重複しない新規路線を開設するなど、きめ細やかな路線の見直しを行い、利用者のニーズに応じていったのである。

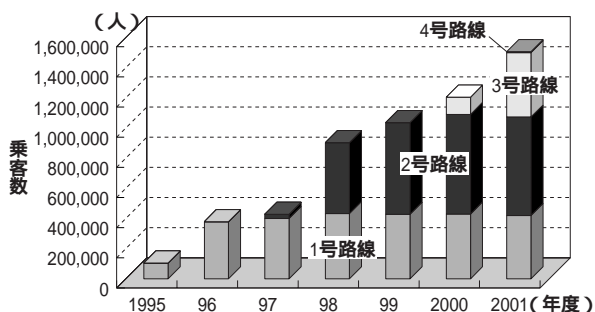
以上のとおり、利用しやすさを追求し「使う人の発想」から生まれた「コミュニティバス」の導入は、既存の経営を脅かすものにはならなかった。むしろ、自社経営を見直す好機となり、既存路線のサービス向上や利用客増加につながった。

高齢者への対応をきっかけとし

図表9 「ムーバス」乗客数の推移

(単位：人、2002年4月現在)

| 年 度 | 1号路線 | 2号路線 | 3号路線 | 4号路線 | 全路線合計 |
|-------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 1995 | 105,406 | 0 | 0 | 0 | 105,406 |
| 96 | 378,925 | 0 | 0 | 0 | 378,925 |
| 97 | 401,306 | 26,737 | 0 | 0 | 428,043 |
| 98 | 433,547 | 470,332 | 0 | 0 | 903,879 |
| 99 | 428,419 | 608,932 | 0 | 0 | 1,037,351 |
| 2000 | 429,550 | 661,610 | 114,202 | 0 | 1,205,362 |
| 01 | 420,596 | 653,323 | 427,425 | 5,886 | 1,507,230 |
| 02年4月 | 32,781 | 56,095 | 34,263 | 17,873 | 141,012 |



(備考) 武蔵野市役所資料をもとに作成

た「コミュニティバス」の導入は、他の交通機関等に逃げた利用者を取り戻し、路線バスの必要性を改めて確認させてくれたと言えよう。

5. まとめ

地域で芽生え始めたコミュニティ主体の「乗合タクシー」や「コミュニティバス」をさらに進化させようと、新たなアイデアが実現しつつある。

携帯電話による「バス接近情報サービス」が、その一例である。バスの到着時刻が事前に分かれば、待ち時間を無駄にすることがなくなる。最近では、携帯電話の急速な普及を背景として、バスの現在走行位置等を携帯電話で確認できるサービスが登場してきた。すでに、一部の路線バス事業者が導入し始めている。

この情報サービス・システムでは、バスの運転手が次のバス停を案内するテープを押すと同時に、バスの現在走行位置が発信される。利用者は指定したバス停のいくつか手前のバス停から、バスの現在走行位置を携帯電話のインターネット接続サービスを通じて把握できるのである。

同サービスはさらに進化し、バス停ごとの予想到着時刻を分刻みで提供するサービスも出てきているという。

ダイヤどおりに運行できないという、路線

バスの弱点に対応した新サービスの登場は、「コミュニティバス」などをさらに使い勝手の良い交通手段にする可能性がある。

道路運送法の改正により、事業の参入、退出などが原則自由化された結果、路線撤退が相次ぐなど、路線バス業界は引き続き厳しい状況が続いている。しかし、この規制緩和は、むしろ新たなビジネス・チャンスをもたらしたとも言えるのではないだろうか。

一方、従来の路線バス事業は、大型バスによる大量輸送時代から、「高齢化社会」の到来などに対応した、タクシーや小型バスなどによるきめ細やかな地域交通サービスの時代へと変わりつつあると言えよう。

すでに、いくつかの地域では「乗合タクシー」や「コミュニティバス」といった新たな地域交通が、道路運送法の改正前から動き始めており、自治体などと連携を図り、事業の採算性を確保している。これら地域交通は、路線バス事業の長引く需要低迷を脱する大きなきっかけとなる可能性も高い。

バス事業者ばかりでなくタクシー事業者も、これら新たなビジネス・モデルを参考にして、積極的に新たな地域交通を担っていくべきではないだろうか。

参考文献

国土交通省近畿運輸局『コミュニティバス・サミット』(2001)

中村哲朗『利用者・バス事業者・自治体の三者で支え合う公共交通の試み～武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」の取組み』(2002)

日本自動車会議所『数字で見る自動車』2002年版

日経産業消費研究所『日経地域情報』2002.4.15 No.389

中小企業が成長・発展するための社長の役割

- 社長に期待される役割と求められる能力 -

伊藤 隆（総合研究所）

（要 旨）

1. 厳しい環境下で問われている社長の経営手腕

中小企業経営は「一寸先は闇」といった厳しい状況にあり、現在その成長、発展のためには、オーナー経営が多い中で経営面で圧倒的に大きな役割を担っている社長の経営手腕が大きく問われている。

2. 中小企業の社長の役割は自社の方向づけと実行に向けた基盤づくり

社長に期待される役割を大きくとらえると、中長期的視点にたった自社の将来の方向づけ、組織のリーダーとしての組織の総合力の発揮、事業継続・発展のための強固な企業体質づくり、新製品開発など新分野への挑戦、社長の立場だからこそその対外活動による外部情報の積極的収集、後継者の育成、が挙げられる。これらはいずれも社長以外には果たせない、また、社長が果たすことが妥当な役割である。

3. 決断力・情報収集力など社長に求められる能力・資質

社長がその役割を果たすために求められる普遍的な能力、資質としては、不確実な状況の中で思い切った意思決定をする決断力、幅広い分野にわたる情報収集力、企業経営についての強い信念、自己の利益のみを優先せずに相手の立場に立って考える力、ポイントとなる経営計数を把握し得る計数管理能力、事業遂行の原動力となる利己的でない野心、がある。

4. 日常業務の円滑な遂行と内部体制整備における社長の具体的役割

業務遂行の具体的局面における社長の役割を、日常業務の円滑な遂行とそのための内部体制の整備に分け、「役割・業務の付与と目標管理」や「人材育成」などについて具体的に検討してみた。社長が独自の経営感覚を持ち、新しい分野に積極的に挑戦し、厳しい経営環境の中でも業績堅調な企業を5社紹介する。

5. 信用金庫に求められる取引先社長の経営能力の把握とフォロー

金融機関にとって、取引先企業の社長の経営能力把握のため、具体的な業務遂行における対応を聴取することは言うまでもなく極めて重要である。とりわけ、経営環境が大きく変化するなかで、社長の対応を継続的にフォローし、必要に応じて情報提供などのサポートを行うことが従来にも増して大きな意味を持つ。

はじめに

長引く景気低迷と事業環境の大きな構造変化の中で、「一寸先は闇」といった厳しい状況に置かれている中小企業が増えている。このような状況下、オーナー社長が多く、経営における彼らの役割が圧倒的に大きい中小企業においては、従来にも増して社長の経営手腕が大きく問われている。

本稿では、これまでの各種業界調査時などにおける社長への取材を中心に、経営者や学者などの著書も参考としながら、中小企業が成長・発展するために社長が果たすべき役割とそのために求められる資質・能力について検討・分析した。中小企業の社長が今一度経営の基本を確認するきっかけとして、また、信用金庫が厳しい環境にある中小企業との取引を円滑に進めていくうえでの参考としてまとめたものである。

1. 中小企業の社長に期待される役割

中小企業の社長に期待される役割は、全体的にはその時々々の経営環境により、また個別企業レベルでは事業環境や業種・業態の違いにより、重視されるものはさまざまである。また、事の大小を問わなければ社長に期待される役割は相当数が挙げられる。

ここでは、中小企業が成長・発展するために社長が果たすべき共通の大きな役割を6項目挙げ、内容を検討した（図表1）。

これらの役割は内容的に一部オーバーラップし、また相互に矛盾し調整が必要な面もあるが、いずれも社長でないとならせない、または果たすことが妥当といえるものである。

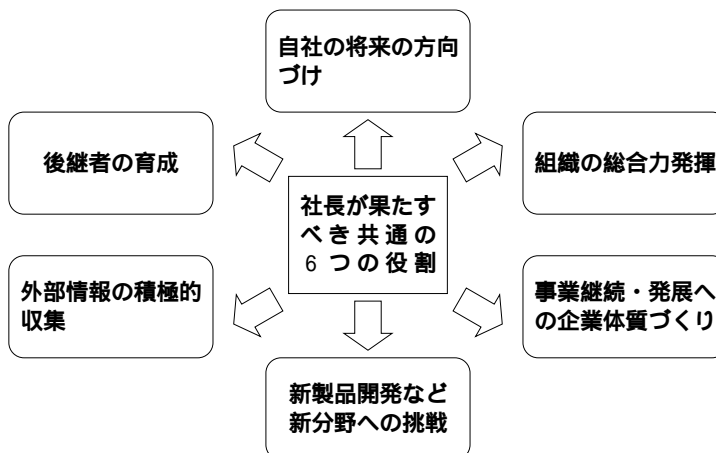
(1) 自社の将来の方向づけ

厳しい事業環境の下で目先の収益の確保、資金繰りの安定に注力することは社長の大きな役割の一つといえるが、中長期的視点に立った今後の自社の事業分野、事業規模などについての大きな将来像、方向性を社内に示すことは社長の重要な役割である。

自社の目指す方向性を社内に示すことは、今後自社が何に取り組み、何に努力すべきかという社員の一番の関心事に応え、将来の事業展開に備えて蓄積すべき経営資源が明確になる、社員のモラルアップと社内の求心力や一体感を強める、などの効果がある。

社長が自社の方向づけを行うには、社長が企業のビジョンをしっかりと描きながら、日頃から幅広い好奇心と問題意識を持って情報収集に努め、今後予想される経済・社会動向

図表1 社長が果たすべき6つの役割



（備考）信金中央金庫総合研究所作成

の変化を検討・分析しておく必要がある。なお、企業の将来の方向づけには、中長期視点に立った経営方針、経営目標とその実行計画を定めた中長期経営計画の作成が有効な手段となる（本誌2002年5月号「中小企業における経営計画の作成と実行」を参照）。

（2）組織の総合力の発揮

極めて大きな役割を担っているとはいえ、組織は社長一人の業務遂行のみで動くわけではない。組織のリーダーたる社長は、企業の成長・発展のために保有する人的・物的経営資源をフルに活用し組織の総合力を発揮させる大きな役割を担っている。

経営資源の有効活用には、まず自社の競争力の源泉をどこに求め、それを踏まえて自社の事業分野や製品別・市場別構成をどうするかという経営の基本をなす経営戦略を設定し、これに焦点を合わせたメリハリのある資源配分を行うことが必要である。

中心となる人的資源の具体的活用では、経営戦略の周知徹底により社員の力を同方向に結集する、動機づけを行い常に社員にやる気と挑戦意欲を起こさせ持てる能力を十分引き出す、社員に蓄積された技能・ノウハウなどの強みを発揮する、成り行きでなく目標に沿った計画的な社員行動を促進する、などが重要である。

特に、社長は、自分の言動が社員に大きな影響を与えることを十分自覚し、企業の最高経営責任者として金銭面等の公私混同などに留意し、社員の先頭に立ち業務を推進して模

範となることが必要である。

（3）事業継続・発展への企業体質づくり

社長は企業経営の中で取引先への貢献や社員の生活安定・保証に対して全責任を負っている。このため、変化する経営環境下でも事業の継続・発展を可能とする強固な企業体質をつくり、利益の確保・資金繰りの安定化などを図ることは社長の重要な役割である。

具体的には、自社事業の市場規模や市場での自社の地位・シェアの動向、主要な財務数値（損益分岐点売上、総資本利益率、月次の売上・利益動向、資金繰り予想など）など自社事業の現況を常にリアルタイムで把握しておく、自社の実態を多面的に点検し、競合他社にない特徴、強みを持つ、製品別・販売先別の採算把握により収益貢献分野に重点を置く一方、不採算の製品・市場の縮小・撤退を断行する、自身で常に厳しい金銭感覚を持ち、その社内浸透による社内のコスト意識や経費節減意識を高める、キャッシュフロー重視の経営に心がけ、手厚い流動資金の確保に努める、などを行う必要がある。

特に、不採算製品の縮小・撤退は、一時的な売上減少、顧客からの信用低下、社内の動揺やモラルの低下などを招く危険があり、決断とその実行が遅れがちとなる。社長は、上記のリスクに留意しながらも、自社の成長・発展という大きな観点から、従来からの社内外のしがらみ、面子などにとらわれてタイミングを逸することないように、決断、実行する必要がある。

(4) 新製品の開発など新しい分野への挑戦

経営環境が大きく変化する中であって、既存事業・製品のライフサイクルが短くなり、また他業種からの参入など従来にはない形の競争激化もみられ、既存の製品・市場にとどまり、変化への対応を怠ることによる事業先細りの危険が増している。企業が継続的に成長・発展するためには、環境変化に対応した新製品開発、新市場開拓、脱下請など新しい分野への取り組みが重要であり、創業者精神を発揮して新しい分野に勇気を持って挑戦することも社長の大きな役割となる。

新しい分野への取り組みは、成果が出るのに時間がかかり、また確実に成果が出る保証もなく失敗の危険性も小さくない。社長は、既存事業の技術、販路が生かせる関連分野への進出や市場ニーズの的確な把握など周到な事前準備によるリスク軽減を図ると同時に、自身が強い成功意欲を持ち、リーダーシップを発揮し、社員の向上心や危機意識を醸成するなど全社一丸の取組をリードすることが必要である。

一方、新分野への進出が企業全体の命とりとならぬように、社長は資金調達やさまざまなコスト負担、人材投入などが一定の水準を超えた場合には進出を見直すといったシナリオもあらかじめ想定しておく必要がある。

社長は、日頃から「客観情勢は常に変化しており、それに対応できない企業はつぶれる危険がある」という危機意識を持ち、常に新しい事業展開を考えるという組織風土の醸成に努めることが肝要といえる。

(5) 外部情報の積極的収集

社長の中には日常の内部管理業務に追われ、対外活動が手薄になっているケースが少なくない。しかし、企業のビジネスチャンスや有益な経営情報は社外に多くあることから、常に社外情報を積極的に収集することも社長の重要な役割である。特に、社長が自ら顧客など外部と接しそのニーズなどを収集することは、自社に内容の濃い情報をもたらすことになる。

社長の外部情報収集には積極的な顧客との接触の他に、異業種交流への参加などを通じた人的ネットワークの構築、目的意識を持った各種セミナーへの参加、自らも積極的に情報発信を行う情報のギブアンドテイクの実践、ITの活用などが重要といえる。

社長の対外活動時間を捻出するためには、社長自身による業務への集中力発揮やムダな時間の排除など時間捻出努力、補佐役の育成による権限委譲、業務の標準化やマニュアル化など円滑な業務遂行の体制づくり、などが必要といえる。

(6) 後継者の育成

企業の存続の観点から後継者を育成しスムーズに経営のバトンタッチを行うことは社長の大きな役割である。

中小企業は一般に同族経営が多く後継者は息子など社長の親族から選ばれることが多いが、その場合は本当に会社を存続し成長・発展させる能力を持っているか否かを見極める必要がある。

後継候補者の能力が社長に向いているかどうかは長年経営に携わってきた社長が一番理解しているはずであり、適任者への承継は社員、仕入・販売先、債権者、株主など自社を取巻く多くの関係者に対する社長の大きな責任である。たとえ有能な幹部社員が補佐する場合でも、幹部社員では立場上企業の命運を左右する事業の方向性を決められないなど限界があることにも留意して決定する必要がある。

後継者としての経営能力を育成するには、他社で業務経験を積ませる、二世の会などの勉強会・研修会に参加させる、社長としての自らの経験を具体的に教える、後継者に早めにバトンタッチし自らは会長などの立場でサポートしながら教育する、などが挙げられる。

2. 社長に求められる能力・資質

経営者に求められる能力・資質は、企業の成長段階や企業の置かれた個別状況に応じて異なるが、前述した経営者が果たすべき共通の役割の円滑な遂行のために求められる6項目の普遍的な能力・資質についてみる（図表2）。

能力の向上、資質の具備には、先輩社長や経営コンサルタントの話、書籍などで学ぶことが有益な場合もあるが、基本的には経営の実践のなかで試行錯誤し、成功・失敗の経験を踏まえながら身につけていくものと思われる。

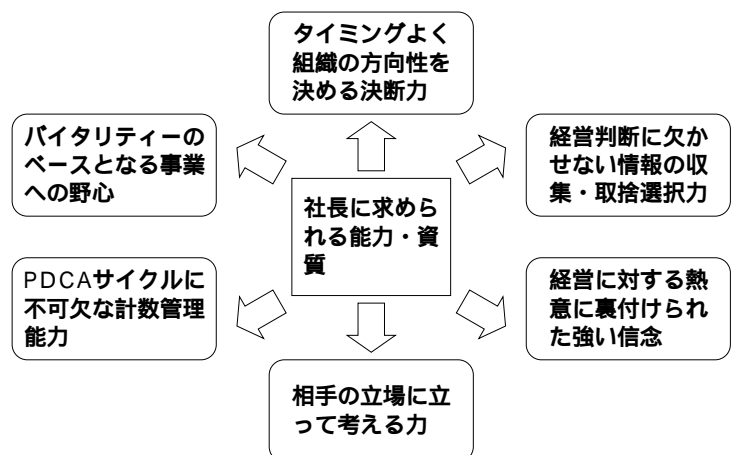
(1) タイミングよく組織の方向性を決める決断力

決断力とは不確実な状況の中で重要な意思決定（経営判断）をする能力をいい、社長の最も大切な能力の一つである。決断の過程で社内の意見を聞き社員とも討議・検討する場合も、最終決断はその結果に対して全責任を負う社長が自らの意思で行わねばならない。また、自ら決定しても、情報収集や検討・分析に自分で取り組まず社員から得られた意見・情報の中から選択したに過ぎないものは本来の社長の決断とは言い難い。

また、決断の成否は決断後の熱意と勇気を持った実行力に影響されることから、実行面のフォローを社長が自ら行うことが重要である。

なお、決断にはタイミングが重要で、即断即決が理想である。「優柔不断は誤った決定よりなお悪い」「悪しき決断も不決断に勝る」といわれるように必要な検討・分析を行ったとしてもリスクを恐れ決断しないとといったことは避けねばならない。もちろん、決断には常にリスクが伴い、その対象によっては相当な

図表2 社長に求められる能力・資質



（備考）信金中央金庫総合研究所作成

熟慮が必要な場合がある。また、実行の結果、明らかに決断が間違っていた場合は、面子にとらわれず迅速に軌道修正するという柔軟性も必要である。

こうした決断力の向上には、信頼できる人的ネットワークなどからの情報収集、日頃から明確な問題意識を持つ、検討の視点を変え対象を多面的にみる、などが挙げられる。

(2) 経営判断に欠かせない情報の収集および取捨選択力

社長は社内でも企業経営に対する強い問題意識や経験を持ち、さらに顧客・仕入先・金融機関・同業者・地域など関係先との付き合いの幅が広く、また付き合いの対象層も社員と異なることなどから情報の収集力および取捨選択力は他の役職員に比較するとトータルとしては優れているのが一般的である。しかし、過去の成功体験にとらわれ、他者の意見や情報に耳を貸さず、結果として環境変化の中で流れから取り残されてしまう社長もいる。社長の情報収集力・取捨選択能力は企業行動に大きく影響し、企業力の格差となって現れることになる。

特に、企業の方向性の決定や新分野への進出の判断には社会情勢や業界動向、競合他社動向など幅広い情報を意識的に収集する必要があるが、かかる情報の収集力を高めるためには、自社の事業分野だけに限定せず、常日頃から多方面に好奇心を持ち、幅広い人脈、情報源を保有する努力が必要である。

正しく有益な付加価値の高い情報を得るた

めには、正確性・中立性を欠くことのないようにできるだけ二次情報を避け現場（顧客、工場、営業店舗など）から事実たる情報を収集する、普段から冷静に広い視野を持つ、自ら悩み考えている信頼できる人を情報源にもつ、片寄った情報収集とならぬように情報収集時には先入観を持たない、他人の話の聞き上手になる、知らないことは謙虚な気持ちで教えるを請う、まず自らが情報を発信しこれに対する反応に対してさらに情報を発するという情報の相互交流を行う、などが重要である。

(3) 経営に対する熱意に裏付けられた強い信念

上記の通り社長は決断力を強く求められるが、激しい環境変化の下で常に適切な判断を行うことは至難である。決断に迷ったり、決断が朝令暮改となる場合もあり得る。社長がこのような難しい決断を行う場合の精神的よりどころとなるものが、企業経営についての熱意に裏付けられた信念である。また、経営課題の解決などで実現に困難が伴う問題に対して粘り強く熱意を持って取り組む行動力を支えるのもこの強い信念であり、周囲に信頼感を与えるという意味からも重要である。

信念を高めるには、確固たる経営理念・使命感を持つこと、小さなことも含め成功体験を積み重ね自分に自信を持つこと、などがある。社長は自分の描いた企業の将来像、新分野進出で予想される成果などを、繰り返し自分に言い聞かせ、取引先や社員などにも訴えていくことが重要である。このことが、社長の実行力につながる信念となり、また社員や社

外からの理解や協力が得られることにもなる。

(4) 相手の立場に立って考える力

顧客志向の重要性はよく指摘されるが、厳しい事業環境や過去からの慣行などから自社や社長自身の都合を優先させがちな人もいる。しかし、常に顧客や社員などさまざまな立場を理解した上でなければ、適切な判断はできない。企業経営上、常に相手の立場を理解したうえで判断する能力は当然に要求されるものであり、この能力がないと社長自身あるいは企業としても周囲からの信頼・評価を損なうことがある。

自社（社長）の都合のみを優先させず、さまざまな立場の相手の満足度に配慮することは、顧客からの信頼、信頼できる人的情報ネットワークの構築、組織の活性化など、結局は自社（社長）にプラスとなって帰ってこよう。

(5) PDCAサイクルに不可欠な計数管理能力

社長の中には、営業、製造に専念し、苦手の経理・財務関係業務を担当社員や顧問税理士に任せ自社の収益計数や資金の出入りなどを常に把握していない場合がある。しかし、社長はすべての経営数字を事細かには把握していないまでも、月次の売上・利益動向、損益分岐点、半年程度先までの資金繰り予定、製品別・販売先別採算などのポイントとなる計数を常につかみ、経営の舵取りに生かしていくことが重要となっている。

社長が決算書、試算表などの見方を習得することにより、自社の状況を正しく把握し、収

益・資金繰り面の問題の原因究明と対応策の立案や、不採算部門の縮小・撤退といった経営判断を早期に行うことが可能となる。また、「勘定あって銭足らず」などの事態を防ぎ得ることにもなる。社長の計数管理能力は企業経営の基本とも言えるPDCA（プラン ドゥー チェック アクション）サイクルを実現するために欠くべからざる要素である。

(6) バイタリティーのベースとなる事業への野心

社長は事業遂行の原動力として、「世界No1を目指す」「社員の年収を倍増する」など現状の実績に比べ分不相応ともいえるような高い望み、すなわち野心を持つべきである。

野心は社長の成功を目指すバイタリティーのベースとなるもので、とりわけ事業環境が厳しい場合ほどその重要さが増す。このため、事業環境が厳しいからといって弱気になり、それを萎縮させてはならない。ただし、野心を実現していくためには周囲の理解・協力が不可欠であるため、その内容は共感を得られるものでなければならず、単に社長の虚栄心や見栄を満足させるような一人よがりのものであってはならない。

3. 業務遂行の具体的局面に応じた社長の役割

上記の共通する大きな6つの役割以外に、業務遂行の具体的局面でも社長に個別に期待される役割がある。以下、主な業務遂行の局面に応じた社長の役割を検討する。

社長には企業の命運を決めるような優先度の高い仕事があり、業務の細かな部分まですべてに関わることは自ずと限界がある。関与の度合いは、補佐役への権限委譲、マニュアル化・システム化の促進、など各社の事情や業務遂行の局面に応じて濃淡があつてよい。しかし、直接的な関与の薄い分野でも自社にとって重要と思われるものについては、社長自身が基本的考え方を明確に持ち、事後フォローなどができる仕組みを構築することが重要である。

(1) 日常業務の円滑な遂行とリスクの回避

役割・業務付与と目標管理

社員への適正な役割・業務付与と役割に応じた目標設定・管理は、日常業務の円滑な遂行の基本としてなくてはならない。社員個々への役割・業務の付与に際しては、社員の潜在能力の引き出し・能力向上のため、本人の現有能力からみて努力すれば達成できる程度の水準とし、また依頼心が強くないように留意しながら適宜サポートを行い自信を持たせるなどの工夫が必要である。また、付与した業務は目標設定・進捗管理を通した個々人の自己管理により円滑な推進と達成につなげるようにしたい。

コミュニケーション

社長は社内での円滑な意思疎通と情報の共有化が組織の活性化、組織力の発揮に必要不可欠であることを認識し、(イ)業務遂行に係る迅速な報告・連絡・相談の徹底を職場の基

本動作として定着させる、(ロ)社長の方針・考えを社員に繰り返し説明しその周知徹底を図るとともに社員の生の声を積極的に吸収する、(ハ)社員の行動に対して関心を持ち褒める・注意するなど反応を示す、などに努める必要がある。また、社長と社員を仲介する幹部クラスに対しては洩れのない正確な情報伝達について強く指導する。

権限委譲

社長が自分の役割を果たすための時間捻出や社員の能力向上などには権限委譲が有効である。権限を委譲する場合、(イ)委譲対象社員の業務遂行実態をよく把握し妥当性・信頼性を確認すること、(ロ)委譲する業務の範囲と責任を明確にすること、(ハ)社内の一体性を保つため当該社員に社長の方針・考えをよく理解させること、などが重要である。

言うまでもないが、企業の存続に大きな影響を与える事項(大型の設備投資や借入の決定、幹部に係る人事権など)については、社長専権としなくてはならない。

トラブル対応など危機管理

顧客とのトラブル、社内の業務・人事面の摩擦などのマイナス情報は、時間が経過すると取り返しのつかない大きな問題となる危険がある。社長は、迅速に対応策が講じられるように、かかる情報が早めに上層部へ届くような体制をつくる必要がある。マイナス情報はむしろ顧客満足度の向上や社内体制の改善の契機になると前向きにとらえ、マイナス情

報を積極的に取入れ、迅速かつ適切な対応に結び付けることが重要である。社長以外には解決できないマイナス情報も多く、社員が解決のためいたずらに時間を費やし、タイミングを逸することのないようにせねばならない。

業務改善

継続反復する日常業務の改善には現場からの提案が有効である場合が多い。社長は社員に業務改善の重要性を日頃から訴え、必要に応じて提案制度や小集団活動などの仕組みを作り、積極的に改善提案を掘り起こす必要がある。改善提案は必ず検討し、実施できるものから実行に結びつけ、提案を受け取るだけにとどまらないように留意せねばならない。そして、業務の手順、方法については標準化・マニュアル化を進め、社内ノウハウの蓄積を図るとともに、未熟練者の早期戦力化の実現にも役立てたい。

(2) 円滑な業務遂行のための内部体制整備

人材育成

人材育成には必要条件として上下の信頼関係がある。社長がすべての社員を直接指導することはないとしても、社長への信頼感は組織全体の人材育成にとって不可欠である。

社長が社員から信頼されるためには、日頃からの役割意識や使命感を強く持った情熱ある業務への取り組み、公私の峻別、部下への適切なバックアップ、などが必要といえる。

社長は、(イ)できるだけ社員と個別に接し意欲を奮い立たせる動機づけを行う、(ロ)自

分を基準に社員を低く評価し不信感を持つのではなく長所を生かした能力向上に努める、(ハ)未経験の仕事に挑戦させ適宜サポートしながら達成感を味わわせ自信を持たせる、(ニ)仕事の成果を適正に反映した評価を行う、などを行う必要がある。

特に、社員はチャンスを与えられると予想以上に能力を発揮する(ポストが人をつくる)ことも多く、仕事に取り組む前から「できない」「途中で挫折する」などのマイナスの発想で成長を阻害することのないように指導することが肝要である。

組織活性化・社員の意識改革

活性化した組織とは、「中にいる人々が常に新しいことに挑戦意欲を燃やし、やる気をみなぎらせ、あらゆる局面で創造性が発揮され、組織全体にも活力がある状態」をいう。

企業の活性化は環境変化にうまく順応し成長・発展につながる可能性を増す。活性化を実現するためには、(イ)社員の処遇引き上げ、(ロ)危機意識の浸透など社員の意識改革の促進、(ハ)新製品・新市場開発など新分野や組織改革への挑戦、(ニ)社長の活性化推進への強い意欲、などが必要である。

社員の意識改革に絶対という決め手はないが、社長が積極的に現場を回り社員と直接接して自社の経営理念・経営方針や具体策など経営に関する考え方の浸透を図る、経営数字などをオープンにし、ガラス張りの経営を行う、などが必要といえる。

業務改革

長年の経営課題解決や新しい環境への対応には新たな発想と方法による業務改革が必要となる。業務改革は、組織全体にまたがりその立案には時間がかかること、社内外からの抵抗や軋轢があること、新しい業務の定着に時間を要し後戻りへの歯止めが必要な場合もあること、などを念頭におき、日常業務に埋没しないように留意し、社長自らが業務改革の立案と定着推進の中心的役割を担う必要がある。

社員の評価・処遇の適性化

中小企業は、社員数が少なく一人が複数の業務を担当する兼務形態が多いことに加え、人事体系が十分整備されておらず社員の評価・処遇において社長との相性や好き嫌いなどが優先されてしまうこともあり、社員が不満を持つケースが少なくない。

上司からの評価は社員の大きな関心事であり、仕事への動機づけの前提となる評価の公正性を確保するには、透明性の高い評価方法を採用する、複数の評価者で偏りを極力排除する、などの工夫がいる。また、環境変化への適応には社長だけでなく社員もステップアップする必要があり、能力開発に挑戦する社員や部下の能力開発をサポートする管理者を高く評価することも重要である。

社長自身の自己変革

経営環境が構造的に変化する中で、社長がその役割を十分果たすためには過去の成功体験などにとらわれた硬直的思考方から脱皮し、

社長自身が弾力性を持ち自己変革することが極めて重要といえる。

社長がしっかりとした信念を持つことは前述のとおり必要なことであるが、困難を乗り越ってきた成功体験による自負心などから自信過剰となり、他者の意見を聞かず自分のやり方をいっさい変えないといった視野の狭さでは環境変化への対応は困難である。

一般に社長経験が長くなると自己変革への努力が薄れたり、周囲からの耳障りの良い言葉に自分自身を見失い自分を正当に評価しにくくなることが多いと言われる。常にこうしたことを意識し、直言・苦言も謙虚に受け止め、自分の長所・短所を認識しながら自己変革していくことが必要である。

4. 社長のリーダーシップで特色ある経営を実践する企業

ここで紹介する企業は、いずれも社長が独特の経営感覚を持ち、新分野への積極的挑戦などで経営を成長・発展の好循環に導き、厳しい経営環境の中でも堅調な業績を挙げている。そこで、社長の経営の仕振り、重点を置く経営分野など経営者の役割・あり方に係る面に焦点をあてて紹介する。

(1) (株)アサヒ 東京都 年商33億円 社員157人

「経営者は改革のリーダー」を経営方針に企業革新の風土を確立

業歴56年の各種制御装置の設計・製造、プリント基板実装、各種缶製造業者。社長は二代目（64年就任）。

危機感をバネに相次いで体質強化・改善策を実施

社長の発案で72年に全役員で半年間かけて長期経営計画を作成した際に、日立製作所の下請けとしての当社の先行き事業見通しが極めて厳しいとの認識に至った。そこで社長はじめ全役員の危機意識をベースに、脱下請を目指す設計・技術力の強化と営業部門の設置により、日立への取引依存度低下など本格的な企業改革に取り組み始めた。

その後、A級（優良）企業とするためのAAA運動の展開（73年）、予算制度導入（74年）、TQC活動（77年）、事業部制導入（79年）、週労働40時間の実現（85年）、ISO9001、9002の認証取得（95～98年）、IPS（革新的生産方式）導入（98年）など、時代を先取りした企業体質強化・改善策を相次いで実施してきた。

革新を実現する風土づくり

こうした具体的革新策を実施する企業風土は以下の業務遂行の積重ねにより醸成された。すなわち、現社長が27歳で社長就任以降、「人みな師」をモットーにロータリークラブや日立協力会社の社長会などのメンバーから多くの経営の要諦を吸収し「経営者は企業を常に改革し変化をもたらすリーダーたれ」という信念を経営方針として貫いてきたこと、社長が技術面を中心に広範な分野で常に勉強する一方で、社員との情報交換を積極的に行い先見進取の発想を具体的に社員に浸透させたこと、月次決算を含め会社の業績など計

数を全社員に公開し社員の意識改革を進め、また社内メールを活用し経営計画推進の軸となる部門計画のPDCAサイクルの進捗状況を社長が的確に把握しコメントを添えて部門責任者を指導してきたこと、などである。

幹部社員の活用と社長のリーダーシップ

先代社長時代の58～60年に先見の考えで採用した大卒社員が幹部役職員として要所要所でその役割を果たしている。一方で、経営に対する責任はすべて社長にあり、最終結論に達するまでは煩悶を続けるが、出した結論について社員全員が迷いや不安を抱かずに自信を持って取り組めるよう納得性のある説明に配慮することで、社長が業務遂行に関するリーダーシップをきちんと発揮している。

(2) ㈱新盛インダストリーズ 東京都 年商17億円 従業員93人

中期経営計画の全社的な取り組みによる企業体質の強化と新事業進出を実現
業歴70年のバーコード用プリンター、ハンドラベラー、ラベルの製造業者。社長は三代目で10年前に就任した。

社長は大きな方向づけに関わる業務に最大のウエイト

社長は経営コンサルタントや企業経営者が主宰している各種勉強会に積極的に参加し、人的ネットワークの拡充に努めている。

社長の重要な仕事は、会社の大きな方向づけ、新事業への進出、積極的な顧客回

りなど対外活動、であると認識し、現在も当社の将来の繁栄につながる事業の柱を構築するため、新事業への乗軌化に向け鋭意取り組み中である。これらに投入する時間を捻出するため既存事業の日常業務は3人の常務を中心に権限委譲を行っている。

経営計画に基づく具体的な目標設定と進捗管理

7年前にそれまでの成り行き経営からの脱皮を図り中期経営計画（事業発展計画）の作成を行っている。課長以上は部署別の目標と実行計画を作成し、毎月1回朝礼時に全社員の前で進捗状況を発表することで実行の確保に努めている。個人単位でも内容は抽象的であるが、成果目標を作成させている。

なお、経営計画の実行の具体的成果のひとつとして、98年にISO9001の認証を取得し、2001年には95年に進出したフィリピン工場においても取得した。

社内活性化のため社員への動機付けとなる施策を導入

社内の活性化のため、最優秀社員の海外旅行、社員相互の協力に基づく全社的業務改善運動である「野ガモ改善運動」の展開、今年度から開始するジュニアボード制度（指名した若手社員による今後の事業環境の変化を踏まえた新しい事業展開についての経営会議への提言）の導入、などを行っている。

(3) ㈱セイコーアドバンス 埼玉県 年商40億円 従業員125人

経営環境変化に対応し大幅な納期短縮や相次ぐ新製品開発で差別化

業歴53年のスクリーン印刷インキ製造、各種塗料・化成品製造販売業者。現社長は10年前に就任。

競争力アップのため社長のリーダーシップで納期を大幅短縮

大手が参入しにくい典型的多品種少量のニッチ製品であり、4~5社の国内同業者とのすみわけもある。近年は輸入品、とりわけ東南アジア製品に対応するため社長の強いリーダーシップの下で納期短縮に積極的に取り組み成果を上げている。分業体制の徹底、営業部門の集約、製造部門の徹底した合理化、従業員の意識改革、配送業者との緊密な連携により、受注から納品までの期間は従来の1週間から1.9日と大幅に短縮した。

長期経営計画の策定と実効をあげるための配慮

現社長は就任以来、長期経営計画を作成し、それに沿った事業運営を進めている。経営目標は社員が取り組みやすいように総花的でなくターゲットを絞りかつ具体性のあるものとしている。経営計画に則ってISOの認証を取得(99年に9001、2000年には14001を取得)した後、社員全員が品質と環境に関する個人目標を定めたカードを携帯し、朝礼での読み上げによる周知徹底で着実な実行につなげて効果をあげている。

情報収集に基づく新製品開発への積極的な
取組み

企業の安定・成長のためには新製品・新技術の開発が不可欠との社長の強い認識の下で、毎年数種類の新製品を発表している。開発にあたっては、社長自ら常に問題意識を持ち、顧客、同業者、異業種企業、社員、顧客からの積極的な情報収集に努め、また、社員にポイントを示して顧客ニーズの把握の仕方を指導している。

組織活性化のための処遇や業務取組み面での工夫

組織の活性化策としては、安定的な賞与支給の継続、全社員参加の海外研修旅行の実施、仕事の取り組みの出発点を常に「CAN(できる)」思考に置き、実行面では聞く・見る・考える・行動するをワンセットに積極的に取組む、などを行っている。

(4) JESCO(株) 東京都 年商52億円 従業員
150人

確固たる経営方針の下、事業内容の転換、
組織活性化を実現

業歴31年の無線通信・情報通信工事、電気設備工事、原子力発電炉メンテナンス業者。現在の社長が創業者。

社長の企業家としての経営に対する明確な
コンセプト

社長の経営観は、経営の基本は「顧客が必要となときに必要なものを提供する」ことに

ある、柔軟な発想と確固たる信念を持つ、経営には借り物ではない自前のビジョン・夢が必要不可欠である、常にアントレプレナー精神(創業時の経営感覚)を思い返す、経営判断には必ず2~3割のリスクが伴うが決定したらパワフルな行動力で邁進する、などである。

経営環境の変化を察知しいち早い決断と実行により成長分野に注力

ここ数年で事業の軸足を電気設備工事から成長分野である情報通信設備工事に大きくシフトすることに成功した要因は以下のとおりである。すなわち、バブル崩壊後の電気設備工事の採算悪化が一時的ではなく、構造的な問題といち早く判断した、従来から通信工事を手掛け社内での技術蓄積があった、顧客の信頼を得るには技術レベルの向上が不可欠との認識の下で情報通信設備工事について社員間での相互研鑽が進められた、などが挙げられる。

経営参加意識の醸成や成果主義などによる
社員の意欲向上

職場の活気や社員(平均年齢31才)の仕事への取り組み意欲は取引先にも定評がある。この背景としては、早くから社員持株制度を導入し、また入社時から「労働者ではなく経営者として入社して欲しい」としていることなどから社員の経営に対する関心が高い、社長は社員との会話を重視し社内のあらゆる会議に出席し同じ情報を繰り返し発信すると共に幅広い意見を吸収して情報の伝達と共有

化を図っている、経営数字をオープンにするガラス張り経営とし、社員の賞与を業績への連動制とし、4年前から年俸制を導入したことで成果を俸給に反映させている、研修センターの建設など教育負担を惜しまず人材育成に取り組んでいる、などが挙げられる。

(5) ㈱ファニー 東京都 年商12億円 従業員60人

業界慣行を打破しエンドユーザーのニーズに応じた業態変更と経営多角化を推進

業歴100年のレンタル用日本髪かつら製造業。

社長は三代目であるが現在の事業での実質的創業者。

経営の根幹をなす社長のモットー

社長の経営に対するモットーは、自社の技術力や販売先の動向など以上に「自社の商品を買った人が喜んでくれるかどうか」「社員が自分の娘、妹など肉親にも販売したいと思うかどうか」に関心を持つ、問屋など当社の直接の販売先とエンドユーザーのニーズが異なる場合が多いが、後者のニーズをしっかり把握し事業展開を生産者主導でなく消費者主導で行う、常に広範に情報のアンテナを張り、どこにビジネスチャンスがあるかを見つける、キャッシュフロー重視の経営を心掛ける、などである。

幅広い情報収集への努力とそのための権限委譲

社長は、各種の社長会や大学教授主宰の明

確な目的を持った各種セミナーなどへの参加、弁護士、公認会計士などとの積極的な接触など日頃から人的ネットワークの拡大を図り、幅広い情報収集に努めている。社長は早くから経営を一人で行うことの限界を察知し副社長(実弟)、専務(義弟)の育成を図ってきた。現在は内部業務を兩人に全面的に任せられるようになり、社長の対外活動を容易にしている。なお、兩人は金融機関借入に際して自宅の担保提供などもしており、社長とほぼ同じ経営者感覚を持っている。

消費者重視で業界トップシェアを獲得

社長は、幅広い情報収集の中で日本髪かつらの販売先である問屋や結婚式場がエンドユーザー(花嫁)のニーズを十分つかんでないことを把握し、花嫁のニーズに応えるのが使命と考え、業界初のイージーオーダー製品の開発、問屋排除による販路変更などの業態変更を図った。当初は販売先の抵抗もあったが、現在は既製品に比べレンタル料が相当割高にもかかわらず業界トップのシェアを占めている。

新分野展開にも意欲的

現在はかつら同様花嫁のニーズに応えたイージーオーダーによる花嫁ドレス部門(米国でデザインし、中国でドレス部品の生産を行う)を立上げ、今後は結婚式場の運営を計画している。いずれも、情報収集、専門家の確保など周到な事前準備を心掛けている。

おわりに

中小企業において期待される社長の役割、求められる能力・資質などについて、検討してきたが、社長一人が同時にすべてのことを実行したりその能力・資質を具備することは難しい。自社の状況や社長の取り組みの必要性に応じて、適宜優先順位をつけて試行錯誤しながら、逐次その範囲を拡大していけばよいといえる。

一方、金融機関からすると、企業の経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」の中で、一番見方が難しいのは「ヒト」、とりわけ社長といわれている。これは、人間自体が感情を持った複雑な存在であること、社長が環境変化に臨機応変に対応すると言動が一貫性のない

ものに見えることがあること、金融機関は社長の言動を断片的にしか把握できないケースが多いこと、などが背景にあるといえる。

信用金庫は、厳しい環境下にある取引先企業の経営の実態を従来以上に把握することの重要性が増しており、その際には経営に大きな役割を果たす社長との面談機会をより多く持ち、具体的な業務遂行の局面で社長の対応策をよく聞き、その経営能力を把握することが必要である。

今後とも中小企業の経営環境は大きく変化すると思われる、信用金庫は社長の経営行動を継続的にフォローし、必要に応じて情報提供などサポートを行うことが従来にも増して重要といえる。

参考文献

1. 伊丹敬之・加護野忠男著『ゼミナール経営学入門』日本経済新聞社（1989）
2. 清水龍瑩著『社長のための経営学』千倉書房（1999）
3. 畠山芳雄著『新版 管理者革命』日本能率協会マネジメントセンター（1988）
4. 一倉定著『一倉定の社長学』日本経営合理化協会出版局（1978）
5. 佐藤誠一著『野望と先見の社長学』日本経営合理化協会出版局（1994）
6. 牟田学著『社長業のすすめ方』産能大学出版部（1991）

英国金融機関の中小企業取引について

- HSBCバンクplc(香港上海銀行)のコミュニティ・バンキング戦略を中心として -

吉田 裕(ロンドン駐在員事務所)

(要 旨)

1. 背景

英国における中小企業向け金融マーケットでは、大手4行(RBSナットウェスト銀行、パークレーズ銀行、ロイズTSB銀行、HSBCバンクplc)が圧倒的なシェアを誇っている。こうした強さの背景には、市場環境、金融制度などの特殊事情もあるのは事実であるが、反面では各行の中小企業取引に対する戦略も大きく作用しているといえよう。

2. HSBCバンクplcの中小企業戦略

「中小企業に対し幅広いサービスを迅速に提供すること」を中小企業戦略の主眼としている。この戦略に基づき、支店におけるリージョナル・マネージャー(日本で言うところの融資得意先課長)の役割や権限を強化している。

3. 預金取引

日本における普通預金口座の開設に比較すると、英国で金融機関における決済用預金口座を開設するのは手続的にも煩雑であり、また借入を行う際には過去の取引実績も重視されることから、中小企業では取引金融機関を集中することが多い。

4. 貸出取引

一定の定性・定量基準をクリアした中小企業に対しては、リージョナル・マネージャーの決裁により貸出実行ができる。この結果借入申込人は、定型ローン案件ならほとんどの場合申込当日に、また特例申請案件でもおおむね2~3日で決裁が得られる。

貸出審査は、同行の定める格付システムに則ったものとされている。格付評価は定性・定量の両面から行われるが、特徴的なのが、定量評価において「口座の動き(入払い)」が重視されている点である。

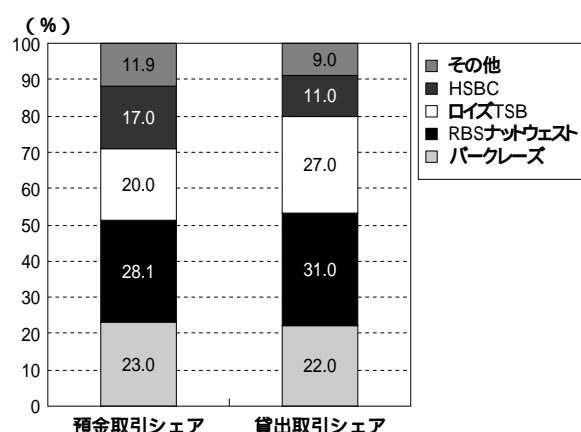
5. 渉外活動

リージョナル・マネージャーはじめスタッフは、顧客を定例的に訪問するが、集金事務は一切行わない。主たる訪問目的は、顧客の経営情報収集と、顧客ニーズの吸い上げといったコミュニケーションである。また、個社別取引収益に応じた訪問頻度のガイドラインが示されており、支店スタッフはそれに従って顧客を訪問するようになっている。

はじめに

英国には中小企業取引に特化した金融機関はほとんどなく、中小企業取引はおよそ大手行による寡占状態となっており、中でもクリアリングバンクと呼ばれる4大銀行（RBSナットウェスト銀行、パークレーズ銀行、ロイズTSB銀行、HSBCバンクplc）が中小企業取引

図表1 中小企業取引に占める4大銀行のシェア



(出所) 英国競争委員会レポート「Supply of Banking Services to SMEs」

- (備考) 1. 対象は売上百万ポンド以下の企業
 2. 預金取引シェアは、連合王国全体におけるシェア
 3. 貸出取引シェアは、イングランドとウェールズのみ
 のデータ(スコットランドと北アイルランドは含まない)

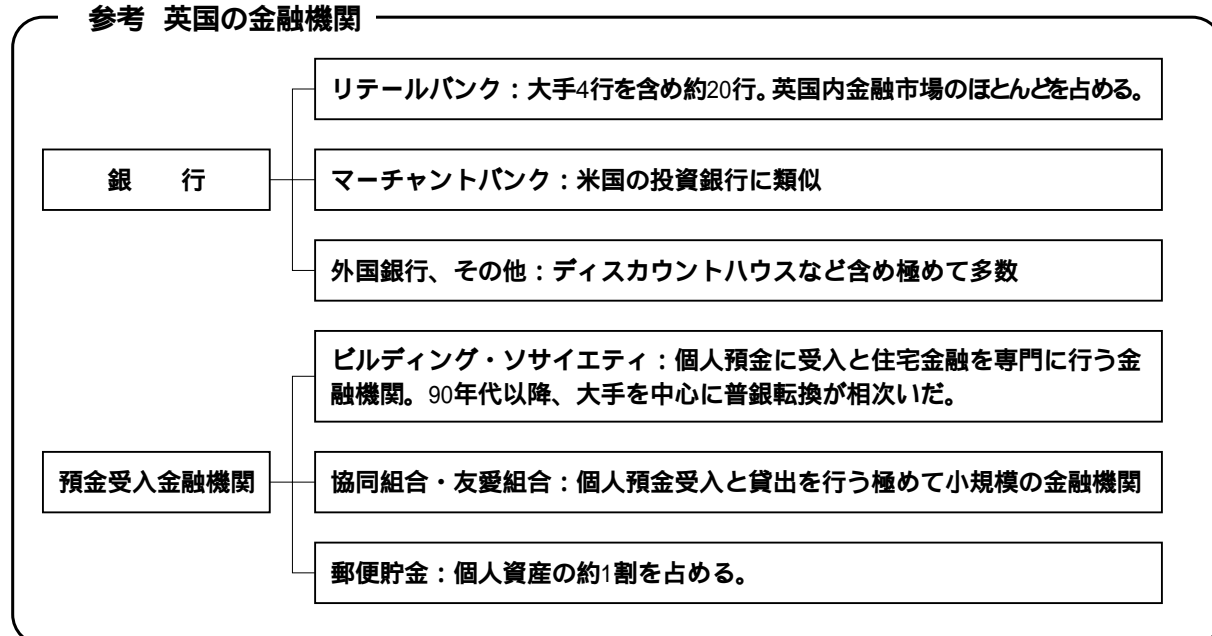
に占めるシェアは、4行合計で中小企業向け預金取引の88.1%、貸出取引の91%と圧倒的である。

大手4大銀行以外のリテールバンク各行も、リテール業務には力を入れているが、度重なる合併で規模が巨大になった4大銀行と比較すると、どうしても営業力の面で見劣りは避けられない。

こうした、寡占にも近いリテール金融の現状に対しては、1999年に発表されたクルックシャンク・レポート(当研究所発行「LONDON通信」第4号(2002.4.17)にて紹介)などでも批判されているところであるが、反面でこれら4行がいかなる戦略で中小企業取引に臨んでいるのか、そしていかなる取引で大きく収益をあげているのか、などの点は極めて興味深いところである。

本稿では、こうした英国の大手銀行の中小企業取引の現状と、特に4大銀行の中でも「コミュニティ・バンキング」という独自の戦略

参考 英国の金融機関



を打出しているHSBCバンクplcの中小企業ビジネスについてレポートしてみたい。

1. HSBCバンクplcとは

(1) HSBCグループの概要

今回のテーマの中で取り上げたHSBCバンクplcについて述べる上で、まず同行の属するHSBCグループの概要と、同行の経営規模などについて簡単に紹介しておきたい。

世界最大級の国際金融コングロマリットであるHSBCグループの起源は、その名称(Hongkong Shanghai Banking Corporation：香港上海銀行)が示すとおり、中英間の貿易金融を行うべく1865年に設立された貿易金融会社に求められる。以後、香港における香港ドルの発券業務を行うなど、アジア各地の英国植民地において業務を拡大し、現在に至っている。

HSBCグループは自らを「WORLD \$ LOCAL BANK (世界の地方銀行)」と称しているとお
り、現在世界78カ国に約6,500の営業所を有し、

最大級のリテール銀行網を拡充している。英国においては、1992年に英国の4大クリアリングバンクの1つであるミッドランド銀行を買収し、傘下に収めることでリテール業務に進出している(ミッドランド銀行の名称は1999年には、HSBCバンクplcに変更されている)。

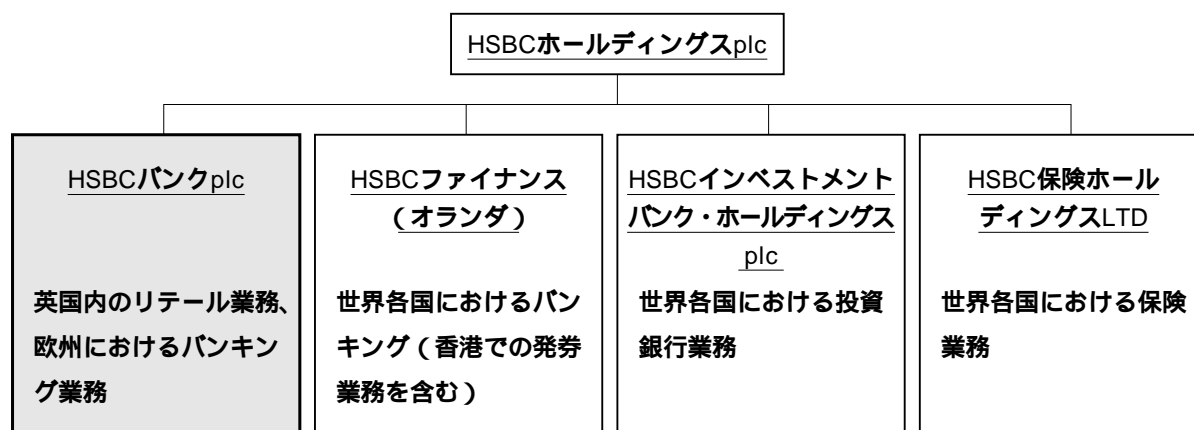
グループの持株会社は、ロンドンに登記上の本社を有するHSBCホールディングスplcであり、そこからHSBCバンクplc、HSBCファイナンス(オランダ)、HSBCインベストメントバンク・ホールディングスplc、HSBC保険ホールディングスplcの4つのグループがぶら下がるかたちになっている。

(2) HSBCバンクplcの経営規模、収益状況など

前掲のとおり、HSBCバンクplcは、HSBCグループの中で主として英国においてリテール業務を行っている部門である。

HSBCバンクplcの英国内における店舗数は、42のスーパーマーケット内におけるアウトレ

図表2 HSBCグループのグループ構成



(備考) 1. HSBCグループのインターネットホームページ資料をもとに作成
2. 上記は同行グループを極めて簡略化したものであり、実際にはHSBCバンクplcとHSBCファイナンス(オランダ)がともに出資した子会社なども多く存在しており、関係会社がすべて上記4グループに明確に分類されるものではない。

図表3 英国大手4大銀行の資金規模、収益の比較

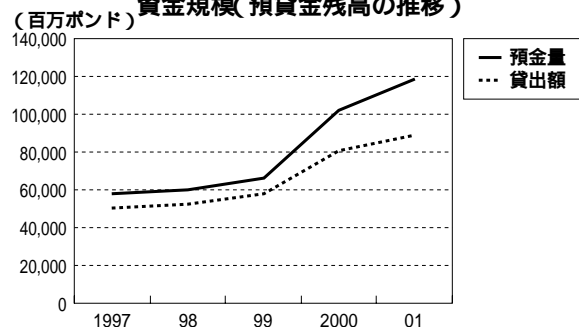
(単位：億ポンド、兆円)

| | RBSナットウェスト | パークレーズ | ロイズTSB | HSBC | (同左円換算) |
|------|------------|---------|---------|---------|---------|
| 預金量 | 1,904.9 | 1,638.2 | 1,091.2 | 1,188.9 | 22.6 |
| 貸出額 | 1,990.0 | 1,804.9 | 1,230.6 | 890.0 | 16.9 |
| 経常収入 | 145.8 | 113.3 | 88.3 | 69.8 | 1.3 |
| 当期利益 | 26.5 | 24.7 | 25.0 | 16.4 | 0.3 |

(出所) 各行アニュアルレポートより作成、円換算は1ポンド=190円にて計算

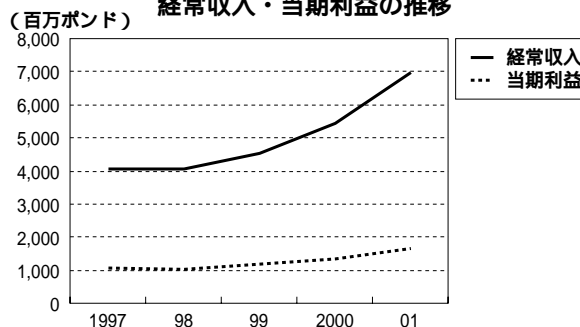
図表4 HSBCバンクplcの資金・収益規模の推移

資金規模(預貸金残高の推移)



(出所) HSBCバンクplcアニュアルレポートより作成

経常収入・当期利益の推移



ット店舗を含む国内1,666店舗となっており、国内におけるATM保有台数は約3,000台となっている。

資金規模は、預金量1,189億ポンド(約22.6兆円：1ポンド=190円で換算、以下同じ)、総貸出額890億ポンド(約16.9兆円)となっており、英国の大手4大銀行中預金量で3位、貸出規模で4位となっている。一方収益面では、年間経常収入が69.8億ポンド(約1.3兆円)、当期利益が16.4億ポンド(約3,118億円)となっている。

HSBCバンクplcの資金規模、収益規模は過去数年拡大基調にあり、2001年12月決算では前年比28.7%の増収、22.0%の増益となっている。また預金量も前年比16.3%増、貸出額も10.5%増と、いずれも拡大基調となっている。

2. HSBCバンクplcの中小企業戦略 コミュニティ・バンキング

HSBCバンクplcは、自らの中小企業戦略を「コミュニティ・バンキング^(注)」と呼んでいる。この戦略の目的とするところは、「中小企業に対し幅広いサービスを迅速に提供すること」にあり、そのために同行の支店では、中小企業が必要とするすべてのサービスを提供する体制が作られるとともに、必要な決裁はできる限り支店レベルで行わせることとされている。

この戦略に基づきHSBCバンクplcでは、支店における「リージョナル・マネージャー(日本で言うところの融資得意先課長)」の立場を強化し、貸出件数の90%に相当する中小企業向け定型ローンの決裁権限をリージョナル・

(注)1. HSBCバンクplcの言葉を借りれば「Local responsibility and decision making close to customers (支店に権限を委譲し、顧客に近いところで判断を下す)」ということであり、顧客に近いところにいる支店の担当課長(リージョナル・マネージャー)こそ、顧客を良く知っているので、妥当な判断を導けるという考えに基づくものである。

マネージャーに移している。その一方で、同行では顧客との直接の接点を持つことの重要性にも着目しており、基本的には取引先に対して最低でも半年に1回は訪問するよう指導している。

各支店におけるこのリージョナル・マネージャーの数は、顧客数などによりまちまちであるが、今回インタビューしたナイチンゲール氏が配属されていた支店（中規模店と思われる）では、リージョナル・マネージャー4人と部下23人で、700先の企業と4,000人の個人客を担当していたそうである（小規模店ではリージョナル・マネージャーが1人というケースもある）。

なお、同行のコミュニティ・バンキング戦略は特に貸出面、渉外面で特徴づけられるため、以下の記述のうち預金取引については、英国金融機関の全般的な預金取引の状況について述べるにとどめる。

3. 預金取引

(1) 預金の種類

英国における預金の種類は、大きく分けて流動性預金（カレント・アカウント：当座預金）と貯蓄性預金（セイビングス・アカウント：貯蓄預金、14デイズノーティス・アカウント：通知預金、など）に分けられる。

英国は小切手社会であるため、商店などを除いては銀行窓口で多額の現金を入金することは決して多くはない。その一方で、主な流動性・決済性預金の形態はカレント・アカウントと呼ばれる小切手振出可能な口座であり、

支払いの多くはこの口座を通じて振り出されるパーソナルチェック（小切手）によって行われている。

また、日本では一般にほとんど誰でも決済用口座として普通預金口座を開設できるのに対して、英国では一般的な決済用口座であるカレント・アカウントを開設するのは決して簡単ではない。口座開設にあたって、依頼者は銀行側の定める資料を提出し、審査を受ける必要がある。こうした口座開設の煩雑さなどから、英国では中小企業の多くが取引金融機関を一つに集約するか、場合によっては個人の口座を事業資金の出し入れに利用しているケースもあるという。

(2) 預金金利の設定

HSBCバンクplcでは、預金金利について、口座の種類と預入額などによって図表5のようなガイドラインを設定している。

上記のうち、特に定期預金に類似した預金の金利水準を他行と比較してみたのが図表6である。各行ごとに商品設定が異なるため一律に比較はできないが、金融機関によって金利の差異が大きいことがわかる。この点について各行では、顧客の多くは預金以外の取引なども総合して金融機関との取引メリットを判断しており、若干の金利差はあっても顧客はさほど気にしないと説明している。

日本の場合、他の金融機関と預金金利がかい離した場合、一般には預金の流出が懸念される。しかし英国の場合は、すでに述べたように決済用口座開設の煩雑さに加えて、将来

借入を行う場合に取引履歴が判断の重要な要素とされることから、取引を一つの金融機関に集中することが多いとされる。下の図表7は、中小企業が口座開設にあたってどのような要因から金融機関を選んだかを示したものであるが、最大の要因は「個人の預金取引が

すでにあったから」というものであり、「金利などの取引条件」を主要因として選んだのは全体のわずか6%、副次的な要因として考慮した企業を含めても全体の13%に過ぎないことがわかる。

図表5 HSBCバンクplcの提示する基準預金金利(2002年7月3日現在)

| チェック・アカウント 日本の当座預金口座に類似： 小切手振り出し可能 | | (ノー・ノーティス)セービングアカウント 日本の貯蓄性預金口座に類似： 預金引出のための事前通知は不要 | | 14デイズノーティスアカウント 日本の通知預金口座に類似： 預金引出には14日前の通知が必要 | | 60デイズノーティスアカウント 日本の定期預金に類似： 預金引出には60日前の通知が必要 | |
|--|-------|---|-------|--|-------|--|-------|
| 2,000ポンド以下 | 0.10% | 5,000ポンド以下 | 0.25% | 5,000ポンド以下 | 0.25% | 5,000ポンド以下 | 2.10% |
| 2,000超～50,000ポンド | 0.25% | 5,000超～25,000ポンド | 0.50% | 5,000超～25,000ポンド | 1.65% | 5,000超～10,000ポンド | 2.30% |
| 50,000超～100,000ポンド | 1.25% | 25,000超～100,000ポンド | 0.75% | 25,000超～100,000ポンド | 2.65% | 10,000超～50,000ポンド | 2.60% |
| 100,000ポンド超 | 1.50% | 100,000超～250,000ポンド | 1.00% | 100,000超～250,000ポンド | 2.75% | 50,000超～100,000ポンド | 3.00% |
| | | 250,000ポンド超 | 1.25% | 250,000ポンド超 | 2.85% | 100,000ポンド超 | 3.20% |

(備考) 1. HSBCバンクplcのホームページより作成

2. 2002年7月18日現在ポンド市場金利(LIBOR): 翌日物3.3787%、1カ月物3.8800%、3カ月物4.03031%

図表6 定期預金金利水準の比較(2002年7月3日現在)

(単位: %)

| | £ 2,000 | £ 5,000 | £ 10,000 | £ 50,000 | £ 100,000 | £ 250,000 |
|---------------|---------|---------|----------|----------|-----------|-----------|
| HSBC* | 2.10 | 2.10 | 2.30 | 2.60 | 3.00 | 3.20 |
| RBSナットウェスト** | 0.75 | 0.75 | 1.00 | 2.63 | 2.93 | 3.03 |
| ロイズTSB** | 0.10 | 0.10 | 1.45 | 1.80 | 2.25 | 2.80 |
| パークレーズ(参考***) | | 1.508 | 1.508 | 2.015 | 2.371 | 2.371 |

(備考) 1. 各行インターネットホームページより作成

2. 全く同内容の預金商品がないため、以下の預金商品にて比較した。なおパークレーズ銀行については商品内容が極端に異なるため、あくまで参考として表示している。

*HSBCバンクplcは、60デイズノーティスアカウント(60日前の通知が必要)

**RBSナットウェストとロイズTSBは、90デイズノーティスアカウント(90日前の通知が必要)

***パークレーズは、7デイズノーティスアカウント(7日前の通知が必要)

図表7 中小企業が取引金融機関を選択した要因

| | 主要因としてあげた比率 | 副次的要因も含んだ比率 |
|-----------------------|-------------|-------------|
| すでに個人の預金口座を有していた | 34% | 40% |
| ビジネス面などで良いアドバイスが得られた | 11% | 17% |
| 知人の推薦 | 10% | 13% |
| 地理的に好条件 | 10% | 17% |
| 金利面などで好条件 | 6% | 13% |
| 経営する別会社などがすでに取引を有していた | 6% | 10% |
| 共同経営者などがすでに取引を有していた | 4% | 5% |
| その他 | 19% | 28% |
| 合計 | 100% | |

(出所) 英国競争委員会レポート「Supply of Banking Services to SMEs」

(備考) 「副次的要因も含んだ比率」は複数回答のため、合計は100%とならない。

4. 貸出取引

(1) 貸出の種類

英国の金融機関が中小企業向けに供与する与信取引は、大きく分けて「当座貸越(Overdraft)」と、「証書貸付(Term Loan)」に分類される。

前者は日本における当座貸越、手形貸付などと同様、主として短期運転資金に対応するためのものであり、後者は長期運転資金および設備資金に対応するためのものである。

HSBCバンクplcの場合、当座貸越、証書貸付ともに、「定型ローン(Package Facility)」と「個別審査貸付(Judgemental Lending)」の2種類のカテゴリーの貸出商品を設定している。このうち「定型ローン」は、一定額以下の資金ニーズに対応するものであり、「小規模事業者ローン(Small Business Loan)」、**「事業用オートローン(Business Motor Finance)」、**「社員トレーニングローン(Small Firms Training Loan)」などの商品があり、資金用途により金額、貸出期間、マージンなどが決められている。もう一つのカテゴリーである「個別審査貸付」は、リージョナル・マネージャーが顧客と打ち合わせて、取引全般を勧案した上で、金額、期間、マージンなどを決定するもので

図表8 資金用途と貸出形態

| | 当座貸越 | 証書貸付 |
|---------|--------|--------|
| 運転資金 | 83.7% | 22.4% |
| 設備資金 | 1.5% | 59.3% |
| 運転・設備資金 | 14.8% | 18.2% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

(出所) 英国競争委員会レポート「Supply of Banking Services to SMEs」

ある。案件数で見ると、中小企業向け貸出の9割が「定型ローン」であり、「個別審査貸付」案件はごく一部に過ぎない。

(2) 貸出審査手続

イ. 貸出審査の基本的な考え方

同行では貸出審査にあたって「PARSERS(パーザーズ)」(次頁参照)という基準を立てている。これは、審査ポイントを重要性順に並べたもので、リージョナル・マネージャーはこれをチェックリストにして、貸出案件ごとに確認するようになっている。

ロ. 「基本格付システム(Basic Credit Scoring System)」

HSBCバンクplcの場合、中小企業向け貸出の信用リスクの判断は、一義的には同行の定めるクレジット・スコアリング・システム(格付)に基づいて行われる。

格付は基本的には上記「PARSERS」の考えに基づいて作られており、例えば 当該取引先の業種、不動産保有の有無、財務レバレッジ、などの定量・定性の両面のチェック項目からなっている。これらのチェック項目から算出された点数から貸出可能額が算出される。

ハ. 「取引実績スコアリング・システム(Behavioral Credit Scoring System)」

また同行では、上記「基本格付システム」の付加的要素として、「取引実績スコアリング・システム」という定量分析を採用している。同

PARSERS

P : Person and Purpose (経営者と資金使途) ... (経営者) 借主の過去データは洗ったか？特に新規先の場合、経営者としてのスキル、知識が充分であることを示す提出書類・資料はあるか？(資金使途) 資金使途に応じた貸出形態となっているか？など。

A : Amount (金額) ... 貸出額が資金使途やバランスシートなどに照らして妥当な金額であるか？など。

R : Repayment (返済) ... 返済原資は確定しているか？返済原資と返済条件はマッチしているか (利益償還なら分割弁済とする等) ? など。

S : Security (担保) ... 保全条件は、上記 ~ の条件充足次第で決定される。それらが高いレベルで充足されている小額貸出の場合には、無担保で扱うことも可能であるが、金額が大きい場合にはおおむね担保が要求される。担保の種類としては、本社社屋、経営者自宅、株、債券、生命保険、その他企業が保有する固定資産など。

E : Expediency (便益) ... 当該取引先の関係取引の発展の可能性はないか。

R : Remuneration (メリット) ... 当該取引によりもたらされる収益、メリットはどの程度か。

S : Services (サービス内容) ... 当該貸出以外に取引先が望んでいるサービスはないか。

なお上記は、 から重要性の順に並んでおり、 以下は貸出判断の中ではあくまで付加的な要因となってくる。

分析の特徴は、日本の金融機関では定量分析が取引先から申し受けた決算書の分析に多く依存しているのに対し、上記格付は、当該取引先が同行に有する口座の動きをもとに行われる点にある。これは、前掲のとおり英国の中小企業においては、一つの金融機関に決済口座を集中するケースが多く、また小切手社会であることから、販売先から小切手で受け取った売上は口座を通さなくては資金化できないため、およそ口座の動きがそのまま当該取引先の資金繰表のような扱いとなる (実際に同行を通した資金の動きであるため、粉飾は事実上困難) ためである。

英国の場合すべての中小企業に正式な監査が要求されているわけではないため、提出された決算書の信頼性は決して高くないが、預金口座の動きによれば売上高の推計、販売先のチェックなどがすべて把握できる。また同

時に、決算書データの打込みや、決算書項目の分析などの手間も省けるというメリットもある (同スコアリング・システムは、口座の動きをもとにシステム上自動計算されるようになっている)。

この結果次第で、上記口 . の結果導かれた金額にプラスして貸出枠が付与されることとなる。

二 . 申請手続

同行の場合、こうして算出された金額の範囲内であれば、支店のリージョナル・マネージャーの決裁で貸出が行えることになっている。このため審査手続はきわめてスピーディであり、定型商品の範囲内 (規程内の扱い) であればほとんどの場合当日中に決裁手続を完了できる。

また、もし上記の格付で算出された金額を

超えるなど、規格外の扱いをする場合は、本部申請（Discretionary Authority）をあげることとなる。申請書はオンラインを通じて、メールのかたちで本部に送られる。この場合の決裁に要する時間は、リージョナル・マネージャーがどれだけ早く申請書を作成できるかにかかってくるが、早ければ1日以内、遅い場合でも3日程度で決裁が得られるのが一般的である。

（3）貸出金利など

これまで見てきたように、HSBCバンクplcが中小企業向け貸出として主に扱う定型ローン型の商品は、申込者がある一定の条件を満たすことで貸出対象となり、速やかに貸出が実行されるといった点で、日本における消費者ローンに近い商品設定であるといえよう。

しかし、貸出間口が広がった反面で貸倒発生リスク^{（注）}も高くなることから、貸出金利の設定も高めにする必要が出てくる。同行の中小企業向け証書貸付型定型ローン商品の中でも、最も多く扱われている「小規模事業者ローン」の商品内容は下記のとおりであるが、

「小規模事業者ローン」の商品設定

貸出額：250～15,000ポンド（約47,500円～2,850,000円に相当）
貸出期間：10年以内
返済方法：一括または分割弁済（据置期間最長5年）
金利：無担保12.2%、有担保10.4%（いずれも固定金利）
その他の特徴：スピード審査・スピード実行、関連諸手数料不要^{（注）}

こと金利設定については日本の国内貸出の水準と比較するとかなり高いといえる。

5．渉外業務、その他

（1）渉外業務

前述のとおり英国は小切手社会であり、小売業の商店主などが窓口で売上金を入金する場合を除いては、銀行支店で現金を取り扱うことはあまり多くない。このため、リージョナル・マネージャーを始めとする支店職員も、前掲のとおり貸出先の事後管理のために取引先を訪問することはあっても、集金目的で取引先を訪問することはない^{（注）}。

取引先への訪問頻度は、本部から営業店に対しては、最低でも年間2回（貸出枠見直し時など）は訪問するようガイドラインを出しているが、特に個社別に取引採算で高い収益があがっている取引先に対しては、訪問頻度を上げてより細やかなサービスに努めるよう指導している。取引採算は、預金・貸出取引による収益だけでなく、口座維持、決済関連などの手数料も含めた収益をもとに算出され、ど

（注）2．英国においては、中小企業の廃業率が高い（年平均14%）点も影響している（当研究所発行「LONDON通信」第4号、2002年4月17日）。

3．英国では、貸出の際に銀行が諸手数料を徴求することが多い。例えば同行で当座貸越契約を締結する場合には借主は、貸越利息とは別に、取扱手数料として設定枠の1.25%、また更新時にはこれに加えて0.75%の更新手数料を支払わなくてはならないが、上記スモールビジネスローンではこの手数料を徴求しないこととしている。

4．多額の現金を集金する必要がでてきた場合には、銀行職員ではなくセキュリティ会社が専用車を仕立てて集金を行う。集金した現金も、銀行のキャッシュセンターへと直接運ばれるため、支店に現金が持ち込まれることはない。

の程度の頻度で訪問すべきかといったガイドラインが、本部から支店のリージョナル・マネージャーあて示されている。

(2) その他のサービス

同行では、取引先のビジネスの一助となるよう、各種のサービスを顧客に提供している。

その一つである「無料調査レポート (Fact Sheet)」は、国内や海外の税制、法律から経済情勢などをテーマごとにまとめたものであり、取引先は索引を見て同行に請求すれば、無料でそれらの資料が送付されるようになっている。

また、同行では「情報ヘルプライン (Information Helpline)」といった無料サービスを提供している。顧客は、法律問題、安全基準、税務、人事などのエキスパートに、無料で相談できるようになっている。同種のサービスを提供しているのは、英国の大手銀行では同行だけである。

かつてはこれらのサービスで手数料をとろうとの考えもあったが、最終的にはサービスを無料に（その分は金利収入などでメリットを吸収）した方が、同行にとって得策であるとの判断に至ったものである。

6. 日本における中小企業向け金融取引との比較

これまで見てきたHSBCバンクplcの中小企業取引が、同行収益に寄与している点については、同行の戦略もさることながら、英国の金融制度という特殊事情に帰する部分も少な

からずあろう。

以下では、まず英国における特殊事情が寄与している部分を明らかにした後、それを踏まえた上で我が国の中小企業取引においても、参考となると考えられる諸点をまとめてみたい。

(1) 相違点

イ. 取引金融機関の集中と取引変更の難しさ

すでに述べたように、日本における普通預金口座の開設と異なり、英国においては金融機関で決済性預金口座を開設するのは手続的に煩雑にならざるを得ない。また取引金融機関を変更しようとしても、取引実績がなければ借入も困難となるため、事実上取引金融機関の変更も困難となっている。

こうした、顧客に対する金融機関の立場の優位性が次に述べる金利マージンの大きさにも反映されているといえよう。

ロ. 貸出スプレッドの厚さ

英国のリテール金融市場は、当レポートのはじめにも述べたが大手行の寡占に近い状態にあり、必ずしも十分な競争が働いていない。このため、両国の金融機関における預金/貸出金利スプレッドと比較すると、図表9のとおり英国におけるそれは日本のおよそ4倍に達している。

しかしながらその一方で、図表10のように英国における中小企業は、現状の金融機関の貸出金利に対しては、さほどの不満はないとのアンケート結果も出ている（手数料水準と比較すると、逆に満足度はやや高いとの結果

になっている。

この点は、英国の中小企業金融における情報の非対称性（この場合は、借り手サイドの金融に係る情報不足）による可能性もあるが、今回の調査結果からだけでは必ずしも明らかではないため、引き続き調査していくこととしたい。

図表9 日英の預貸金利スプレッドの比較

| | 日本 | 英国 |
|---------|--------|---------|
| 預金金利 | 0.022% | 2.100% |
| 貸出金利 | 1.950% | 10.400% |
| 預貸スプレッド | 1.928% | 8.300% |

（備考）預金金利は、日本の3ヶ月定期と英国のHSBCバンクplc「60デイズノーティスアカウト」を比較。また貸出金利は、日本の長期プライムレートと英国のHSBCバンクplc「スモールビジネスローン（有担保）」の金利を比較した（長期プライムレートは必ずしも中小企業向け貸出金利ではないが、日本の場合それに相当する金利指標がないためやむをえず使用した）。

図表10 金融機関取引にかかる顧客満足度

八．英国における中小企業の規模の

小ささ

英国の中小企業数の分布を日本のそれと比較すると、規模の極めて小さなマイクロ企業、個人事業者の比率^{（注）}が高く、かつ業種的にも大規模な設備投資をあまり必要としない小規模工事業、サービス業が多くを占めているのが特徴的である。これは

70年代以降の英国における、開業支援に重きを置いた中小企業政策の影響によるところが大きいと考えられる。この結果、英国の中小企業では多くの場合、運転資金・設備資金などで多額の借入ニーズは発生しにくい状況となっている。この点は、日本の場合中小企業がたとえば大手の下請けとして部品等を製造するなどのかたちで、日本の産業構造の一翼を担っているのとは大きく異なっている。

次頁図表11は、日英両国の雇用に占める「小規模企業」の比率を、従業者数の多い4業態について比較したものである。これを見てまわ

（単位：％）

| | 手数料水準について | 金利水準について |
|------------|-----------|----------|
| 全国平均 | 57 | 59 |
| HSBCバンクplc | 61 | 64 |
| ロイズTSB銀行 | 59 | 60 |
| パークレーズ銀行 | 56 | 58 |
| ナットウェスト銀行 | 51 | 55 |
| その他 | 56 | 56 |

（出所）英国競争委員会レポート「Supply of Banking Services to SMEs」
（備考）中小企業を対象として以下の要領でアンケート調査を行い、回答のあったポイントの平均値を算出したもの
極めて満足=100、おおむね満足=75、満足でも不満でもない=50、やや不満=25、極めて不満=0

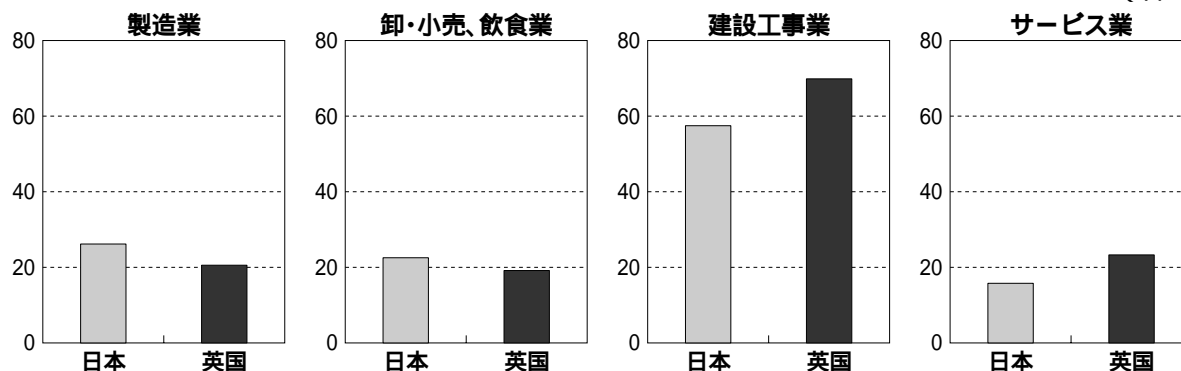
かるとおり、日本においては製造業で小規模企業雇用者の比率が高いのに対し、英国では建設工事業、サービス業などで小規模企業雇用者の比率が高くなっている（なお、英国における小規模建設工事業は、日本のような土木・建築の下請けではなく、左官・内装・家庭電気工事など個人事業に類するものがほとんどを占めている）。

こうした中小企業の特徴を反映して、金融機関からの借入は、すでに述べたようなスピーディな定型ローンのニーズが高い。定型ローンは小口多数のローンポートフォリオとな

（注）前出「LONDON通信」第4号参照：例えば就業者数で比較すると、日本では個人事業者が全就業者数の10.7%を占めるのに対し、英国ではこれが13.5%を占めている。

図表11 各産業に占める「小規模企業」雇用者比率の日英比較

(単位：%)



(出所) 中小企業白書2002年版、Small and Medium Enterprises (SME) Statistics for the UK 2000

(備考) 「小規模企業」は、従業員総数19人以下の事業所(ただし卸・小売業、飲食業、サービス業の場合は4人以下)とした。

ることから、金融機関側にとってはある程度リスク分散ができていいるローンと言える。

(特に個人事業主向け) ビジネスローンにおいて参考となるのではないかとと思われる。

(2) 我が国において参考とすべき点

上記のような貸出マーケットの差はあるものの、以下の諸点では我が国でも参考になるものと考えられる。

イ. 審査手法の省力化(消費者金融的手法)

HSBCバンクplcでは、中小企業向け運転・設備資金貸出のほとんどにあたる小額の資金ニーズに対しては、ほとんど定型商品でカバーしており、その場合の貸出判断はほぼ信用等级付の結果で決まることとなっている。こうした一種画一的な対応(審査手続の省力化とスピーディな貸出)は、手法としては消費者金融に近いものといえよう。こういった小口分散化された貸出商品について消費者金融的な手法によって対応すること(リスク対比で適切なスプレッドを徴求、スピーディでシステムチックな与信判断、実行に係る権限委譲、大数の法則が働くような小口多数ローン)は、現在、日本でも進められている中小企業向け

ロ. 顧客ごとの収益管理に基づく効率的、効果的営業展開

日本の金融機関の場合、ともすると顧客の要請に基づいて訪問頻度が決まりがちである(場合によっては、将来のビジネスチャンスのためという理由で、非効率な渉外活動を行うケースもあろう)。これに対しHSBCバンクplcでは、顧客データベースを整備し、取引効率に基づいて能動的に訪問頻度を決定しており、人的資産の有効配分という観点からも興味深い。

ハ. 預金にコストをかけない営業活動

同行に限らず英国の金融機関では、集金や頒布品などのかたちで金利以外にコストをかけて預金を調達するのは極めて希である。これには、金融機関としての調達コストを金利に一本化する意味合いもあるが、同時に、金融機関にとっては運用リスクを管理できる範囲での適度の調達が望ましいとの発想がある

ものと思われる。日本におけるようなボーナス預金獲得競争などのキャンペーンや窓口セールスは、当地では見かけることはない。テレビ、新聞の広告も「預金はXX銀行へ」というものよりも、「今の金融機関取引に不満があるようならXX銀行へ」といった総合的な広告を多く見かける。

二．バランスの取れた顧客サービス

HSBCバンクplcの中小企業向けサービスは、すでに述べたとおり顧客とのコミュニケーション

を重視し、得意先係が（集金は行わないが）定例的に顧客を訪問して意見を吸い上げるとともに、情報提供や各種相談サービスにより顧客満足度の向上にも努めている。

近時の英国、また日本でも、インターネットバンキングの導入や渉外活動の削減などのかたちで、金融機関と顧客との接点が希薄になる傾向が見られる。そのような中でHSBCバンクplcが打出した戦略は、古くて新しい金融機関と顧客との関係を見直させてくれるものではないだろうか。

「中小企業の経営改善支援セミナー」を開催

総合研究所

信金中金総合研究所は、7月19日(金)に、東京・関東地区の信用金庫を主な対象として「中小企業の経営改善支援セミナー」を開催した。

国内経済の長引く低迷、産業の空洞化、下請企業へのリストラ圧力など、中小企業を取り巻く経営環境が非常に厳しい中であって、取引先中小企業の健全性の確保と経営体質の強化を図ることは、中小企業金融を担う信用金庫にとって自己査定とも関連して重要な経営課題の一つであり、中小企業にとっては円滑かつ低コストの資金調達に繋がるものである。

これまで当研究所では、信用金庫から受け入れた研修生とともに、当該信用金庫の取引先中小企業のコンサルティングを行うなどし

て経営改善支援のノウハウを積んできている。今回のセミナーでは、こうした取り組みのほか、昨年当研究所で研修を受けた横浜信用金庫による経営改善事例、外部の専門家(コンサルティング会社等)による経営改善計画サポート事例などについて実務中心の講演が行われた(今回のセミナーの講演録については、信金中金月報10月号に掲載予定)。

セミナーには、84信用金庫約150名の参加者があり、中小企業の経営改善支援に対する関心の高さをうかがわせるところとなった。

当研究所では、同様のセミナーを東海地区、近畿地区においてそれぞれ今秋開催する予定である。



信金中金総合研究所 藤津主席研究員
「中小企業の経営改善支援について」



横浜信用金庫融資部 久保田副調査役
「横浜信用金庫における中小企業の経営改善支援の取り組み」

信金中央金庫総合研究所活動状況(7月)

1. レポート等の発行

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|-----------|------------|------|---|--------------|
| 2002.7.1 | 内外金利為替見通し | 14-4 | | 斎藤大紀 |
| 2002.7.10 | 貿易投資相談ニュース | 87 | | |
| 2002.7.15 | 中小企業景況レポート | 108 | 4～6月期の業況は悪化傾向止るも依然低水準 (特別調査 情報通信機器の利用について) | |
| 2002.7.17 | 国内経済・金融動向 | 52 | 中国のWTO加盟が日本経済に与える影響 空洞化の促進要因となる反面、輸出市場としては有望 | 峯岸直輝 |
| 2002.7.24 | 海外経済金融動向 | | | 水野達、 黒岩達也 |
| 2002.7.31 | 金融制度情報 | 3 | 注目集める不良債権の流動化 実際の活用にはクリアすべき問題も | 間下聡 |

2. 講座・講演・放送等の実施

| 実施日 | 種類 | タイトル | 講座・講演会・番組名称 | 場所・放送局 | 講師等 |
|-----------|----|----------------------|----------------------|----------------|---------------------------|
| 2002.7.1 | 講座 | 日本経済と金融のゆくえ | 信金中央金庫寄付講座 | 慶應義塾大学 | KPMGフィナンシャル㈱ 社長 木村剛氏 |
| 2002.7.3 | 放送 | 賛否両論巻き起こすニューヨーク市の煙草税 | ラジオ深夜便 | NHKラジオ | 藤原康史 |
| 2002.7.4 | 講座 | 市場規律と銀行規制 | 信金中央金庫寄付講座 | 早稲田大学 | 金融庁総務課長 木下信行氏 |
| 2002.7.5 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 東京営業第1部貸出推進会議(第1回) | 信金中央金庫 | 藤津勝一 |
| 2002.7.5 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 東京営業第1部貸出推進会議(第2回) | 信金中央金庫 | 藤津勝一 |
| 2002.7.8 | 講座 | 中小企業と信用金庫 | 信金中央金庫寄付講座 | 慶應義塾大学 | 西武信用金庫理事長 貫井志幸氏 |
| 2002.7.8 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 経営改善支援セミナー | 信金中央金庫 中国支店 | 長山宗広 |
| 2002.7.8 | 講演 | 最近の経済・金融情勢について | SEC蓮根支部講演会 | 西京信用金庫 蓮根支店 | 斎藤大紀 |
| 2002.7.11 | 放送 | 日米景気動向と金利見通し | ブルームバーグテレビ | ブルームバーグ | 角田匠 |
| 2002.7.11 | 放送 | 第108回中小企業景況調査 | しんきんアナリストレビュー | ラジオたんぱ | 藤津勝一 |
| 2002.7.11 | 放送 | 第108回中小企業景況調査 | ファイナンシャルボックス | ラジオたんぱ | 藤津勝一 |
| 2002.7.11 | 講座 | 企業価値創造と金融 | 信金中央金庫寄付講座 | 早稲田大学 | 早稲田大学太平洋研究センター助教授 西山茂氏 |
| 2002.7.12 | 講演 | 最近の経済・金融情勢について | SEC本店営業部講演会 | 西京信用金庫本店 | 斎藤大紀 |
| 2002.7.15 | 講座 | 企業経営と金融機関との関わり | 信金中央金庫寄付講座 | 慶應義塾大学 | 河合楽器㈱元社長 名倉康修氏 |
| 2002.7.17 | 講演 | 日本の経済・金利の見通し | 資金担当役員会議 | 信金中央金庫 京都支店 | 斎藤大紀 |
| 2002.7.17 | 放送 | 再び動き出したニューヨークの負債時計 | ラジオ深夜便 | NHKラジオ | 藤原康史 |
| 2002.7.18 | 放送 | 中国のWTO加盟が日本経済に与える影響 | しんきんアナリストレビュー | ラジオたんぱ | 斎藤大紀 |
| 2002.7.18 | 講座 | 事業法人取引の現状と課題について | 総研月例セミナー | 信金中央金庫 | 藤井春雄 |
| 2002.7.19 | 講座 | 中小企業の経営改善支援セミナー | 中小企業の経営改善支援セミナー | 信金中央金庫 | 藤津勝一ほか |
| 2002.7.24 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 信金中央金庫北陸支店 貸出推進会議 | 信金中央金庫 北陸支店 | 長山宗広 |
| 2002.7.31 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 中小企業経営改善支援 研修会 | 山梨信用金庫本店 | 長山宗広 |
| 2002.7.31 | 講演 | 中小企業の経営改善支援 | 中小企業経営改善支援 研修会 | 甲府信用金庫本店 | 長山宗広 |

(注) 総研月例セミナーは、信金中央金庫総合研究所主催で毎月開催される自由参加型の勉強会です。

統計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の主要勘定概況71
- (2) 信用金庫の店舗数、合併等75
- (3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金76
- (4) 信用金庫の預金者別預金77
- (5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金78
- (6) 信用金庫の貸出先別貸出金79
- (7) 信用金庫の余裕資金運用状況80

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等81
- (2) 業態別預金者別預金82
- (3) 業態別貸出金83
- (4) 業態別貸出先別貸出金84

統計資料の照会先: 信金中央金庫 総合研究所
Tel 03-3563-7541 Fax 03-3563-7551

(凡 例)

- 1. 金額は、単位未満切捨てとした。
- 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
- 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔 0 〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔 〕 該当計数なし 〔 - 〕 減少または負
 - 〔 ... 〕 不詳または算出不能 〔 * 〕 1,000%以上の増加率 〔 P 〕 速報数字
 - 〔 r 〕 訂正数字 〔 b 〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
- 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、北九州は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。

1.(1) 信用金庫の主要勘定概況 (2002年6月末)

イ. 2002年6月末

預 金

6月の全国信用金庫の預金は、月中1兆830億円、1.0%増と、前年同月(1兆3,420億円、1.2%増)と同様に増加した。

要求払預金は、納税資金等の流出があったものの、年金振込金の滞留や月末休日による残高どまり、ボーナス預金の受入れ等から、月中8,294億円、2.7%増と、前年同月(8,172億円、3.5%増)と同様に増加した。

定期性預金は、地方公共団体等の大口預金やボーナス預金の受入れ等から、月中3,138億円、0.4%増と、前年同月(5,198億円、0.6%増)と同様に増加した。

外貨預金等は、月中602億円、11.5%減少した。

なお、2002年6月末の預金の前年同月比増減率は、2.1%減となった。

貸出金

貸出金は、月中1,449億円、0.2%増と、前年同月(2,978億円、0.4%増)と同様に増加した。

割引手形は、月末休日による商手決済の翌月へのズレ込み等から、月中2,261億円、9.0%増と、前年同月(2,599億円、8.7%増)と同様に増加した。

貸付金は、月末休日による回収分の翌月へのズレ込みがあったものの、業況不振による資金需要の減退等から、月中811億円、0.1%減と、前年同月(379億円、0.0%増)の増加から減少となった。

なお、2002年6月末の貸出金の前年同月比増減率は、3.6%減となった。

余資運用資産

余資運用資産は、月中9,901億円、2.1%増と、前年同月(1兆137億円、2.2%増)と同様に増加した。主な内訳をみると、預け金は、信金中金預け金(1兆2,367億円増)の増加から、月中1兆1,692億円、5.9%増となった。

金融機関貸付等は、コールローン(176億円減)が減少したものの、買入手形(221億円増)が増加したため、月中44億円、4.5%増となった。

有価証券は、外国証券(525億円増)、社債(235億円増)が増加したものの、国債(3,225億円減)等が減少したため、月中2,529億円、1.0%減となった。

ロ. 2002年7月末

預 金

7月の全国信用金庫の預金は、月中7,459億円、0.7%減と、前年同月(5,949億円、0.5%減)と同様に減少した。

要求払預金は、ボーナス預金の受入れがみられたものの、前月末休日による滞留資金の流出や、年金振込金の流出等から、月中1兆165億円、3.2%減と、前年同月(8,652億円、3.6%減)と同様に減少した。

定期性預金は、ボーナス預金の受入れや、預金増強キャンペーンの実施等から、月中2,792億円、0.3%増と、前年同月(2,767億円、0.3%増)と同様に増加した。

外貨預金等は、月中86億円、1.8%減少した。

なお、2002年7月末の預金の前年同月比増減率は、2.2%減となった。

貸出金

貸出金は、月中2,008億円、0.3%減と、前年同月(2,911億円、0.4%減)と同様に減少した。

割引手形は、前月末休日による商手決済のズレ込みを主因に、月中2,616億円、9.5%減と、前年同月(3,101億円、9.6%減)と同様に減少した。

貸付金は、前月末休日による回収分のズレ込みがあったものの、住宅ローンやボーナス支払資金等の季節的な資金需要がみられたこと等から、月中607億円、0.1%増と、前年同月(190億円、0.0%増)と同様に増加した。

なお、2002年7月末の貸出金の前年同月比増減率は、3.5%減となった。

余資運用資産

余資運用資産は、月中4,626億円、0.9%減と、前年同月(3,186億円、0.6%減)と同様に減少した。主な内訳をみると、預け金は、信金中金預け金(7,137億円減)の減少から、月中7,176億円、3.4%減となった。

金融機関貸付等は、コールローン(11億円増)が増加したものの、買入手形(298億円減)が減少したため、月中286億円、27.8%減となった。

有価証券は、投資信託(152億円減)が減少したものの、社債(2,025億円増)、外国証券(707億円増)、国債(522億円増)等が増加したため、月中3,222億円、1.3%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況(2002年6月末)

(単位: 百万円、%)

| 区 分 | 残 高 | 前 月 比 増 減 | | 前年同月比 増 減 率 | 前 年 同 月 | | | |
|-----------|-------------|-------------|-----------|----------------|-----------|-----------|--------------------|------|
| | | 増 減 額 | 増 減 率 | | 月 中 増 減 額 | 月 中 増 減 率 | 前 年 同 月 比 増 減 率 | |
| 資 産 項 目 | 現 金 | 1,656,062 | 8,083 | 0.4 | 20.8 | 63,684 | 4.8 | 10.2 |
| | (小切手・手形) | 266,395 | 90,678 | 51.6 | 13.6 | 117,325 | 61.3 | 47.4 |
| | 預 け 金 | 20,939,364 | 1,169,254 | 5.9 | 1.4 | 229,711 | 1.0 | 36.7 |
| | (信金中金預け金) | 19,732,261 | 1,236,765 | 6.6 | 2.3 | 226,946 | 1.1 | 41.4 |
| | (譲渡性預け金) | 117,500 | 100 | 0.0 | 0.5 | 6,500 | 5.8 | 27.8 |
| | 金融機関貸付等 | 102,879 | 4,471 | 4.5 | 76.1 | 154,452 | 55.6 | 87.9 |
| | 金融機関貸付金 | 0 | 0 | | 100.0 | 50 | 7.6 | |
| | 買入手形 | 29,800 | 22,100 | 287.0 | 84.4 | 168,999 | 734.7 | * |
| | コールローン | 73,079 | 17,629 | 19.4 | 67.8 | 24,496 | 9.7 | 23.5 |
| | 買現先勘定 | 0 | 0 | | 100.0 | 9,998 | 499.9 | |
| 買入金銭債権 | 394,919 | 61,680 | 18.5 | 29.1 | 18,850 | 3.5 | 1.3 | |
| 金銭の信託 | 340,604 | 930 | 0.2 | 29.2 | 7,899 | 1.6 | 12.2 | |
| 商品有価証券 | 21,295 | 1,361 | 6.0 | 3.0 | 1,482 | 6.3 | 6.4 | |
| 有 価 証 券 | 23,139,122 | 252,935 | 1.0 | 2.1 | 540,625 | 2.4 | 10.1 | |
| 国 債 | 4,919,313 | 322,526 | 6.1 | 23.9 | 31,050 | 0.7 | 22.3 | |
| 地 方 債 | 2,500,372 | 1,307 | 0.0 | 13.6 | 54,580 | 2.5 | 11.7 | |
| 社 債 | 10,059,616 | 23,509 | 0.2 | 3.3 | 226,514 | 2.3 | 9.7 | |
| 株 式 | 513,357 | 7,092 | 1.4 | 10.7 | 5,219 | 0.9 | 0.7 | |
| 貸付信託 | 2,156 | 183 | 9.2 | 47.5 | 22 | 0.5 | 24.4 | |
| 投資信託 | 859,307 | 18,518 | 2.1 | 59.5 | 91,323 | 4.4 | 3.4 | |
| 外国証券 | 4,228,147 | 52,574 | 1.2 | 6.0 | 126,214 | 3.2 | 8.0 | |
| その他の証券 | 54,549 | 3,444 | 6.7 | 28.1 | 1,588 | 3.8 | | |
| 貸付有価証券 | 2,300 | 0 | 0.0 | 55.0 | 4,159 | 434.5 | 624.6 | |
| 小 計 | 46,594,247 | 990,122 | 2.1 | 0.3 | 1,013,741 | 2.2 | 11.1 | |
| 貸 出 金 | 62,734,916 | 144,990 | 0.2 | 3.6 | 297,862 | 0.4 | 3.5 | |
| (月中平残) | 62,171,867 | 366,523 | 0.5 | 3.7 | 201,404 | 0.3 | 4.1 | |
| 割 引 手 形 | 2,737,609 | 226,113 | 9.0 | 14.8 | 259,959 | 8.7 | 2.3 | |
| 貸 付 金 | 59,997,306 | 81,124 | 0.1 | 3.0 | 37,901 | 0.0 | 3.8 | |
| 手形貸付 | 8,382,359 | 42,932 | 0.5 | 8.6 | 44,322 | 0.4 | 8.7 | |
| 証書貸付 | 48,310,389 | 27,115 | 0.0 | 1.8 | 157,171 | 0.3 | 2.7 | |
| 当座貸越 | 3,304,557 | 65,306 | 1.9 | 5.1 | 74,946 | 2.1 | 5.9 | |
| 負 債 項 目 | 預 金 ・ 積 金 | 103,528,343 | 1,083,062 | 1.0 | 2.1 | 1,342,011 | 1.2 | 2.0 |
| | (月中平残) | 102,117,658 | 11,169 | 0.0 | 2.1 | 288,269 | 0.2 | 1.7 |
| | 要 求 払 預 金 | 31,393,688 | 829,485 | 2.7 | 31.9 | 817,213 | 3.5 | 10.1 |
| | 当 座 預 金 | 2,332,006 | 283,750 | 13.8 | 2.2 | 326,372 | 15.8 | 18.9 |
| | 普 通 預 金 | 26,770,622 | 932,544 | 3.6 | 40.8 | 931,836 | 5.1 | 12.2 |
| | 貯 蓄 預 金 | 1,407,192 | 2,541 | 0.1 | 9.4 | 247 | 0.0 | 0.4 |
| | 通 知 預 金 | 178,146 | 140,124 | 44.0 | 32.9 | 10,100 | 3.9 | 20.2 |
| | 別 段 預 金 | 663,275 | 247,639 | 27.1 | 24.6 | 455,416 | 46.1 | 26.7 |
| | 納 税 準 備 預 金 | 42,445 | 3,497 | 8.9 | 4.1 | 4,072 | 10.1 | 13.3 |
| | 定 期 性 預 金 | 71,672,645 | 313,832 | 0.4 | 11.9 | 519,898 | 0.6 | 0.0 |
| 定 期 預 金 | 63,779,089 | 385,338 | 0.6 | 12.6 | 624,426 | 0.8 | 0.4 | |
| 定 期 積 金 | 7,893,555 | 71,507 | 0.8 | 6.2 | 104,528 | 1.2 | 3.0 | |
| 外 貨 預 金 等 | 462,010 | 60,255 | 11.5 | 14.1 | 4,900 | 0.9 | 17.9 | |
| 実 質 預 金 | 103,261,947 | 992,383 | 0.9 | 2.0 | 1,224,686 | 1.1 | 1.9 | |
| 譲 渡 性 預 金 | 22,518 | 451 | 1.9 | 71.5 | 6,290 | 91.9 | 79.3 | |
| 借 用 金 | 369,166 | 4,868 | 1.3 | 51.4 | 108 | 0.0 | 39.2 | |
| 預 貸 率 | 60.5 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|--------|-------|------|---------|------|-----|
| 会 員 勘 定 | 会 員 勘 定 | 5,581,410 | 91,318 | 1.6 | 3.2 | 22,974 | 0.3 | 9.3 |
| | 普 通 出 資 金 | 531,984 | 1,734 | 0.3 | 1.8 | 696 | 0.1 | 8.5 |
| | 優 先 出 資 金 | 1,250 | 0 | 0.0 | | 0 | | |
| | 優 先 出 資 払 込 金 | 0 | 0 | | | 0 | | |
| | 資 本 準 備 金 | 4,011 | 0 | 0.0 | | 0 | | |
| | 利 益 準 備 金 | 366,123 | 2,778 | 0.7 | 0.7 | 14,416 | 4.0 | 3.0 |
| | 再 評 価 差 額 | 212,305 | 535 | 0.2 | 9.1 | 6 | 0.0 | 4.3 |
| | 特 別 積 立 金 | 4,403,470 | 72,834 | 1.6 | 2.9 | 80,188 | 1.7 | 1.3 |
| | 前 期 繰 越 金 | 78,062 | 66,237 | 560.1 | 30.4 | 53,486 | 91.0 | |
| | 未 処 分 剰 余 金 | 14,706 | 97,232 | | | 171,850 | | |
| | そ の 他 の 剰 余 金 | 0 | 0 | | | | | |
| | 評 価 差 額 | 17 | 0 | 0.0 | | 96 | | |
| 処 分 未 済 持 分 | 1,108 | 173 | | | | | | |
| 自 己 優 先 出 資 | 0 | 0 | | | | | | |

信用金庫の主要勘定増減状況(2002年7月末)

(単位: 百万円、%)

| 区 分 | 残 高 | 前 月 比 増 減 | | 前年同月比 増 減 率 | 前 年 同 月 | | |
|-------------|-------------|-----------|-------|----------------|-----------|-----------|----------------|
| | | 増 減 額 | 増 減 率 | | 月 中 増 減 額 | 月 中 増 減 率 | 前年同月比 増 減 率 |
| 現 金 | 1,591,135 | 64,927 | 3.9 | 17.9 | 21,585 | 1.5 | 4.5 |
| (小切手・手形) | 159,697 | 106,698 | 40.0 | 10.6 | 129,838 | 42.0 | 13.2 |
| 預 け 金 | 20,221,698 | 717,666 | 3.4 | 2.1 | 590,602 | 2.7 | 18.1 |
| (信金中金預け金) | 19,018,532 | 713,729 | 3.6 | 3.0 | 586,292 | 2.9 | 21.0 |
| (譲渡性預け金) | 107,500 | 10,000 | 8.5 | 7.1 | 2,300 | 1.9 | 39.5 |
| 金融機関貸付等 | 74,251 | 28,628 | 27.8 | 2.1 | 356,198 | 82.4 | 86.2 |
| 金融機関貸付金 | 0 | 0 | | | 600 | 100.0 | |
| 買入手形 | 0 | 29,800 | 100.0 | 100.0 | 189,299 | 98.5 | 34.1 |
| コールローン | 74,251 | 1,172 | 1.6 | 4.2 | 156,300 | 68.6 | 82.5 |
| 買現先勘定 | 0 | 0 | | 100.0 | 9,998 | 83.3 | |
| 買入金銭債権 | 421,565 | 26,646 | 6.7 | 27.7 | 26,478 | 4.7 | 15.7 |
| 金銭の信託 | 339,989 | 615 | 0.1 | 29.9 | 4,011 | 0.8 | 13.9 |
| 商品有価証券 | 21,663 | 368 | 1.7 | 7.0 | 1,339 | 6.0 | 3.2 |
| 有 価 証 券 | 23,461,323 | 322,201 | 1.3 | 0.8 | 617,892 | 2.7 | 10.3 |
| 国 債 | 4,971,572 | 52,259 | 1.0 | 16.6 | 293,440 | 7.3 | 22.0 |
| 地 方 債 | 2,507,341 | 6,969 | 0.2 | 10.8 | 62,177 | 2.8 | 11.8 |
| 社 債 | 10,262,168 | 202,552 | 2.0 | 3.7 | 151,430 | 1.5 | 9.2 |
| 株 式 | 517,542 | 4,185 | 0.8 | 10.7 | 4,555 | 0.7 | 0.8 |
| 貸付信託 | 2,243 | 87 | 4.0 | 43.8 | 112 | 2.7 | 25.7 |
| 投資信託 | 844,053 | 15,254 | 1.7 | 60.4 | 11,708 | 0.5 | 1.6 |
| 外国証券 | 4,298,900 | 70,753 | 1.6 | 5.3 | 93,118 | 2.3 | 8.7 |
| その他の証券 | 57,431 | 2,882 | 5.2 | 33.1 | 571 | 1.3 | |
| 貸付有価証券 | 68 | 2,232 | 97.0 | 98.8 | 1,005 | 19.6 | 577.8 |
| 小 計 | 46,131,628 | 462,619 | 0.9 | 0.6 | 318,667 | 0.6 | 11.4 |
| 貸 出 金 | 62,534,062 | 200,854 | 0.3 | 3.5 | 291,140 | 0.4 | 4.1 |
| (月中平残) | 62,285,275 | 113,408 | 0.1 | 3.5 | 17,946 | 0.0 | 4.1 |
| 割 引 手 形 | 2,475,979 | 261,630 | 9.5 | 14.7 | 310,164 | 9.6 | 7.0 |
| 貸 付 金 | 60,058,082 | 60,776 | 0.1 | 2.9 | 19,025 | 0.0 | 3.9 |
| 手形貸付 | 8,440,901 | 58,542 | 0.6 | 8.7 | 74,001 | 0.8 | 8.9 |
| 証書貸付 | 48,268,599 | 41,790 | 0.0 | 1.7 | 100,846 | 0.2 | 2.8 |
| 当座貸越 | 3,348,581 | 44,024 | 1.3 | 5.1 | 45,868 | 1.3 | 5.4 |
| 預 金 ・ 積 金 | 102,782,398 | 745,945 | 0.7 | 2.2 | 594,959 | 0.5 | 1.8 |
| (月中平残) | 102,504,692 | 387,034 | 0.3 | 2.2 | 522,782 | 0.5 | 1.7 |
| 要 求 払 預 金 | 30,377,157 | 1,016,531 | 3.2 | 32.4 | 865,291 | 3.6 | 8.6 |
| 当 座 預 金 | 2,000,855 | 331,151 | 14.2 | 0.0 | 384,866 | 16.1 | 1.4 |
| 普 通 預 金 | 25,911,571 | 859,051 | 3.2 | 42.1 | 780,728 | 4.1 | 11.0 |
| 貯 蓄 預 金 | 1,395,732 | 11,460 | 0.8 | 10.9 | 12,277 | 0.7 | 1.5 |
| 通 知 預 金 | 174,435 | 3,711 | 2.0 | 26.3 | 28,879 | 10.8 | 14.9 |
| 別 段 預 金 | 860,788 | 197,513 | 29.7 | 0.2 | 326,473 | 61.3 | 0.5 |
| 納 税 準 備 預 金 | 33,773 | 8,672 | 20.4 | 2.7 | 9,568 | 21.6 | 4.0 |
| 定 期 性 預 金 | 71,951,906 | 279,261 | 0.3 | 11.9 | 276,787 | 0.3 | 0.2 |
| 定 期 預 金 | 64,116,548 | 337,459 | 0.5 | 12.5 | 336,671 | 0.4 | 0.6 |
| 定 期 積 金 | 7,835,357 | 58,198 | 0.7 | 6.2 | 59,883 | 0.7 | 3.0 |
| 外 貨 預 金 等 | 453,334 | 8,676 | 1.8 | 14.7 | 6,456 | 1.1 | 15.8 |
| 実 質 預 金 | 102,622,700 | 639,247 | 0.6 | 2.2 | 465,121 | 0.4 | 1.9 |
| 譲 渡 性 預 金 | 25,894 | 3,376 | 14.9 | 26.3 | 7,358 | 56.0 | 171.3 |
| 借 用 金 | 385,852 | 16,686 | 4.5 | 46.4 | 19,854 | 8.1 | 43.5 |
| 預 貸 率 | 60.8 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|-----------|--------|-----|------|-------|-----|-----|
| 会 員 勘 定 | 5,590,771 | 9,361 | 0.1 | 3.1 | 870 | 0.0 | 9.3 |
| 普 通 出 資 金 | 532,577 | 523 | 0.0 | 1.7 | 1,257 | 0.2 | 8.5 |
| 優 先 出 資 金 | 1,250 | 0 | 0.0 | | 0 | | |
| 優 先 出 資 払 込 金 | 0 | 0 | | | 0 | | |
| 資 本 準 備 金 | 4,011 | 0 | 0.0 | | 0 | | |
| 利 益 準 備 金 | 365,611 | 512 | 0.1 | 0.9 | 114 | 0.0 | 3.0 |
| 再 評 価 差 額 | 212,106 | 199 | 0.0 | 9.2 | 35 | 0.0 | 4.3 |
| 特 別 積 立 金 | 4,394,475 | 8,995 | 0.2 | 3.0 | 5,897 | 0.1 | 1.2 |
| 前 期 繰 越 金 | 81,173 | 3,111 | 3.9 | 28.5 | 1,451 | 1.2 | |
| 未 処 分 剰 余 金 | 371 | 15,077 | | 33.6 | 4,171 | | |
| そ の 他 の 剰 余 金 | 0 | 0 | | | | | |
| 評 価 差 額 | 17 | 0 | 0.0 | | 192 | | |
| 処 分 未 済 持 分 | 754 | 354 | | | | | |
| 自 己 優 先 出 資 | 0 | 0 | | | | | |

1.(2) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数

(単位：店、人)

| 年月末 | 店舗数 | | | | 会員数 | 常勤役員数 | | | | |
|---------|---------------|-------|-----|-------|-----------|-------|--------|--------|---------|---------|
| | 本店 (信用金庫数) | 支店 | 出張所 | 合計 | | 常勤役員 | 職員 | | | 合計 |
| | | | | | | | 男子 | 女子 | 計 | |
| 1999. 3 | | | | | | | | | | |
| 2000. 3 | 396 | 8,050 | 227 | 8,673 | 8,733,839 | 2,950 | 99,848 | 45,737 | 145,585 | 148,535 |
| 01. 3 | 386 | 8,004 | 248 | 8,638 | 8,876,360 | 2,900 | 98,124 | 43,781 | 141,905 | 144,805 |
| 01. 6 | 371 | 7,842 | 267 | 8,480 | 8,941,138 | 2,804 | 94,112 | 41,004 | 135,116 | 137,920 |
| 01. 9 | 369 | 7,846 | 266 | 8,481 | 8,969,208 | 2,845 | 94,886 | 42,999 | 137,885 | 140,730 |
| 12 | 369 | 7,827 | 268 | 8,464 | 8,988,304 | 2,864 | 94,021 | 41,695 | 135,716 | 138,580 |
| 01. 6 | 364 | 7,811 | 268 | 8,443 | 9,016,223 | 2,805 | 93,273 | 40,654 | 133,927 | 136,732 |
| 7 | 369 | 7,846 | 266 | 8,481 | 8,969,208 | 2,845 | 94,886 | 42,999 | 137,885 | 140,730 |
| 8 | 369 | 7,844 | 268 | 8,481 | 8,973,425 | 2,866 | 94,684 | 42,407 | 137,091 | 139,957 |
| 9 | 369 | 7,838 | 266 | 8,473 | 8,978,918 | 2,864 | 94,360 | 42,122 | 136,482 | 139,346 |
| 10 | 369 | 7,827 | 268 | 8,464 | 8,988,304 | 2,864 | 94,021 | 41,695 | 135,716 | 138,580 |
| 11 | 366 | 7,818 | 265 | 8,449 | 8,995,932 | 2,847 | 93,787 | 41,468 | 135,255 | 138,102 |
| 12 | 364 | 7,810 | 269 | 8,443 | 9,004,709 | 2,812 | 93,608 | 41,322 | 134,930 | 137,742 |
| 02. 1 | 364 | 7,811 | 268 | 8,443 | 9,016,223 | 2,805 | 93,273 | 40,654 | 133,927 | 136,732 |
| 2 | 356 | 7,798 | 272 | 8,426 | 9,024,569 | 2,767 | 92,938 | 40,307 | 133,245 | 136,012 |
| 3 | 354 | 7,786 | 268 | 8,408 | 9,008,791 | 2,760 | 92,564 | 40,083 | 132,647 | 135,407 |
| 4 | 349 | 7,781 | 270 | 8,400 | 8,981,084 | 2,734 | 91,451 | 38,851 | 130,302 | 133,036 |
| 5 | 349 | 7,781 | 269 | 8,399 | 8,992,174 | 2,731 | 92,877 | 41,692 | 134,569 | 137,300 |
| 6 | 348 | 7,780 | 268 | 8,396 | 8,999,916 | 2,716 | 92,658 | 41,522 | 134,180 | 136,896 |
| 7 p | 343 | 7,760 | 269 | 8,372 | 8,933,646 | 2,664 | 91,712 | 40,844 | 132,556 | 135,220 |
| 7 p | 342 | | | 8,367 | 8,940,372 | | | | | |

信用金庫の合併等

| 年月日 | 異動金庫名 | | | 新金庫名 | 金庫数 | 異動の種類 |
|-------------|--------|-----------|------|---------|-----|--------|
| 2001年4月16日 | 福井 | 鯖江 | 福井中央 | 福井 | 369 | 合併 |
| 2001年10月9日 | 北海 | 道央 | 夕張 | 北海 | 367 | 合併 |
| 2001年10月9日 | 同栄 | 港 | | 東都中央 | 366 | 合併 |
| 2001年11月12日 | 泉陽 | 泉州 | | 南大阪 | 365 | 合併 |
| 2001年11月12日 | 北九州八幡 | 若松 | | 福岡ひびき | 364 | 合併 |
| 2001年11月19日 | 東濃 | (瑞浪商工信組) | | 東濃 | 364 | 事業譲受 |
| 2002年1月4日 | 旭川 | 富良野 | | 旭川 | 363 | 合併 |
| 2002年1月4日 | 千葉 | 木更津 | 成田 | 千葉 | 361 | 合併 |
| 2002年1月4日 | 伊勢崎 | 太田 | | 伊勢崎太田 | 360 | 合併 |
| 2002年1月4日 | 朝日 | 江戸川 | 共積 | 朝日 | 357 | 合併 |
| 2002年1月21日 | 玉島 | 倉敷 | | 玉島 | 356 | 合併 |
| 2002年2月18日 | 能登 | (輪島信組) | | 能登 | 356 | 事業譲受 |
| 2002年2月25日 | 宇都宮* | | | 栃木県下5金庫 | 355 | 事業譲渡解散 |
| 2002年2月25日 | 白杵* | | | 大分 | 354 | 事業譲渡解散 |
| 2002年3月4日 | 小樽 | (小樽商工信組) | | 小樽 | 354 | 事業譲受 |
| 2002年3月18日 | コザ | 沖繩* | | コザ | 353 | 合併 |
| 2002年3月18日 | 知多 | (常滑信組) | | 知多 | 353 | 事業譲受 |
| 2002年3月18日 | 岐阜 | (中津川信組) | | 岐阜 | 353 | 事業譲受 |
| 2002年3月25日 | 大阪第一* | | | 大阪 | 352 | 事業譲渡解散 |
| 2002年3月25日 | 中津* | 佐賀関* | | 大分みらい | 350 | 事業譲渡解散 |
| 2002年3月25日 | 関西西宮* | | | 兵庫県下4金庫 | 349 | 事業譲渡解散 |
| 2002年3月25日 | 湘南 | (神奈川県東信組) | | 湘南 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年3月25日 | 王子 | (せいしか信組) | | 王子 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年3月25日 | 興産 | (せいしか信組) | | 興産 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年3月25日 | 鹿沼相互 | (大日光信組) | | 鹿沼相互 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年4月22日 | 金沢 | (だいにしん信組) | | 金沢 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年4月22日 | 北陸 | (だいにしん信組) | | 北陸 | 349 | 事業譲受 |
| 2002年5月20日 | 神楽* | | | 日新 | 348 | 事業譲渡解散 |
| 2002年6月3日 | 長島* | | | 紀北 | 347 | 事業譲渡解散 |
| 2002年6月10日 | 相互* | | | 大阪 | 346 | 事業譲渡解散 |
| 2002年6月10日 | 佐伯* | | | 大分 | 345 | 事業譲渡解散 |
| 2002年6月17日 | 船橋* | | | 東京東 | 344 | 事業譲渡解散 |
| 2002年6月17日 | 新宮 | (紀南信組) | | 新宮 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 荒川 | (都民信組) | | 荒川 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 西京 | (都民信組) | | 西京 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 日興 | (都民信組) | | 日興 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 東京三協 | (池袋信組) | | 東京三協 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 仙台 | (宮城県中央信組) | | 仙台 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月17日 | 宮城第一 | (宮城県中央信組) | | 宮城第一 | 344 | 事業譲受 |
| 2002年6月24日 | 秋田ふれあい | 角館 | | 秋田ふれあい | 343 | 合併 |
| 2002年6月24日 | 酒田 | (庄内信組) | | 酒田 | 343 | 合併 |
| 2002年7月8日 | 西京 | (東京食品信組) | | 西京 | 343 | 事業譲受 |
| 2002年7月8日 | 朝日 | (東京食品信組) | | 朝日 | 343 | 事業譲受 |
| 2002年7月8日 | 東京産業 | (東京食品信組) | | 東京産業 | 343 | 事業譲受 |
| 2002年7月8日 | 興産 | (東京食品信組) | | 興産 | 343 | 事業譲受 |
| 2002年7月8日 | 気仙沼 | (岩手信組) | | 気仙沼 | 343 | 事業譲受 |
| 2002年7月15日 | 甲府商工 | 大月 | | 山梨 | 342 | 合併 |
| 2002年7月15日 | たちばな | (島原信組) | | たちばな | 342 | 事業譲受 |
| 2002年7月15日 | 筑後 | (両筑信組) | | 筑後 | 342 | 事業譲受 |
| 2002年7月15日 | 興産 | (第三信組) | | 興産 | 342 | 事業譲受 |
| 2002年7月22日 | 秋田 | (秋田中央信組) | | 秋田 | 342 | 事業譲受 |
| 2002年8月5日 | 長野 | (上田商工信組) | | 長野 | 342 | 事業譲受 |
| 2002年8月5日 | 上田 | (上田商工信組) | | 上田 | 342 | 事業譲受 |
| 2002年8月12日 | 平塚 | (厚木信組) | | 平塚 | 342 | 事業譲受 |

(備考) 1. *印は預金保険法にもとづく破綻信用金庫である。
2. 信用組合からの事業譲受日は、金融庁公表資料による。

1.(3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金

預金種類別預金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 実質預金 | | 譲渡性預金 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 1,005,732 | 2.1 | 205,961 | 6.1 | 790,359 | 1.5 | 9,411 | 21.2 | 1,002,016 | 2.2 | 193 | 31.7 |
| 2000. 3 | 1,020,320 | 1.4 | 214,497 | 4.1 | 797,284 | 0.8 | 8,539 | 9.2 | 1,016,862 | 1.4 | 122 | 36.7 |
| 01. 3 | 1,038,043 | 1.7 | 230,205 | 7.3 | 803,008 | 0.4 | 6,829 | 20.0 | 1,033,760 | 1.6 | 105 | 13.3 |
| 01. 6 | 1,057,645 | 2.0 | 237,934 | 10.1 | 814,329 | 0.0 | 5,381 | 17.9 | 1,054,559 | 1.9 | 131 | 79.3 |
| 9 | 1,053,564 | 1.7 | 236,464 | 8.4 | 811,683 | 0.0 | 5,416 | 19.8 | 1,050,210 | 1.7 | 174 | 242.1 |
| 12 | 1,060,557 | 0.9 | 252,063 | 9.6 | 803,184 | 1.4 | 5,309 | 6.4 | 1,056,798 | 0.9 | 140 | 121.6 |
| 01. 7 | 1,051,695 | 1.8 | 229,281 | 8.6 | 817,097 | 0.2 | 5,317 | 15.8 | 1,049,908 | 1.9 | 204 | 171.3 |
| 8 | 1,051,471 | 1.8 | 230,484 | 8.5 | 815,747 | 0.3 | 5,239 | 20.8 | 1,049,638 | 1.8 | 180 | 194.3 |
| 9 | 1,053,564 | 1.7 | 236,464 | 8.4 | 811,683 | 0.0 | 5,416 | 19.8 | 1,050,210 | 1.7 | 174 | 242.1 |
| 10 | 1,047,979 | 1.7 | 234,869 | 9.0 | 807,725 | 0.1 | 5,384 | 14.4 | 1,046,266 | 1.7 | 170 | 63.5 |
| 11 | 1,045,150 | 1.4 | 236,596 | 8.7 | 803,062 | 0.4 | 5,491 | 11.6 | 1,043,224 | 1.4 | 141 | 35.5 |
| 12 | 1,060,557 | 0.9 | 252,063 | 9.6 | 803,184 | 1.4 | 5,309 | 6.4 | 1,056,798 | 0.9 | 140 | 121.6 |
| 02. 1 | 1,042,038 | 0.6 | 240,122 | 11.7 | 795,770 | 2.4 | 6,144 | 9.1 | 1,040,440 | 0.6 | 133 | 55.7 |
| 2 | 1,040,019 | 0.0 | 251,119 | 14.1 | 782,627 | 3.8 | 6,273 | 12.9 | 1,038,447 | 0.1 | 137 | 113.8 |
| 3 | 1,028,198 | 0.9 | 297,903 | 29.4 | 723,681 | 9.6 | 6,613 | 3.1 | 1,024,192 | 0.9 | 114 | 7.9 |
| 4 | 1,030,511 | 1.9 | 309,528 | 29.9 | 715,636 | 11.3 | 5,346 | 1.4 | 1,028,666 | 1.8 | 170 | 445.9 |
| 5 | 1,024,452 | 1.8 | 305,642 | 33.0 | 713,588 | 11.8 | 5,222 | 2.0 | 1,022,695 | 1.8 | 229 | 235.8 |
| 6 | 1,035,283 | 2.1 | 313,936 | 31.9 | 716,726 | 11.9 | 4,620 | 14.1 | 1,032,619 | 2.0 | 225 | 71.5 |
| 7 p | 1,027,823 | 2.2 | 303,771 | 32.4 | 719,519 | 11.9 | 4,533 | 14.7 | 1,026,227 | 2.2 | 258 | 26.3 |

- (備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの。

地区別預金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 50,410 | 5.4 | 38,175 | 2.9 | 191,435 | 1.4 | 195,849 | 1.5 | 30,220 | 1.7 | 186,618 | 3.0 |
| 2000. 3 | 51,708 | 2.5 | 38,831 | 1.7 | 192,017 | 0.3 | 197,800 | 0.9 | 30,732 | 1.6 | 193,122 | 3.4 |
| 01. 3 | 53,392 | 3.2 | 39,684 | 2.1 | 194,416 | 1.2 | 199,809 | 1.0 | 31,560 | 2.6 | 200,034 | 3.5 |
| 01. 6 | 55,233 | 3.2 | 40,595 | 2.3 | 196,928 | 1.3 | 204,367 | 1.7 | 32,269 | 2.3 | 203,003 | 3.6 |
| 9 | 54,994 | 2.9 | 40,331 | 1.5 | 195,757 | 0.7 | 203,626 | 1.6 | 32,064 | 2.0 | 203,118 | 3.0 |
| 12 | 56,585 | 1.8 | 40,583 | 0.3 | 195,825 | 0.2 | 205,024 | 0.9 | 32,440 | 1.1 | 205,240 | 2.1 |
| 01. 7 | 54,593 | 2.8 | 40,229 | 2.0 | 195,247 | 1.0 | 203,388 | 1.5 | 32,144 | 2.3 | 202,740 | 3.4 |
| 8 | 54,617 | 2.9 | 40,237 | 1.9 | 195,131 | 1.0 | 203,451 | 1.6 | 32,149 | 2.0 | 202,944 | 3.3 |
| 9 | 54,994 | 2.9 | 40,331 | 1.5 | 195,757 | 0.7 | 203,626 | 1.6 | 32,064 | 2.0 | 203,118 | 3.0 |
| 10 | 54,483 | 2.3 | 40,130 | 1.6 | 194,321 | 0.6 | 202,925 | 1.8 | 31,921 | 2.0 | 202,454 | 3.0 |
| 11 | 55,058 | 2.3 | 40,005 | 1.3 | 193,522 | 0.4 | 201,943 | 1.5 | 31,874 | 1.6 | 202,185 | 2.8 |
| 12 | 56,585 | 1.8 | 40,583 | 0.3 | 195,825 | 0.2 | 205,024 | 0.9 | 32,440 | 1.1 | 205,240 | 2.1 |
| 02. 1 | 54,495 | 1.8 | 39,843 | 0.2 | 192,613 | 0.2 | 201,841 | 0.6 | 32,125 | 1.5 | 202,376 | 1.8 |
| 2 | 54,517 | 1.7 | 39,806 | 0.1 | 192,171 | 0.7 | 201,663 | 0.3 | 32,182 | 1.3 | 202,270 | 1.3 |
| 3 | 54,596 | 2.2 | 39,036 | 1.6 | 190,125 | 2.2 | 198,309 | 0.7 | 31,829 | 0.8 | 201,901 | 0.9 |
| 4 | 55,295 | 1.0 | 39,571 | 2.0 | 189,574 | 3.4 | 199,470 | 1.6 | 32,086 | 0.1 | 201,843 | 0.1 |
| 5 | 54,572 | 1.0 | 39,203 | 2.1 | 188,657 | 3.0 | 198,268 | 1.6 | 31,875 | 0.1 | 200,522 | 0.3 |
| 6 | 55,636 | 0.7 | 39,953 | 1.5 | 192,124 | 3.4 | 199,562 | 1.3 | 32,404 | 0.4 | 202,346 | 0.3 |
| 7 p | 54,909 | 0.5 | 39,711 | 1.2 | 190,454 | 3.5 | 197,970 | 1.6 | 32,209 | 0.2 | 201,372 | 0.6 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 北九州 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 204,724 | 2.0 | 49,087 | 1.6 | 16,847 | 1.9 | 16,987 | 1.4 | 23,845 | 1.7 | 1,005,732 | 2.1 |
| 2000. 3 | 206,301 | 0.7 | 49,526 | 0.8 | 17,198 | 2.0 | 17,411 | 2.5 | 24,139 | 1.2 | 1,020,320 | 1.4 |
| 01. 3 | 207,950 | 0.7 | 49,578 | 0.1 | 17,773 | 3.3 | 17,940 | 3.0 | 24,392 | 1.0 | 1,038,043 | 1.7 |
| 01. 6 | 210,745 | 1.2 | 51,007 | 1.3 | 18,294 | 3.1 | 18,519 | 3.2 | 25,019 | 1.6 | 1,057,645 | 2.0 |
| 9 | 210,445 | 1.0 | 50,484 | 0.8 | 18,214 | 3.6 | 18,353 | 3.0 | 24,620 | 1.2 | 1,053,564 | 1.7 |
| 12 | 210,530 | 0.4 | 51,000 | 0.5 | 18,424 | 3.0 | 18,558 | 1.6 | 24,899 | 0.2 | 1,060,557 | 0.9 |
| 01. 7 | 209,953 | 1.2 | 50,473 | 1.0 | 18,290 | 3.2 | 18,338 | 3.0 | 24,710 | 1.0 | 1,051,695 | 1.8 |
| 8 | 209,796 | 1.2 | 50,580 | 1.2 | 18,147 | 3.0 | 18,282 | 2.7 | 24,589 | 0.9 | 1,051,471 | 1.8 |
| 9 | 210,445 | 1.0 | 50,484 | 0.8 | 18,214 | 3.6 | 18,353 | 3.0 | 24,620 | 1.2 | 1,053,564 | 1.7 |
| 10 | 209,155 | 0.9 | 50,238 | 1.1 | 18,171 | 4.0 | 18,216 | 2.5 | 24,459 | 1.5 | 1,047,979 | 1.7 |
| 11 | 208,423 | 0.5 | 50,051 | 1.1 | 18,152 | 3.7 | 18,128 | 2.0 | 24,342 | 1.1 | 1,045,150 | 1.4 |
| 12 | 210,530 | 0.4 | 51,000 | 0.5 | 18,424 | 3.0 | 18,558 | 1.6 | 24,899 | 0.2 | 1,060,557 | 0.9 |
| 02. 1 | 206,814 | 0.4 | 50,157 | 0.7 | 18,139 | 2.3 | 18,125 | 1.3 | 24,092 | 0.9 | 1,042,038 | 0.6 |
| 2 | 205,686 | 1.1 | 50,191 | 0.6 | 18,088 | 1.8 | 18,126 | 0.8 | 23,918 | 1.6 | 1,040,019 | 0.0 |
| 3 | 201,814 | 2.9 | 49,651 | 0.1 | 18,064 | 1.6 | 17,916 | 0.1 | 23,556 | 3.4 | 1,028,198 | 0.9 |
| 4 | 201,867 | 3.7 | 49,671 | 1.7 | 18,011 | 1.1 | 18,090 | 1.3 | 23,661 | 4.0 | 1,030,511 | 1.9 |
| 5 | 201,302 | 3.4 | 49,304 | 1.7 | 17,943 | 0.6 | 17,955 | 1.3 | 23,493 | 4.4 | 1,024,452 | 1.8 |
| 6 | 201,714 | 4.2 | 50,042 | 1.8 | 18,137 | 0.8 | 18,191 | 1.7 | 23,807 | 4.8 | 1,035,283 | 2.1 |
| 7 p | 200,284 | 4.6 | 49,670 | 1.5 | 18,021 | 1.4 | 18,072 | 1.4 | 23,721 | 4.0 | 1,027,823 | 2.2 |

- (備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。
2. 速報値のうち東京・関東地区は、東信協・関信協調べ
3. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

1.(4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 個人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | |
|---------|-----------|-----|----------|-----|----------|------|----------|-----|----------|-------|
| | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | |
| 2000. 3 | 1,019,963 | 1.4 | 768,253 | 2.0 | 141,879 | 6.2 | 626,134 | 1.1 | 238 | 119.2 |
| 01. 3 | 1,037,617 | 1.7 | 792,283 | 3.1 | 153,271 | 8.0 | 638,772 | 2.0 | 240 | 0.5 |
| 01. 6 | 1,057,639 | 2.0 | 804,054 | 3.5 | 163,971 | 10.5 | 639,873 | 1.9 | 209 | 25.0 |
| 9 | 1,053,561 | 1.7 | 805,051 | 3.7 | 161,283 | 11.6 | 643,537 | 1.9 | 231 | 25.5 |
| 12 | 1,060,555 | 1.2 | 816,536 | 3.2 | 172,671 | 13.5 | 643,648 | 0.8 | 215 | 22.6 |
| 01. 6 | 1,057,639 | 2.0 | 804,054 | 3.5 | 163,971 | 10.5 | 639,873 | 1.9 | 209 | 25.0 |
| 7 | 1,051,689 | 1.8 | 803,240 | 3.5 | 159,368 | 10.2 | 643,654 | 1.9 | 217 | 21.2 |
| 8 | 1,051,469 | 1.8 | 806,955 | 3.6 | 162,296 | 10.6 | 644,424 | 2.0 | 235 | 20.9 |
| 9 | 1,053,561 | 1.7 | 805,051 | 3.7 | 161,283 | 11.6 | 643,537 | 1.9 | 231 | 25.5 |
| 10 | 1,047,977 | 1.7 | 807,303 | 3.6 | 165,680 | 11.6 | 641,397 | 1.7 | 225 | 25.1 |
| 11 | 1,045,148 | 1.4 | 804,012 | 3.4 | 163,384 | 12.0 | 640,406 | 1.4 | 222 | 25.7 |
| 12 | 1,060,555 | 1.2 | 816,536 | 3.2 | 172,671 | 13.5 | 643,648 | 0.8 | 215 | 22.6 |
| 02. 1 | 1,042,036 | 0.6 | 809,553 | 2.4 | 171,066 | 14.4 | 638,259 | 0.3 | 226 | 14.5 |
| 2 | 1,040,017 | 0.0 | 810,092 | 1.9 | 180,253 | 16.9 | 629,614 | 1.6 | 224 | 13.6 |
| 3 | 1,027,696 | 0.9 | 802,012 | 1.2 | 195,149 | 27.3 | 606,630 | 5.0 | 220 | 8.3 |
| 4 | 1,030,509 | 1.9 | 803,895 | 0.6 | 203,881 | 27.2 | 599,783 | 5.9 | 219 | 1.3 |
| 5 | 1,024,450 | 1.8 | 798,754 | 0.6 | 200,146 | 28.2 | 598,370 | 6.1 | 224 | 1.9 |
| 6 | 1,035,281 | 2.1 | 809,100 | 0.6 | 208,748 | 27.3 | 600,112 | 6.2 | 228 | 8.8 |

| 年月末 | 一般法人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 公金預金 | |
|---------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|
| | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | |
| 2000. 3 | 201,145 | 1.0 | 62,619 | 0.2 | 138,202 | 1.4 | 323 | 8.9 | 24,660 | 10.6 |
| 01. 3 | 200,258 | 0.4 | 69,649 | 11.2 | 130,298 | 5.7 | 309 | 4.1 | 24,900 | 0.9 |
| 01. 6 | 201,524 | 0.1 | 68,441 | 14.5 | 132,820 | 6.3 | 263 | 6.0 | 33,164 | 4.2 |
| 9 | 200,554 | 3.3 | 69,431 | 2.8 | 130,750 | 6.4 | 373 | 50.8 | 29,382 | 2.8 |
| 12 | 197,703 | 4.9 | 72,854 | 3.0 | 124,523 | 9.1 | 325 | 45.5 | 27,413 | 2.6 |
| 01. 6 | 201,524 | 0.1 | 68,441 | 14.5 | 132,820 | 6.3 | 263 | 6.0 | 33,164 | 4.2 |
| 7 | 194,775 | 2.4 | 62,181 | 5.3 | 132,309 | 5.7 | 284 | 22.8 | 33,230 | 0.9 |
| 8 | 192,004 | 2.9 | 60,567 | 4.3 | 131,133 | 6.0 | 303 | 6.8 | 32,612 | 0.3 |
| 9 | 200,554 | 3.3 | 69,431 | 2.8 | 130,750 | 6.4 | 373 | 50.8 | 29,382 | 2.8 |
| 10 | 192,676 | 3.7 | 62,539 | 3.7 | 129,825 | 7.0 | 311 | 31.7 | 28,888 | 2.7 |
| 11 | 191,327 | 4.1 | 63,801 | 4.1 | 127,205 | 7.8 | 321 | 1.9 | 30,204 | 4.1 |
| 12 | 197,703 | 4.9 | 72,854 | 3.0 | 124,523 | 9.1 | 325 | 45.5 | 27,413 | 2.6 |
| 02. 1 | 185,643 | 5.6 | 62,387 | 5.5 | 122,852 | 10.6 | 403 | 65.8 | 28,015 | 2.1 |
| 2 | 182,369 | 6.7 | 62,476 | 7.3 | 119,509 | 12.7 | 384 | 42.3 | 26,956 | 0.2 |
| 3 | 182,602 | 8.8 | 85,538 | 22.8 | 96,760 | 25.7 | 293 | 5.0 | 22,990 | 7.6 |
| 4 | 180,734 | 12.6 | 85,546 | 19.8 | 94,878 | 29.8 | 299 | 10.5 | 26,025 | 0.1 |
| 5 | 176,063 | 11.0 | 82,134 | 29.3 | 93,586 | 30.1 | 332 | 7.1 | 29,468 | 3.9 |
| 6 | 179,737 | 10.8 | 86,645 | 26.5 | 92,702 | 30.2 | 380 | 44.5 | 29,805 | 10.1 |

| 年月末 | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 金融機関預金 | | 政府関係預り金 | | 譲渡性預金 |
|---------|----------|-------|----------|------|----------|-------|----------|------|----------|-----|-------|
| | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | 前年同月比増減率 | | |
| 2000. 3 | 3,433 | 10.7 | 20,770 | 10.3 | 456 | 27.2 | 25,857 | 4.8 | 14 | 122 | |
| 01. 3 | 3,569 | 3.9 | 20,719 | 0.2 | 611 | 33.9 | 20,139 | 22.1 | 4 | 105 | |
| 01. 6 | 2,723 | 0.4 | 30,066 | 5.2 | 374 | 141.1 | 18,860 | 19.2 | 4 | 130 | |
| 9 | 2,643 | 7.7 | 26,431 | 3.8 | 307 | 3.4 | 18,537 | 15.8 | 3 | 174 | |
| 12 | 2,658 | 26.7 | 24,627 | 5.0 | 127 | 2.2 | 18,867 | 10.3 | 3 | 130 | |
| 01. 6 | 2,723 | 0.4 | 30,066 | 5.2 | 374 | 141.1 | 18,860 | 19.2 | 4 | 130 | |
| 7 | 3,295 | 50.9 | 29,647 | 5.1 | 287 | 171.6 | 20,394 | 11.5 | 17 | 204 | |
| 8 | 3,369 | 52.9 | 28,871 | 4.0 | 371 | 78.0 | 19,845 | 14.9 | 19 | 180 | |
| 9 | 2,643 | 7.7 | 26,431 | 3.8 | 307 | 3.4 | 18,537 | 15.8 | 3 | 174 | |
| 10 | 2,827 | 60.5 | 25,914 | 1.0 | 146 | 14.5 | 19,061 | 17.4 | 16 | 170 | |
| 11 | 4,674 | 53.5 | 25,205 | 1.2 | 324 | 23.5 | 19,551 | 19.6 | 20 | 141 | |
| 12 | 2,658 | 26.7 | 24,627 | 5.0 | 127 | 2.2 | 18,867 | 10.3 | 3 | 130 | |
| 02. 1 | 3,312 | 77.1 | 24,529 | 3.5 | 172 | 34.1 | 18,779 | 10.6 | 14 | 133 | |
| 2 | 4,041 | 90.0 | 22,694 | 7.7 | 220 | 22.8 | 20,552 | 6.0 | 16 | 137 | |
| 3 | 12,046 | 237.4 | 10,738 | 48.1 | 200 | 67.1 | 20,082 | 0.2 | 4 | 114 | |
| 4 | 15,165 | 417.2 | 10,829 | 52.4 | 25 | 92.8 | 19,833 | 1.3 | 16 | 170 | |
| 5 | 16,730 | 288.6 | 12,673 | 51.4 | 60 | 77.0 | 20,135 | 8.5 | 25 | 229 | |
| 6 | 14,833 | 444.6 | 14,863 | 50.5 | 105 | 71.9 | 16,629 | 11.8 | 3 | 225 | |

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(3)預金種類別預金、地区別預金の預金計とは一致しない。

1.(5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金

科目別貸出金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | 割引手形 | | 貸付金 | | 手形貸付 | | 証券貸付 | | 当座貸越 | |
|---------|--------------|-----|--------------|------|--------------|-----|--------------|------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 712,062 | 1.1 | 33,457 | 21.3 | 678,605 | 2.5 | 118,083 | 12.1 | 520,846 | 7.2 | 39,674 | 4.4 |
| 2000. 3 | 687,159 | 3.4 | 31,785 | 4.9 | 655,373 | 3.4 | 107,804 | 8.7 | 509,049 | 2.2 | 38,520 | 2.9 |
| 01. 3 | 661,879 | 3.6 | 33,932 | 6.7 | 627,946 | 4.1 | 97,975 | 9.1 | 493,986 | 2.9 | 35,984 | 6.5 |
| 01. 6 | 650,943 | 3.5 | 32,162 | 2.3 | 618,781 | 3.8 | 91,716 | 8.7 | 492,216 | 2.7 | 34,847 | 5.9 |
| 9 | 653,110 | 4.2 | 30,527 | 9.5 | 622,582 | 3.9 | 94,262 | 8.6 | 492,428 | 2.9 | 35,891 | 4.8 |
| 12 | 655,296 | 3.6 | 31,229 | 14.3 | 624,067 | 3.0 | 94,997 | 7.8 | 494,136 | 1.9 | 34,933 | 4.1 |
| 01. 7 | 648,031 | 4.1 | 29,060 | 7.0 | 618,971 | 3.9 | 92,456 | 8.9 | 491,208 | 2.8 | 35,306 | 5.4 |
| 8 | 647,154 | 4.1 | 28,274 | 7.9 | 618,880 | 3.9 | 92,967 | 8.9 | 490,613 | 2.8 | 35,299 | 5.3 |
| 9 | 653,110 | 4.2 | 30,527 | 9.5 | 622,582 | 3.9 | 94,262 | 8.6 | 492,428 | 2.9 | 35,891 | 4.8 |
| 10 | 645,989 | 4.3 | 27,330 | 11.3 | 618,659 | 4.0 | 93,144 | 8.8 | 490,171 | 2.9 | 35,343 | 5.1 |
| 11 | 646,572 | 4.2 | 27,360 | 12.4 | 619,212 | 3.8 | 93,239 | 8.6 | 490,279 | 2.7 | 35,693 | 4.8 |
| 12 | 655,296 | 3.6 | 31,229 | 14.3 | 624,067 | 3.0 | 94,997 | 7.8 | 494,136 | 1.9 | 34,933 | 4.1 |
| 02. 1 | 644,822 | 3.1 | 27,620 | 15.1 | 617,201 | 2.5 | 92,883 | 6.8 | 489,499 | 1.5 | 34,819 | 4.5 |
| 2 | 641,371 | 3.2 | 26,660 | 15.7 | 614,711 | 2.6 | 92,506 | 7.2 | 487,566 | 1.5 | 34,638 | 5.2 |
| 3 | 639,805 | 3.3 | 28,762 | 15.2 | 611,043 | 2.6 | 90,943 | 7.1 | 485,532 | 1.7 | 34,567 | 3.9 |
| 4 | 629,186 | 4.0 | 24,987 | 23.6 | 604,198 | 3.0 | 87,621 | 7.7 | 482,799 | 2.0 | 33,777 | 4.1 |
| 5 | 625,899 | 3.4 | 25,114 | 15.0 | 600,784 | 2.8 | 84,252 | 8.5 | 482,832 | 1.5 | 33,698 | 5.3 |
| 6 | 627,349 | 3.6 | 27,376 | 14.8 | 599,973 | 3.0 | 83,823 | 8.6 | 483,103 | 1.8 | 33,045 | 5.1 |
| 7 p | 625,340 | 3.5 | 24,759 | 14.7 | 600,580 | 2.9 | 84,409 | 8.7 | 482,685 | 1.7 | 33,485 | 5.1 |

地区別貸出金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 30,601 | 2.1 | 25,397 | 3.3 | 143,811 | 1.3 | 138,715 | 0.9 | 20,808 | 1.1 | 125,924 | 2.0 |
| 2000. 3 | 30,197 | 1.3 | 25,091 | 1.2 | 135,174 | 6.0 | 133,558 | 3.7 | 20,387 | 2.0 | 123,154 | 2.1 |
| 01. 3 | 29,377 | 2.7 | 24,875 | 0.8 | 131,381 | 2.8 | 125,418 | 6.0 | 20,088 | 1.4 | 121,487 | 1.3 |
| 01. 6 | 28,151 | 2.4 | 24,245 | 1.1 | 130,003 | 2.7 | 123,057 | 5.8 | 19,613 | 2.0 | 119,811 | 1.0 |
| 9 | 28,677 | 3.4 | 24,547 | 1.7 | 129,458 | 3.7 | 123,257 | 6.2 | 19,698 | 3.2 | 120,479 | 2.0 |
| 12 | 29,553 | 2.4 | 24,703 | 2.0 | 129,630 | 3.9 | 123,542 | 5.7 | 19,690 | 4.4 | 120,776 | 2.6 |
| 01. 7 | 28,101 | 3.2 | 24,203 | 1.6 | 129,125 | 3.4 | 122,564 | 6.2 | 19,574 | 2.8 | 119,217 | 1.6 |
| 8 | 28,253 | 3.2 | 24,260 | 1.6 | 128,631 | 3.5 | 122,341 | 6.3 | 19,548 | 3.1 | 119,095 | 1.8 |
| 9 | 28,677 | 3.4 | 24,547 | 1.7 | 129,458 | 3.7 | 123,257 | 6.2 | 19,698 | 3.2 | 120,479 | 2.0 |
| 10 | 28,631 | 3.2 | 24,416 | 1.5 | 127,852 | 3.9 | 122,093 | 6.2 | 19,490 | 3.3 | 118,822 | 2.3 |
| 11 | 28,601 | 3.1 | 24,460 | 1.5 | 127,897 | 3.9 | 122,107 | 5.9 | 19,449 | 3.7 | 119,204 | 2.1 |
| 12 | 29,553 | 2.4 | 24,703 | 2.0 | 129,630 | 3.9 | 123,542 | 5.7 | 19,690 | 4.4 | 120,776 | 2.6 |
| 02. 1 | 28,677 | 1.8 | 24,375 | 1.7 | 127,605 | 3.9 | 121,910 | 3.8 | 19,394 | 3.6 | 118,876 | 2.4 |
| 2 | 28,626 | 2.1 | 24,303 | 1.8 | 126,934 | 3.9 | 121,044 | 4.1 | 19,347 | 3.6 | 118,356 | 2.3 |
| 3 | 29,521 | 0.4 | 24,520 | 1.4 | 125,915 | 4.1 | 120,357 | 4.0 | 19,287 | 3.9 | 119,553 | 1.5 |
| 4 | 28,694 | 0.1 | 23,989 | 2.2 | 124,328 | 4.8 | 118,627 | 4.4 | 18,974 | 4.4 | 117,470 | 2.4 |
| 5 | 27,982 | 0.1 | 23,770 | 1.8 | 124,177 | 3.9 | 117,982 | 3.9 | 18,923 | 3.1 | 116,984 | 1.8 |
| 6 | 28,116 | 0.1 | 23,975 | 1.1 | 125,840 | 4.1 | 117,157 | 3.7 | 18,988 | 3.1 | 117,533 | 1.9 |
| 7 p | 28,083 | 0.0 | 24,049 | 0.6 | 125,472 | 3.8 | 116,951 | 3.5 | 18,881 | 3.5 | 117,103 | 1.7 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 北九州 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 149,551 | 0.0 | 35,018 | 0.4 | 11,167 | 2.0 | 12,248 | 0.6 | 17,517 | 0.6 | 712,062 | 1.1 |
| 2000. 3 | 144,784 | 3.1 | 33,451 | 4.4 | 11,098 | 0.6 | 12,030 | 1.7 | 16,971 | 3.1 | 687,159 | 3.4 |
| 01. 3 | 136,814 | 5.5 | 31,863 | 4.7 | 11,060 | 0.3 | 11,797 | 1.9 | 16,530 | 2.5 | 661,879 | 3.6 |
| 01. 6 | 135,117 | 5.5 | 31,085 | 4.4 | 10,934 | 0.6 | 11,576 | 1.8 | 16,190 | 2.5 | 650,943 | 3.5 |
| 9 | 135,499 | 5.9 | 31,231 | 4.4 | 11,037 | 1.0 | 11,648 | 2.5 | 16,397 | 2.9 | 653,110 | 4.2 |
| 12 | 135,623 | 2.9 | 31,209 | 4.1 | 11,070 | 0.8 | 11,754 | 2.4 | 16,582 | 3.2 | 655,296 | 3.6 |
| 01. 7 | 134,377 | 6.0 | 31,076 | 4.4 | 10,924 | 0.8 | 11,500 | 2.6 | 16,200 | 2.9 | 648,031 | 4.1 |
| 8 | 134,139 | 5.9 | 31,054 | 4.3 | 10,916 | 1.4 | 11,476 | 2.7 | 16,268 | 2.9 | 647,154 | 4.1 |
| 9 | 135,499 | 5.9 | 31,231 | 4.4 | 11,037 | 1.0 | 11,648 | 2.5 | 16,397 | 2.9 | 653,110 | 4.2 |
| 10 | 133,750 | 6.1 | 30,921 | 4.2 | 10,949 | 0.8 | 11,558 | 1.9 | 16,334 | 2.9 | 645,989 | 4.3 |
| 11 | 133,810 | 6.1 | 30,931 | 4.0 | 10,978 | 0.7 | 11,582 | 1.9 | 16,386 | 2.9 | 646,572 | 4.2 |
| 12 | 135,623 | 2.9 | 31,209 | 4.1 | 11,070 | 0.8 | 11,754 | 2.4 | 16,582 | 3.2 | 655,296 | 3.6 |
| 02. 1 | 133,306 | 2.9 | 30,769 | 3.3 | 10,932 | 0.9 | 11,546 | 2.2 | 16,274 | 3.4 | 644,822 | 3.1 |
| 2 | 132,258 | 3.3 | 30,771 | 3.0 | 10,895 | 1.2 | 11,483 | 2.6 | 16,203 | 3.5 | 641,371 | 3.2 |
| 3 | 130,271 | 4.7 | 30,826 | 3.2 | 10,974 | 0.7 | 11,551 | 2.0 | 15,972 | 3.3 | 639,805 | 3.3 |
| 4 | 128,244 | 5.7 | 30,125 | 4.0 | 10,746 | 1.7 | 11,352 | 2.5 | 15,592 | 4.4 | 629,186 | 4.0 |
| 5 | 127,461 | 5.0 | 30,033 | 3.1 | 10,745 | 1.2 | 11,326 | 1.4 | 15,465 | 4.1 | 625,899 | 3.4 |
| 6 | 126,965 | 6.0 | 30,181 | 2.9 | 10,749 | 1.6 | 11,384 | 1.6 | 15,415 | 4.7 | 627,349 | 3.6 |
| 7 p | 126,068 | 6.1 | 30,121 | 3.0 | 10,726 | 1.8 | 11,400 | 0.8 | 15,440 | 4.6 | 625,340 | 3.5 |

- (備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。
 2. 速報値のうち東京・関東地区は、東信協・関信協調べ
 3. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

1.(6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | | 企業向け計 | | | 製造業 | | | 建設業 | | |
|-----------|----------|-----|-------|----------|-----|------|----------|-----|------|----------|-----|------|
| | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | |
| 1999. 3 r | 712,981 | 1.2 | 100.0 | 503,366 | 1.5 | 70.6 | 113,230 | 0.0 | 15.9 | 87,712 | 3.1 | 12.3 |
| 6 r | 700,718 | 0.9 | 100.0 | 494,006 | 1.4 | 70.4 | 111,760 | 0.1 | 15.9 | 83,645 | 3.6 | 11.9 |
| 9 r | 703,391 | 0.4 | 100.0 | 495,662 | 0.8 | 70.4 | 111,329 | 0.2 | 15.8 | 85,251 | 2.7 | 12.1 |
| 12 r | 710,716 | 2.4 | 100.0 | 502,812 | 3.1 | 70.7 | 114,063 | 4.6 | 16.0 | 86,678 | 3.3 | 12.1 |
| 2000. 3 r | 687,157 | 3.6 | 100.0 | 480,319 | 4.5 | 69.8 | 106,973 | 5.5 | 15.5 | 82,844 | 5.5 | 12.0 |
| 6 r | 675,145 | 3.6 | 100.0 | 470,978 | 4.6 | 69.7 | 105,207 | 5.8 | 15.5 | 78,689 | 5.9 | 11.6 |
| 9 r | 681,948 | 3.0 | 100.0 | 476,988 | 3.7 | 69.9 | 106,748 | 4.1 | 15.6 | 80,620 | 5.4 | 11.8 |
| 12 r | 679,261 | 4.4 | 100.0 | 475,969 | 5.3 | 70.0 | 107,136 | 6.0 | 15.7 | 81,111 | 6.4 | 11.9 |
| 01. 3 r | 661,877 | 3.6 | 100.0 | 459,368 | 4.3 | 69.4 | 102,550 | 4.1 | 15.4 | 78,299 | 5.4 | 11.8 |
| 6 | 650,941 | 3.5 | 100.0 | 449,958 | 4.4 | 69.1 | 100,310 | 4.6 | 15.4 | 74,099 | 5.8 | 11.3 |
| 9 | 653,108 | 4.2 | 100.0 | 451,220 | 5.4 | 69.0 | 99,538 | 6.7 | 15.2 | 74,923 | 7.0 | 11.4 |
| 12 | 655,294 | 3.5 | 100.0 | 452,461 | 4.9 | 69.0 | 99,206 | 7.4 | 15.1 | 74,905 | 7.6 | 11.4 |
| 02. 3 | 639,808 | 3.3 | 100.0 | 435,081 | 5.2 | 68.0 | 94,053 | 8.2 | 14.7 | 71,366 | 8.8 | 11.1 |
| 6 | 627,347 | 3.6 | 100.0 | 423,996 | 5.7 | 67.5 | 91,671 | 8.6 | 14.6 | 67,016 | 9.5 | 10.6 |

| 年月末 | 卸売業 | | | 小売業 | | | 飲食店 | | | 不動産業 | | |
|---------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|------|
| | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | |
| 1999. 3 | 43,569 | 0.4 | 6.1 | 52,836 | 1.9 | 7.4 | 17,331 | 1.2 | 2.4 | 74,071 | 0.6 | 10.4 |
| 6 | 42,764 | 0.4 | 6.1 | 52,030 | 1.6 | 7.4 | 17,204 | 1.7 | 2.4 | 74,266 | 0.8 | 10.5 |
| 9 | 42,760 | 0.9 | 6.0 | 51,874 | 1.2 | 7.3 | 17,151 | 1.1 | 2.4 | 74,842 | 0.4 | 10.6 |
| 12 | 43,834 | 5.2 | 6.1 | 51,998 | 3.8 | 7.3 | 17,121 | 2.8 | 2.4 | 75,067 | 0.5 | 10.5 |
| 2000. 3 | 40,922 | 6.0 | 5.9 | 49,905 | 5.5 | 7.2 | 16,654 | 3.9 | 2.4 | 73,187 | 1.1 | 10.6 |
| 6 | 40,066 | 6.3 | 5.9 | 48,955 | 5.9 | 7.2 | 16,455 | 4.3 | 2.4 | 73,022 | 1.6 | 10.8 |
| 9 | 40,786 | 4.6 | 5.9 | 48,837 | 5.8 | 7.1 | 16,344 | 4.7 | 2.3 | 74,170 | 0.8 | 10.8 |
| 12 | 41,165 | 6.0 | 6.0 | 48,337 | 7.0 | 7.1 | 16,120 | 5.8 | 2.3 | 73,352 | 2.2 | 10.7 |
| 01. 3 | 39,320 | 3.9 | 5.9 | 46,557 | 6.7 | 7.0 | 15,622 | 6.1 | 2.3 | 71,861 | 1.8 | 10.8 |
| 6 | 38,422 | 4.1 | 5.9 | 45,427 | 7.2 | 6.9 | 15,362 | 6.6 | 2.3 | 72,189 | 1.1 | 11.0 |
| 9 | 38,442 | 5.7 | 5.8 | 45,088 | 7.6 | 6.9 | 15,184 | 7.1 | 2.3 | 74,022 | 0.1 | 11.3 |
| 12 | 38,656 | 6.0 | 5.8 | 44,687 | 7.5 | 6.8 | 15,093 | 6.3 | 2.3 | 75,289 | 2.6 | 11.4 |
| 02. 3 | 36,762 | 6.5 | 5.7 | 42,825 | 8.0 | 6.6 | 14,524 | 7.0 | 2.2 | 74,981 | 4.3 | 11.7 |
| 6 | 35,792 | 6.8 | 5.7 | 41,643 | 8.3 | 6.6 | 14,229 | 7.3 | 2.2 | 74,916 | 3.7 | 11.9 |

| 年月末 | サービス業 | | | 地方公共団体 | | | 個人 | | | 住宅ローン | | |
|---------|----------|-----|------|----------|------|-----|----------|-----|------|----------|-----|------|
| | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | | 前年同月比増減率 | 構成比 | |
| 1999. 3 | 85,769 | 3.5 | 12.0 | 11,404 | 9.8 | 1.5 | 198,211 | 0.0 | 27.8 | 115,469 | 4.7 | 16.2 |
| 6 | 84,633 | 2.7 | 12.0 | 9,301 | 7.9 | 1.3 | 197,411 | 0.5 | 28.1 | 120,490 | 7.7 | 17.1 |
| 9 | 84,895 | 2.1 | 12.0 | 9,540 | 5.1 | 1.3 | 198,189 | 0.7 | 28.1 | 121,204 | 6.8 | 17.2 |
| 12 | 86,043 | 1.4 | 12.1 | 10,474 | 8.7 | 1.4 | 197,430 | 1.0 | 27.7 | 122,450 | 6.3 | 17.2 |
| 2000. 3 | 83,373 | 2.7 | 12.1 | 11,695 | 2.5 | 1.7 | 195,143 | 1.5 | 28.3 | 121,253 | 5.0 | 17.6 |
| 6 | 82,384 | 2.6 | 12.2 | 10,169 | 9.3 | 1.5 | 193,998 | 1.7 | 28.7 | 121,783 | 1.0 | 18.0 |
| 9 | 83,126 | 2.0 | 12.1 | 10,408 | 9.0 | 1.5 | 194,552 | 1.8 | 28.5 | 122,084 | 0.7 | 17.9 |
| 12 | 82,497 | 4.1 | 12.1 | 10,767 | 2.8 | 1.5 | 192,525 | 2.4 | 28.3 | 123,528 | 0.8 | 18.1 |
| 01. 3 | 80,128 | 3.8 | 12.1 | 11,762 | 0.5 | 1.7 | 190,747 | 2.2 | 28.8 | 123,501 | 1.8 | 18.6 |
| 6 | 79,363 | 3.6 | 12.1 | 10,421 | 2.4 | 1.6 | 190,562 | 1.7 | 29.2 | 124,323 | 2.0 | 19.0 |
| 9 | 79,423 | 4.4 | 12.1 | 10,543 | 1.2 | 1.6 | 191,345 | 1.6 | 29.2 | 125,491 | 2.7 | 19.2 |
| 12 | 79,910 | 3.1 | 12.1 | 10,871 | 0.9 | 1.6 | 191,962 | 0.2 | 29.2 | 127,286 | 3.0 | 19.4 |
| 02. 3 | 77,123 | 3.7 | 12.0 | 13,535 | 15.0 | 2.1 | 191,192 | 0.2 | 29.8 | 127,239 | 3.0 | 19.8 |
| 6 | 75,835 | 4.4 | 12.0 | 12,283 | 17.8 | 1.9 | 191,068 | 0.2 | 30.4 | 128,260 | 3.1 | 20.4 |

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(5)科目別貸出金、地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 企業向け計には、海外円借款、国内店名義現地貸を含む。

1.(7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | | 金融機関 貸付等 | うち全信連 短期資金 | うちコーポ ローン | 買入金銭 債権 | 金銭の 信託 | 商品有価 証券 | |
|---------|--------|----------------|-----------|----------------|---------------|--------------|------------|-----------|------------|-----|
| | | うち譲渡性 預け金 | うち信金中金預け金 | | | | | | | |
| 1999. 3 | 14,014 | 135,398(3.4) | 3,041 | 114,672(0.3) | 17,118 | 10,338 | 4,293 | 7,890 | 4,642 | 434 |
| 2000. 3 | 14,277 | 146,973(8.5) | 1,373 | 129,402(12.8) | 24,425 | 17,694 | 5,900 | 4,182 | 4,725 | 535 |
| 01. 3 | 14,238 | 183,867(25.1) | 2,553 | 166,783(28.8) | 11,180 | | 7,556 | 4,134 | 4,057 | 198 |
| 01. 6 | 13,701 | 212,524(36.7) | 1,181 | 202,018(41.4) | 4,321 | | 2,275 | 5,572 | 4,811 | 219 |
| 9 | 13,253 | 198,739(21.8) | 1,006 | 188,616(27.5) | 2,505 | | 2,505 | 6,023 | 4,866 | 179 |
| 12 | 16,082 | 200,253(11.5) | 1,069 | 189,089(15.3) | 1,973 | | 1,483 | 5,120 | 4,949 | 233 |
| 01. 6 | 13,701 | 212,524(36.7) | 1,181 | 202,018(41.4) | 4,321 | | 2,275 | 5,572 | 4,811 | 219 |
| 7 | 13,485 | 206,618(18.1) | 1,158 | 196,156(21.0) | 759 | | 712 | 5,837 | 4,851 | 232 |
| 8 | 12,457 | 204,910(23.5) | 1,221 | 194,983(29.0) | 1,151 | | 1,069 | 5,938 | 4,892 | 224 |
| 9 | 13,253 | 198,739(21.8) | 1,006 | 188,616(27.5) | 2,505 | | 2,505 | 6,023 | 4,866 | 179 |
| 10 | 12,813 | 203,096(20.9) | 1,071 | 193,620(26.9) | 1,145 | | 930 | 4,995 | 4,995 | 209 |
| 11 | 13,699 | 198,096(17.0) | 784 | 188,061(21.7) | 1,406 | | 1,276 | 4,831 | 4,978 | 200 |
| 12 | 16,082 | 200,253(11.5) | 1,069 | 189,089(15.3) | 1,973 | | 1,483 | 5,120 | 4,949 | 233 |
| 02. 1 | 14,854 | 192,691(7.3) | 1,039 | 182,713(11.6) | 1,166 | | 1,116 | 4,182 | 4,834 | 228 |
| 2 | 14,390 | 196,237(6.6) | 820 | 186,332(11.4) | 1,125 | | 960 | 3,307 | 4,727 | 223 |
| 3 | 19,391 | 182,044(0.9) | 845 | 159,156(4.5) | 3,004 | | 2,104 | 2,084 | 3,103 | 188 |
| 4 | 18,322 | 199,939(4.2) | 750 | 187,937(4.8) | 1,015 | | 978 | 2,953 | 3,245 | 222 |
| 5 | 16,479 | 197,701(5.9) | 1,176 | 184,954(7.4) | 984 | | 907 | 3,332 | 3,396 | 226 |
| 6 | 16,560 | 209,393(1.4) | 1,175 | 197,322(2.3) | 1,028 | | 730 | 3,949 | 3,406 | 212 |

| 年月末 | 有価証券 | | | | | | | 株 式 | 貸付信託 |
|---------|-----------------|---------------|--------|----------------|--------|--------|--------|-------|------|
| | 国 債 | | 地方債 | 社 債 | | | 金融債 | | |
| 1999. 3 | 180,479 (10.8) | 26,736(23.5) | 15,345 | 91,665(11.8) | 12,330 | 33,181 | 46,153 | 5,098 | 64 |
| 2000. 3 | 198,272 (9.8) | 37,723(41.0) | 18,507 | 86,672(5.4) | 13,679 | 29,579 | 43,412 | 5,467 | 57 |
| 01. 3 | 221,566 (11.7) | 50,807(34.6) | 20,554 | 92,497(6.7) | 15,595 | 31,849 | 45,052 | 6,325 | 58 |
| 01. 6 | 226,454 (10.1) | 39,692(22.3) | 22,007 | 97,358(9.7) | 16,741 | 32,864 | 47,753 | 5,753 | 41 |
| 9 | 237,974 (11.7) | 47,555(20.5) | 23,014 | 98,575(6.0) | 18,042 | 33,724 | 46,808 | 5,794 | 34 |
| 12 | 238,894 (15.1) | 50,239(38.6) | 24,162 | 102,190(9.9) | 19,829 | 35,255 | 47,105 | 5,659 | 32 |
| 01. 6 | 226,454 (10.1) | 39,692(22.3) | 22,007 | 97,358(9.7) | 16,741 | 32,864 | 47,753 | 5,753 | 41 |
| 7 | 232,633 (10.3) | 42,627(22.0) | 22,629 | 98,873(9.2) | 17,162 | 33,566 | 48,143 | 5,799 | 39 |
| 8 | 236,024 (10.9) | 44,404(20.8) | 22,815 | 99,339(8.2) | 17,583 | 33,823 | 47,932 | 5,749 | 35 |
| 9 | 237,974 (11.7) | 47,555(20.5) | 23,014 | 98,575(6.0) | 18,042 | 33,724 | 46,808 | 5,794 | 34 |
| 10 | 237,736 (12.6) | 45,823(20.5) | 23,413 | 99,959(7.1) | 18,965 | 34,165 | 46,829 | 5,740 | 33 |
| 11 | 238,241 (13.7) | 48,295(32.1) | 23,519 | 101,003(8.1) | 19,402 | 34,449 | 47,151 | 5,688 | 33 |
| 12 | 238,894 (15.1) | 50,239(38.6) | 24,162 | 102,190(9.9) | 19,829 | 35,255 | 47,105 | 5,659 | 32 |
| 02. 1 | 241,665 (14.6) | 53,112(33.7) | 24,702 | 102,764(10.8) | 20,130 | 35,604 | 47,029 | 5,559 | 31 |
| 2 | 241,493 (11.6) | 55,763(25.8) | 25,061 | 101,358(9.1) | 20,788 | 35,001 | 45,568 | 5,540 | 30 |
| 3 | 236,169 (6.5) | 58,911(15.9) | 24,778 | 99,328(7.3) | 21,166 | 34,374 | 43,787 | 4,987 | 24 |
| 4 | 233,400 (5.9) | 53,102(21.4) | 24,732 | 100,238(7.0) | 21,075 | 35,108 | 44,054 | 5,111 | 19 |
| 5 | 233,920 (5.8) | 52,418(33.1) | 24,990 | 100,361(5.5) | 20,896 | 35,178 | 44,285 | 5,062 | 19 |
| 6 | 231,391 (2.1) | 49,193(23.9) | 25,003 | 100,596(3.3) | 21,142 | 35,403 | 44,049 | 5,133 | 21 |

| 年月末 | 投資信託 | | | | 余資運用 資産計 (A) | 信金中金 利用額 (B) | 預貸率 (A)/預金 | 預証率 (B)/預金 | (B)/(A) | | |
|---------|--------|----------------|------------|-------------|--------------------|--------------------|------------|------------|---------|------|------|
| | 外国証券 | その他の 証券 | 貸付 有価証券 | 預証率 (B)/(A) | | | | | | | |
| 1999. 3 | 12,113 | 29,449 (4.6) | | 4 | 359,977 | 125,010 | 70.7 | 35.7 | 17.9 | 12.4 | 34.7 |
| 2000. 3 | 15,654 | 34,184 (16.0) | | 5 | 393,392 | 147,096 | 67.3 | 38.5 | 19.4 | 14.4 | 37.3 |
| 01. 3 | 14,226 | 36,743 (7.4) | 346 | 5 | 439,243 | 166,783 | 63.7 | 42.3 | 21.3 | 16.0 | 37.9 |
| 01. 6 | 21,240 | 39,883 (8.0) | 425 | 51 | 467,605 | 202,018 | 61.5 | 44.2 | 21.4 | 19.0 | 43.2 |
| 9 | 20,379 | 42,156 (9.5) | 459 | 5 | 463,543 | 188,616 | 61.9 | 43.9 | 22.5 | 17.8 | 40.6 |
| 12 | 13,356 | 42,772 (13.8) | 475 | 5 | 467,508 | 189,089 | 61.7 | 44.0 | 22.5 | 17.8 | 40.4 |
| 01. 6 | 21,240 | 39,883 (8.0) | 425 | 51 | 467,605 | 202,018 | 61.5 | 44.2 | 21.4 | 19.0 | 43.2 |
| 7 | 21,357 | 40,814 (8.7) | 431 | 61 | 464,418 | 196,156 | 61.6 | 44.1 | 22.1 | 18.6 | 42.2 |
| 8 | 21,429 | 41,793 (10.0) | 446 | 9 | 465,601 | 194,983 | 61.5 | 44.2 | 22.4 | 18.5 | 41.8 |
| 9 | 20,379 | 42,156 (9.5) | 459 | 5 | 463,543 | 188,616 | 61.9 | 43.9 | 22.5 | 17.8 | 40.6 |
| 10 | 20,130 | 42,166 (10.4) | 462 | 5 | 464,991 | 193,620 | 61.6 | 44.3 | 22.6 | 18.4 | 41.6 |
| 11 | 16,562 | 42,670 (11.6) | 464 | 5 | 461,454 | 188,061 | 61.8 | 44.1 | 22.7 | 17.9 | 40.7 |
| 12 | 13,356 | 42,772 (13.8) | 475 | 5 | 467,508 | 189,089 | 61.7 | 44.0 | 22.5 | 17.8 | 40.4 |
| 02. 1 | 12,073 | 42,929 (15.6) | 484 | 5 | 459,623 | 182,713 | 61.8 | 44.1 | 23.1 | 17.5 | 39.7 |
| 2 | 11,133 | 42,107 (13.0) | 493 | 5 | 461,504 | 186,332 | 61.6 | 44.3 | 23.2 | 17.9 | 40.3 |
| 3 | 8,034 | 39,660 (7.9) | 442 | 5 | 445,987 | 159,156 | 62.2 | 43.3 | 22.9 | 15.4 | 35.6 |
| 4 | 8,806 | 40,793 (9.0) | 496 | 99 | 459,100 | 187,937 | 61.0 | 44.5 | 22.6 | 18.2 | 40.9 |
| 5 | 8,778 | 41,755 (8.1) | 511 | 23 | 456,041 | 184,954 | 61.0 | 44.5 | 22.8 | 18.0 | 40.5 |
| 6 | 8,593 | 42,281 (6.0) | 545 | 23 | 465,942 | 197,322 | 60.5 | 44.9 | 22.3 | 19.0 | 42.3 |

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率
 2. 預貸率 = 貸出金 / 預金 × 100(%)、預証率 = 有価証券 / 預金 × 100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)
 3. 全信連短期資金は、2000年7月に信金中金預け金に統合された。

2.(1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

| 年月末 | 信用金庫 | | 国内銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | 大手銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | 地方銀行 | |
|---------|--------------|-----|--------------------|-----|--------------|-----|--------------------|-----|--------------|------|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 1,005,732 | 2.1 | 6,572,341 | 0.0 | 4,759,145 | 0.5 | 4,225,395 | 1.2 | 2,412,199 | 0.8 | 1,715,548 | 1.4 |
| 2000. 3 | 1,020,320 | 1.4 | 6,639,673 | 1.0 | 4,775,244 | 0.3 | 4,298,016 | 1.7 | 2,433,587 | 0.8 | 1,742,961 | 1.5 |
| 01. 3 | 1,038,043 | 1.7 | 6,641,871 | 0.0 | 4,820,618 | 0.9 | 4,288,153 | 0.2 | 2,466,900 | 1.3 | 1,785,742 | 2.4 |
| 01. 6 | 1,057,645 | 2.0 | 6,651,271 | 2.8 | 4,860,450 | 2.3 | 4,270,431 | 4.3 | 2,479,610 | 4.4 | 1,808,560 | 0.3 |
| 9 | 1,053,564 | 1.7 | 6,621,052 | 0.9 | 4,847,128 | 0.4 | 4,262,893 | 1.4 | 2,488,969 | 0.7 | 1,787,442 | 0.5 |
| 12 | 1,060,557 | 0.9 | 6,634,482 | 0.8 | 4,897,859 | 0.7 | 4,265,481 | 1.3 | 2,528,858 | 1.4 | 1,795,647 | 0.5 |
| 02. 3 | 1,028,198 | 0.9 | 6,790,535 | 2.2 | 5,072,810 | 5.2 | 4,416,792 | 2.9 | 2,699,067 | 9.4 | 1,813,848 | 1.5 |
| 01. 4 | 1,051,294 | 1.7 | 6,715,246 | 1.7 | 4,917,721 | 0.5 | 4,336,706 | 2.8 | 2,539,181 | 1.3 | 1,806,392 | 1.0 |
| 5 | 1,044,224 | 1.6 | 6,705,852 | 2.2 | 4,909,194 | 1.6 | 4,349,743 | 3.4 | 2,553,085 | 3.1 | 1,790,698 | 0.6 |
| 6 | 1,057,645 | 2.0 | 6,651,271 | 2.8 | 4,860,450 | 2.3 | 4,270,431 | 4.3 | 2,479,610 | 4.4 | 1,808,560 | 0.3 |
| 7 | 1,051,695 | 1.8 | 6,609,716 | 2.4 | 4,821,504 | 1.7 | 4,259,129 | 3.5 | 2,470,917 | 3.0 | 1,782,634 | r 0.0 |
| 8 | 1,051,471 | 1.8 | 6,591,483 | 0.5 | 4,811,807 | 0.9 | 4,248,900 | 0.7 | 2,469,224 | 1.9 | 1,777,104 | 0.3 |
| 9 | 1,053,564 | 1.7 | 6,621,052 | 0.9 | 4,847,128 | 0.4 | 4,262,893 | 1.4 | 2,488,969 | 0.7 | 1,787,442 | 0.5 |
| 10 | 1,047,979 | 1.7 | 6,582,579 | 0.2 | 4,798,462 | 1.1 | 4,263,835 | 0.3 | 2,479,718 | 2.2 | 1,756,302 | 0.4 |
| 11 | 1,045,150 | 1.4 | 6,649,700 | 0.3 | 4,870,337 | 0.9 | 4,312,866 | 0.3 | 2,533,503 | 2.0 | 1,773,214 | 0.1 |
| 12 | 1,060,557 | 0.9 | 6,634,482 | 0.8 | 4,897,859 | 0.7 | 4,265,481 | 1.3 | 2,528,858 | 1.4 | 1,795,647 | 0.5 |
| 02. 1 | 1,042,038 | 0.6 | 6,644,813 | 0.1 | 4,881,199 | 1.2 | 4,323,699 | 0.0 | 2,560,085 | 2.9 | 1,762,850 | 0.2 |
| 2 | 1,040,019 | 0.0 | 6,697,473 | 0.8 | 4,930,749 | 2.4 | 4,372,946 | 1.4 | 2,606,222 | 5.1 | 1,766,788 | r 0.0 |
| 3 | 1,028,198 | 0.9 | 6,790,535 | 2.2 | 5,072,810 | 5.2 | 4,416,792 | 2.9 | 2,699,067 | 9.4 | 1,813,848 | 1.5 |
| 4 | 1,030,511 | 1.9 | 6,933,034 | 3.2 | 5,246,466 | 6.6 | 4,568,949 | 5.3 | 2,882,381 | 13.5 | 1,807,259 | 0.0 |
| 5 | 1,024,452 | 1.8 | 6,774,304 | 1.0 | 5,093,033 | 3.7 | 4,418,805 | 1.5 | 2,737,534 | 7.2 | 1,801,789 | 0.6 |
| 6 | 1,035,283 | 2.1 | 6,747,958 | 1.4 | 5,076,487 | 4.4 | 4,357,159 | 2.0 | 2,685,688 | 8.3 | 1,829,055 | 1.1 |
| 7 | p 1,027,823 | 2.2 | | | p 4,946,826 | 4.3 | | | p 2,602,057 | 8.5 | p 1,789,954 | 0.8 |

| 年月末 | 第二地銀 | | 信用組合 | | 労働金庫 | | 農業協同組合 | | 郵便貯金 | | 預貯金等合計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 631,398 | 4.0 | 202,043 | 5.3 | 107,078 | 4.3 | 689,959 | 0.8 | 2,525,867 | 5.0 | 11,103,020 | 1.2 |
| 2000. 3 | 598,696 | 5.1 | 191,966 | 4.9 | 111,791 | 4.4 | 702,555 | 1.8 | 2,599,702 | 2.9 | 11,266,007 | 1.4 |
| 01. 3 | 567,976 | 5.1 | 180,588 | 5.9 | 117,212 | 4.8 | 720,944 | 2.6 | 2,499,336 | 3.8 | 11,197,994 | 0.6 |
| 01. 6 | 572,280 | 1.2 | 180,123 | 6.7 | 123,899 | 5.8 | 736,028 | 2.7 | 2,474,668 | 4.6 | 11,223,634 | 2.4 |
| 9 | 570,717 | 1.2 | 175,536 | 8.8 | 122,993 | 5.9 | 732,472 | 2.9 | 2,419,976 | 6.2 | 11,125,593 | 1.7 |
| 12 | 573,354 | 1.6 | 168,160 | 10.6 | 126,977 | 5.7 | 745,879 | 2.6 | 2,404,964 | 5.5 | 11,141,019 | 1.6 |
| 02. 3 | 559,895 | 1.4 | 153,541 | 14.9 | 125,200 | 6.8 | 735,377 | 2.0 | 2,394,797 | 4.1 | 11,227,648 | 0.2 |
| 01. 4 | 572,148 | 1.6 | 181,365 | 6.2 | 120,189 | 5.5 | 725,441 | 2.6 | 2,494,935 | 3.7 | 11,288,470 | 1.6 |
| 5 | 565,411 | 1.8 | 179,266 | 6.4 | 119,890 | 5.4 | 724,987 | 2.7 | 2,472,485 | 4.2 | 11,246,704 | 2.0 |
| 6 | 572,280 | 1.2 | 180,123 | 6.7 | 123,899 | 5.8 | 736,028 | 2.7 | 2,474,668 | 4.6 | 11,223,634 | 2.4 |
| 7 | 567,953 | 1.3 | 178,312 | 7.2 | 124,214 | 5.6 | 734,051 | 2.8 | 2,437,606 | 5.8 | 11,135,594 | 2.4 |
| 8 | 565,479 | 1.1 | 176,959 | 7.9 | 123,344 | 5.8 | 735,284 | 2.9 | 2,433,084 | 6.1 | 11,111,625 | 1.4 |
| 9 | 570,717 | 1.2 | 175,536 | 8.8 | 122,993 | 5.9 | 732,472 | 2.9 | 2,419,976 | 6.2 | 11,125,593 | 1.7 |
| 10 | 562,442 | 1.0 | 172,548 | 9.4 | 122,714 | 5.8 | 734,918 | 2.9 | 2,416,928 | 6.1 | 11,077,666 | 1.2 |
| 11 | 563,620 | 1.5 | 169,824 | 10.6 | 122,503 | 6.0 | 734,239 | 3.0 | 2,394,828 | 6.0 | 11,116,244 | 1.3 |
| 12 | 573,354 | 1.6 | 168,160 | 10.6 | 126,977 | 5.7 | 745,879 | 2.6 | 2,404,964 | 5.5 | 11,141,019 | 1.6 |
| 02. 1 | 558,264 | 2.8 | 162,893 | 11.6 | 126,908 | 6.6 | 738,892 | 2.7 | 2,399,035 | 5.1 | 11,114,579 | 1.1 |
| 2 | 557,739 | 1.5 | 160,020 | 12.6 | 126,615 | 6.4 | 740,537 | 2.6 | 2,403,183 | 4.7 | 11,167,847 | 0.5 |
| 3 | 559,895 | 1.4 | 153,541 | 14.9 | 125,200 | 6.8 | 735,377 | 2.0 | 2,394,797 | 4.1 | 11,227,648 | 0.2 |
| 4 | 556,826 | 2.6 | 153,147 | 15.5 | 127,750 | 6.2 | 737,392 | 1.6 | 2,395,314 | 3.9 | 11,377,148 | 0.7 |
| 5 | 553,710 | 2.0 | | | 130,097 | 8.5 | 736,437 | 1.5 | 2,382,927 | 3.6 | | |
| 6 | 561,744 | 1.8 | | | 132,948 | 7.3 | | | 2,392,298 | 3.3 | | |
| 7 | p 554,815 | 2.3 | | | | | | | p 2,381,018 | 2.3 | | |

- (備考) 1. 日本銀行「金融経済統計月報」、全国銀行協会「全国銀行預金・貸出金等速報」、郵政事業庁ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 国内銀行の速報値は、全国銀行協会発表の全国銀行の計数であり、オフショア勘定を含まない。

2.(2) 業態別預金者別預金(月中平残)

信用金庫

(単位: 億円)

| 年月 | 一般法人預金 | | | 個人預金 | | | 公金預金 | | | 金融機関預金 | 合計 |
|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | | |
| 1999. 3 | 204,029 | 58,217 | 145,812 | 749,802 | 130,168 | 619,634 | 23,304 | 2,191 | 21,113 | 22,985 | 1,000,784 |
| 9 | 203,014 | 56,935 | 146,079 | 759,619 | 133,994 | 625,625 | 30,319 | 2,257 | 28,062 | 22,260 | 1,015,888 |
| 2000. 3 | 201,663 | 57,805 | 143,858 | 765,582 | 138,299 | 627,283 | 25,373 | 2,548 | 22,825 | 22,257 | 1,015,731 |
| 9 | 199,134 | 59,176 | 139,958 | 773,684 | 142,624 | 631,060 | 31,178 | 2,194 | 28,984 | 20,386 | 1,025,384 |
| 01. 3 | 196,706 | 60,426 | 136,280 | 789,796 | 150,355 | 639,441 | 26,132 | 2,560 | 23,572 | 18,833 | 1,032,422 |
| 9 | 193,288 | 62,320 | 130,968 | 803,119 | 159,081 | 644,038 | 30,444 | 2,617 | 27,827 | 17,401 | 1,045,201 |
| 02. 3 | 181,922 | 68,251 | 113,671 | 800,195 | 182,364 | 617,831 | 23,850 | 4,926 | 18,924 | 18,486 | 1,025,478 |
| 4 | 179,262 | 83,928 | 95,334 | 800,485 | 198,711 | 601,774 | 24,907 | 14,107 | 10,800 | 17,551 | 1,022,799 |
| 5 | 179,533 | 84,952 | 94,581 | 798,378 | 199,459 | 598,919 | 25,460 | 14,105 | 11,355 | 17,283 | 1,021,286 |
| 6 | 176,889 | 84,135 | 92,754 | 799,112 | 200,477 | 598,635 | 28,619 | 14,888 | 13,731 | 15,857 | 1,021,185 |

都市銀行

(単位: 億円)

| 年月 | 一般法人預金 | | | 個人預金 | | | 公金預金 | | | 金融機関預金 | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | | |
| 1999. 3 | 704,612 | 340,224 | 364,388 | 1,074,099 | 358,518 | 715,581 | 49,642 | 14,762 | 34,880 | 90,854 | 1,984,601 |
| 9 | 727,991 | 364,016 | 363,975 | 1,088,166 | 380,662 | 707,504 | 57,802 | 14,015 | 43,787 | 114,757 | 2,057,495 |
| 2000. 3 | 728,506 | 408,961 | 319,545 | 1,095,942 | 401,337 | 694,605 | 49,460 | 16,502 | 32,958 | 123,268 | 2,077,048 |
| 9 | 677,393 | 363,124 | 314,269 | 1,103,780 | 417,220 | 686,560 | 54,074 | 10,961 | 43,113 | 41,850 | 1,959,532 |
| 01. 3 | 692,807 | 390,654 | 302,153 | 1,130,031 | 439,352 | 690,679 | 43,020 | 15,772 | 27,248 | 51,536 | 2,001,074 |
| 9 | 686,764 | 413,809 | 272,955 | 1,151,238 | 474,612 | 676,626 | 38,631 | 15,371 | 23,260 | 62,341 | 2,025,161 |
| 02. 3 | 784,604 | 532,178 | 252,426 | 1,196,443 | 570,535 | 625,908 | 50,076 | 33,130 | 16,946 | 66,278 | 2,183,827 |
| 4 | 857,255 | 629,653 | 227,602 | 1,208,985 | 608,050 | 600,935 | 66,316 | 56,348 | 9,968 | 196,106 | 2,418,306 |
| 5 | 845,626 | 624,382 | 221,244 | 1,206,041 | 610,787 | 595,254 | 62,915 | 53,324 | 9,591 | 191,073 | 2,396,194 |
| 6 | 802,675 | 588,124 | 214,551 | 1,213,475 | 620,727 | 592,748 | 70,696 | 59,149 | 11,547 | 61,547 | 2,237,608 |

地方銀行

(単位: 億円)

| 年月 | 一般法人預金 | | | 個人預金 | | | 公金預金 | | | 金融機関預金 | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-----------|
| | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | | |
| 1999. 3 | 410,536 | 174,538 | 235,998 | 1,126,231 | 306,237 | 819,994 | 91,982 | 19,678 | 72,304 | 37,357 | 1,674,672 |
| 9 | 409,681 | 175,270 | 234,411 | 1,142,676 | 317,648 | 825,028 | 113,338 | 21,130 | 92,208 | 27,980 | 1,700,438 |
| 2000. 3 | 411,800 | 183,521 | 228,279 | 1,161,140 | 333,922 | 827,218 | 92,392 | 23,325 | 69,067 | 28,652 | 1,701,786 |
| 9 | 409,054 | 185,836 | 223,218 | 1,190,686 | 347,183 | 843,503 | 112,217 | 19,937 | 92,280 | 21,015 | 1,743,566 |
| 01. 3 | 405,531 | 191,888 | 213,643 | 1,217,626 | 370,204 | 847,422 | 91,769 | 25,803 | 65,966 | 22,728 | 1,749,784 |
| 9 | 393,945 | 197,180 | 196,765 | 1,236,653 | 393,763 | 842,890 | 86,582 | 22,828 | 63,754 | 19,162 | 1,755,568 |
| 02. 3 | 387,667 | 218,206 | 169,461 | 1,257,148 | 452,798 | 804,350 | 75,445 | 31,826 | 43,619 | 20,224 | 1,757,379 |
| 4 | 397,624 | 257,714 | 139,910 | 1,261,224 | 481,402 | 779,822 | 99,126 | 62,963 | 36,163 | 17,085 | 1,788,926 |
| 5 | 400,223 | 262,276 | 137,947 | 1,258,882 | 483,817 | 775,065 | 92,034 | 56,808 | 35,226 | 15,849 | 1,780,724 |
| 6 | 386,062 | 251,126 | 134,936 | 1,264,010 | 491,230 | 772,780 | 110,234 | 68,117 | 42,117 | 15,546 | 1,791,054 |

第二地銀

(単位: 億円)

| 年月 | 一般法人預金 | | | 個人預金 | | | 公金預金 | | | 金融機関預金 | 合計 |
|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | 要求払 | 定期性 | | | |
| 1999. 3 | 148,840 | 49,875 | 98,965 | 429,995 | 78,753 | 351,242 | 23,451 | 1,941 | 21,510 | 20,396 | 624,760 |
| 9 | 141,174 | 48,006 | 93,168 | 417,888 | 79,546 | 338,342 | 25,551 | 1,964 | 23,587 | 14,677 | 601,003 |
| 2000. 3 | 139,505 | 49,020 | 90,485 | 415,022 | 82,699 | 332,323 | 20,963 | 1,847 | 19,116 | 13,453 | 590,926 |
| 9 | 131,511 | 48,176 | 83,335 | 398,419 | 82,915 | 315,504 | 24,409 | 1,711 | 22,698 | 10,235 | 566,389 |
| 01. 3 | 128,602 | 49,809 | 78,793 | 401,736 | 89,168 | 312,568 | 19,872 | 1,888 | 17,984 | 8,279 | 560,520 |
| 9 | 124,775 | 51,088 | 73,687 | 406,573 | 94,688 | 311,885 | 19,732 | 1,993 | 17,739 | 7,135 | 560,384 |
| 02. 3 | 119,245 | 57,919 | 61,326 | 406,752 | 110,247 | 296,505 | 15,600 | 3,414 | 12,186 | 7,602 | 551,463 |
| 4 | 119,097 | 72,316 | 46,781 | 406,025 | 120,404 | 285,621 | 17,147 | 9,569 | 7,578 | 7,239 | 551,079 |
| 5 | 118,467 | 72,213 | 46,254 | 404,866 | 120,586 | 284,280 | 16,848 | 9,455 | 7,393 | 6,721 | 548,389 |
| 6 | 115,080 | 69,537 | 45,543 | 406,654 | 121,956 | 284,698 | 20,370 | 11,277 | 9,093 | 6,634 | 550,753 |

(備考) 1. 日本銀行「金融経済統計月報」より作成
2. 合計には政府関係預り金および一般法人・個人・公金の外貨預金等を含む。

2.(3) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

| 年月末 | 信用金庫 | | 国内銀行 | | | | 地方銀行 | | 第二地銀 | | 信用組合 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|------|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 大手銀行 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | | |
| 1999. 3 | 712,062 | 1.1 | 4,726,096 | 1.1 | 2,816,451 | 2.0 | 1,382,439 | 0.1 | 527,206 | 0.3 | 154,204 | 8.3 |
| 2000. 3 | 687,159 | 3.4 | 4,634,849 | 1.9 | 2,788,233 | 1.0 | 1,340,878 | 3.0 | 505,738 | 4.0 | 142,433 | 7.6 |
| 01. 3 | 661,879 | 3.6 | 4,569,652 | 1.4 | 2,746,303 | 1.5 | 1,357,418 | 1.2 | 465,931 | 7.8 | 133,612 | 6.1 |
| 01. 6 | 650,943 | 3.5 | 4,472,873 | 1.3 | 2,687,822 | 1.4 | 1,339,717 | 0.9 | 445,334 | 6.7 | 129,207 | 7.6 |
| 9 | 653,110 | 4.2 | 4,505,649 | 2.0 | 2,707,350 | 2.3 | 1,349,981 | 0.1 | 448,318 | 6.7 | 128,275 | 7.9 |
| 12 | 655,296 | 3.6 | 4,482,233 | 3.3 | 2,668,942 | 4.1 | 1,362,043 | 0.3 | 451,248 | 7.1 | 123,780 | 10.3 |
| 02. 3 | 639,805 | 3.3 | 4,406,096 | 3.5 | 2,601,800 | 5.2 | 1,359,864 | 0.1 | 444,432 | 4.6 | 119,082 | 10.8 |
| 01. 4 | 655,901 | 4.1 | 4,500,631 | 1.6 | 2,694,789 | 1.6 | 1,345,311 | 0.3 | 460,531 | 4.8 | 132,374 | 6.6 |
| 5 | 647,964 | 4.1 | 4,455,907 | 1.5 | 2,674,328 | 1.7 | 1,331,960 | 0.4 | 449,619 | 5.8 | 129,436 | 7.8 |
| 6 | 650,943 | 3.5 | 4,472,873 | 1.3 | 2,687,822 | 1.4 | 1,339,717 | 0.9 | 445,334 | 6.7 | 129,207 | 7.6 |
| 7 | 648,031 | 4.1 | 4,454,333 | 1.9 | 2,672,079 | 2.1 | 1,337,489 | 0.2 | 444,765 | 7.1 | 128,610 | 8.0 |
| 8 | 647,154 | 4.1 | 4,439,956 | 2.2 | 2,663,193 | 2.3 | 1,334,299 | 0.1 | 442,464 | 7.1 | 128,229 | 7.6 |
| 9 | 653,110 | 4.2 | 4,505,649 | 2.0 | 2,707,350 | 2.3 | 1,349,981 | 0.1 | 448,318 | 6.7 | 128,275 | 7.9 |
| 10 | 645,989 | 4.3 | 4,437,469 | 2.3 | 2,657,769 | 2.7 | 1,336,120 | 0.0 | 443,580 | 6.7 | 127,062 | 7.9 |
| 11 | 646,572 | 4.2 | 4,431,964 | 2.8 | 2,650,023 | 3.4 | 1,338,207 | 0.1 | 443,734 | 6.9 | 123,719 | 10.3 |
| 12 | 655,296 | 3.6 | 4,482,233 | 3.3 | 2,668,942 | 4.1 | 1,362,043 | 0.3 | 451,248 | 7.1 | 123,780 | 10.3 |
| 02. 1 | 644,822 | 3.1 | 4,430,334 | 3.3 | 2,640,107 | 4.3 | 1,345,925 | 0.0 | 444,302 | 7.3 | 122,177 | 10.4 |
| 2 | 641,371 | 3.2 | 4,425,105 | 3.1 | 2,631,261 | 4.5 | 1,350,115 | 0.1 | 443,729 | 4.2 | 121,509 | 10.4 |
| 3 | 639,805 | 3.3 | 4,406,096 | 3.5 | 2,601,800 | 5.2 | 1,359,864 | 0.1 | 444,432 | 4.6 | 119,082 | 10.8 |
| 4 | 629,186 | 4.0 | 4,348,635 | 3.3 | 2,576,193 | 4.4 | 1,334,929 | 0.7 | 437,513 | 4.9 | 115,775 | 12.5 |
| 5 | 625,899 | 3.4 | 4,315,123 | 3.1 | 2,551,310 | 4.5 | 1,328,934 | 0.2 | 434,879 | 3.2 | | |
| 6 | 627,349 | 3.6 | 4,318,420 | 3.4 | 2,549,726 | 5.1 | 1,332,817 | 0.5 | 435,877 | 2.1 | | |
| 7 | p 625,340 | 3.5 | p 4,289,922 | 3.5 | p 2,529,538 | 5.1 | p 1,325,471 | 0.7 | p 434,913 | 2.1 | | |

| 年月末 | 労働金庫 | | 農業協同組合 | | 公的金融機関 | | うち中小 企業向け | | うち住宅 金融公庫 | | 合計 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 1999. 3 | 70,935 | 7.0 | 220,260 | 2.7 | 1,578,087 | 3.1 | 285,072 | 2.9 | 721,450 | 0.4 | r 7,461,644 | 0.0 |
| 2000. 3 | 73,830 | 4.0 | 220,863 | 0.2 | 1,717,617 | 8.8 | 297,448 | 4.3 | 745,413 | 3.3 | r 7,476,751 | 0.2 |
| 01. 3 | 76,213 | 3.2 | 220,078 | 0.3 | 1,720,450 | 0.1 | 293,556 | 1.3 | 759,220 | 1.8 | r 7,381,884 | 1.2 |
| 01. 6 | 75,897 | 3.4 | 218,777 | 0.6 | 1,724,501 | 0.3 | 291,453 | 1.1 | 760,776 | 0.5 | r 7,272,198 | 1.3 |
| 9 | 76,753 | 3.4 | 219,634 | 0.8 | 1,709,448 | 0.3 | 290,871 | 1.6 | 752,343 | 0.0 | r 7,292,869 | 1.9 |
| 12 | 78,902 | 4.9 | 217,190 | 1.3 | 1,698,776 | 1.2 | 291,741 | 1.6 | 743,206 | 1.9 | r 7,256,177 | 2.9 |
| 02. 3 | 81,054 | 6.3 | 217,357 | 1.2 | 1,682,609 | 2.1 | 288,025 | 1.8 | 726,516 | 4.3 | r 7,146,003 | 3.1 |
| 01. 4 | 75,835 | 2.8 | 219,345 | 0.5 | 1,719,207 | 0.0 | 291,244 | 1.6 | 759,920 | 1.4 | r 7,303,293 | 1.4 |
| 5 | 75,746 | 3.0 | 219,132 | 0.5 | 1,726,039 | 0.2 | 288,311 | 1.5 | 763,625 | 0.8 | r 7,254,224 | 1.4 |
| 6 | 75,897 | 3.4 | 218,777 | 0.6 | 1,724,501 | 0.3 | 291,453 | 1.1 | 760,776 | 0.5 | r 7,272,198 | 1.3 |
| 7 | 75,755 | 3.2 | 219,256 | 0.7 | 1,721,744 | r 0.0 | 288,323 | 1.6 | 757,899 | 0.4 | r 7,247,729 | 1.7 |
| 8 | 76,005 | 3.2 | 219,616 | 0.8 | 1,718,081 | r 0.0 | 286,909 | 1.7 | 757,111 | 0.5 | r 7,229,041 | 1.9 |
| 9 | 76,753 | 3.4 | 219,634 | 0.8 | 1,709,448 | 0.3 | 290,871 | 1.6 | 752,343 | 0.0 | r 7,292,869 | 1.9 |
| 10 | 77,483 | 3.9 | 218,811 | 0.7 | 1,700,187 | 0.7 | 286,447 | 1.8 | 749,126 | 0.6 | r 7,207,001 | 2.1 |
| 11 | 78,361 | 4.5 | 218,546 | 1.0 | 1,698,036 | 1.0 | 287,085 | 1.9 | 747,190 | 1.2 | r 7,197,198 | 2.5 |
| 12 | 78,902 | 4.9 | 217,190 | 1.3 | 1,698,776 | 1.2 | 291,741 | 1.6 | 743,206 | 1.9 | r 7,256,177 | 2.9 |
| 02. 1 | 78,632 | 5.4 | 215,984 | 1.2 | 1,689,277 | 1.6 | 287,054 | 1.7 | 738,218 | 2.8 | r 7,181,226 | 2.9 |
| 2 | 79,277 | 5.7 | 216,095 | 1.3 | 1,681,658 | 2.0 | 286,263 | 1.6 | 732,548 | 3.7 | r 7,165,015 | 2.9 |
| 3 | 81,054 | 6.3 | 217,357 | 1.2 | 1,682,609 | 2.1 | 288,025 | 1.8 | 726,516 | 4.3 | r 7,146,003 | 3.1 |
| 4 | 81,232 | 7.1 | 215,457 | 1.7 | | | 283,999 | 2.4 | 722,457 | 4.9 | | |
| 5 | 80,913 | 6.8 | 215,577 | 1.6 | | | 282,271 | 2.0 | 723,248 | 5.2 | | |
| 6 | 81,133 | 6.8 | | | | | 285,471 | 2.0 | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |

- (備考) 1. 日本銀行「金融経済統計月報」、全国銀行協会「全国銀行預金・貸出金等速報」等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 公的金融機関は、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫の合計
4. 公的金融機関のうち中小企業向けは、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の合計
5. 国内銀行の速報値は、全国銀行協会発表の全国銀行の計数であり、オフショア勘定を含まない。
6. 合計には、今回から労働金庫の計数を含める。

2.(4) 業態別貸出先別貸出金

信用金庫

(単位：億円、%)

| 年月 | 合計 | 企業 | | | うち 中小企業 | | | 地方公共 団体 | | | 個人 | | | |
|---------|---------|-------------|-------------|-----|-------------|---------|-------------|------------|-------------|------|-------------|---------|-----|------|
| | | 前年同月 増減率 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | | |
| 1999. 3 | 712,981 | 1.2 | 503,366 | 1.5 | 70.6 | 503,366 | 1.5 | 70.6 | 11,404 | 9.8 | 1.5 | 198,211 | 0.0 | 27.8 |
| 2000. 3 | 687,157 | 3.6 | 480,319 | 4.5 | 69.8 | 480,319 | 4.5 | 69.8 | 11,695 | 2.5 | 1.7 | 195,143 | 1.5 | 28.3 |
| 01. 3 | 661,877 | 3.6 | 459,368 | 4.3 | 69.4 | 459,368 | 4.3 | 69.4 | 11,762 | 0.5 | 1.7 | 190,747 | 2.2 | 28.8 |
| 6 | 650,941 | 3.5 | 449,958 | 4.4 | 69.1 | 449,958 | 4.4 | 69.1 | 10,421 | 2.4 | 1.6 | 190,562 | 1.7 | 29.2 |
| 9 | 653,108 | 4.2 | 451,220 | 5.4 | 69.0 | 451,220 | 5.4 | 69.0 | 10,543 | 1.2 | 1.6 | 191,345 | 1.6 | 29.2 |
| 12 | 655,294 | 3.5 | 452,461 | 4.9 | 69.0 | 452,461 | 4.9 | 69.0 | 10,871 | 0.9 | 1.6 | 191,962 | 0.2 | 29.2 |
| 02. 3 r | 639,808 | 3.3 | 435,081 | 5.2 | 68.0 | 435,081 | 5.2 | 68.0 | 13,535 | 15.0 | 2.1 | 191,192 | 0.2 | 29.8 |
| 6 | 627,347 | 3.6 | 423,996 | 5.7 | 67.5 | 423,996 | 5.7 | 67.5 | 12,283 | 17.8 | 1.9 | 191,068 | 0.2 | 30.4 |

都市銀行

(単位：億円、%)

| 年月 | 合計 | 企業 | | | うち 中小企業 | | | 地方公共 団体 | | | 個人 | | | |
|---------|-----------|-------------|-------------|-----|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------|-------------|---------|-----|------|
| | | 前年同月 増減率 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | | |
| 1999. 3 | 2,084,340 | 2.2 | 1,597,643 | 3.1 | 76.6 | 957,093 | 8.6 | 45.9 | 19,399 | 0.3 | 0.9 | 467,298 | 0.6 | 22.4 |
| 2000. 3 | 2,141,530 | 2.7 | 1,648,952 | 3.2 | 76.9 | 963,863 | 0.7 | 45.0 | 19,716 | 1.6 | 0.9 | 472,862 | 1.1 | 22.0 |
| 01. 3 | 2,119,505 | 1.0 | 1,629,722 | 1.1 | 76.8 | 1,026,928 | 6.5 | 48.4 | 17,419 | 11.6 | 0.8 | 472,364 | 0.1 | 22.2 |
| 6 | 2,063,588 | 1.7 | 1,574,428 | 2.6 | 76.2 | 963,854 | 3.9 | 46.7 | 15,961 | 5.8 | 0.7 | 473,199 | 1.3 | 22.9 |
| 9 | 2,062,425 | 3.2 | 1,572,970 | 4.2 | 76.2 | 974,687 | 5.5 | 47.2 | 15,819 | 8.3 | 0.7 | 473,636 | 0.6 | 22.9 |
| 12 | 2,040,551 | 4.0 | 1,552,245 | 5.3 | 76.0 | 938,966 | 7.1 | 46.0 | 16,357 | 2.9 | 0.8 | 471,949 | 0.4 | 23.1 |
| 02. 3 | 2,009,408 | 5.1 | 1,514,737 | 7.0 | 75.3 | 939,032 | 8.5 | 46.7 | 17,331 | 0.5 | 0.8 | 477,340 | 1.0 | 23.7 |
| 6 | 2,117,893 | 2.6 | 1,620,994 | 2.9 | 76.5 | 928,015 | 3.7 | 43.8 | 18,189 | 13.9 | 0.8 | 478,710 | 1.1 | 22.6 |

地方銀行

(単位：億円、%)

| 年月 | 合計 | 企業 | | | うち 中小企業 | | | 地方公共 団体 | | | 個人 | | | |
|---------|-----------|-------------|-------------|-----|-------------|---------|-------------|------------|-------------|------|-------------|---------|-----|------|
| | | 前年同月 増減率 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | | |
| 1999. 3 | 1,381,020 | 0.1 | 1,047,276 | 1.3 | 75.8 | 745,745 | 1.2 | 53.9 | 65,793 | 11.5 | 4.7 | 267,951 | 3.4 | 19.4 |
| 2000. 3 | 1,340,065 | 2.9 | 995,983 | 4.8 | 74.3 | 705,696 | 5.3 | 52.6 | 63,607 | 3.3 | 4.7 | 280,475 | 4.6 | 20.9 |
| 01. 3 | 1,349,871 | 0.7 | 988,478 | 0.7 | 73.2 | 755,749 | 7.0 | 55.9 | 63,033 | 0.9 | 4.6 | 298,360 | 6.3 | 22.1 |
| 6 | 1,322,198 | 0.3 | 963,493 | 2.2 | 72.8 | 726,064 | 3.1 | 54.9 | 57,590 | 7.4 | 4.3 | 301,115 | 4.8 | 22.7 |
| 9 | 1,330,721 | 0.7 | 966,275 | 2.7 | 72.6 | 728,915 | 4.1 | 54.7 | 58,017 | 5.5 | 4.3 | 306,429 | 5.0 | 23.0 |
| 12 | 1,348,691 | 0.7 | 976,223 | 3.0 | 72.3 | 729,202 | 4.7 | 54.0 | 61,792 | 6.6 | 4.5 | 310,676 | 5.8 | 23.0 |
| 02. 3 | 1,342,820 | 0.5 | 958,419 | 3.0 | 71.3 | 715,727 | 5.2 | 53.3 | 68,389 | 8.4 | 5.0 | 316,012 | 5.9 | 23.5 |
| 6 | 1,314,802 | 0.5 | 932,184 | 3.2 | 70.8 | 689,331 | 5.0 | 52.4 | 62,385 | 8.3 | 4.7 | 320,233 | 6.3 | 24.3 |

第二地銀

(単位：億円、%)

| 年月 | 合計 | 企業 | | | うち 中小企業 | | | 地方公共 団体 | | | 個人 | | | |
|---------|---------|-------------|-------------|------|-------------|---------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|---------|-----|------|
| | | 前年同月 増減率 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | 前年同月 増減率 | 構成比 | | |
| 1999. 3 | 526,598 | 0.3 | 381,699 | 1.1 | 72.4 | 319,705 | 1.6 | 60.7 | 10,154 | 107.3 | 1.9 | 134,745 | 0.8 | 25.5 |
| 2000. 3 | 505,100 | 4.0 | 362,746 | 4.9 | 71.8 | 302,931 | 5.2 | 59.9 | 9,380 | 7.6 | 1.8 | 132,974 | 1.3 | 26.3 |
| 01. 3 | 464,795 | 7.9 | 327,251 | 9.7 | 70.4 | 288,575 | 4.7 | 62.0 | 10,081 | 7.4 | 2.1 | 127,463 | 4.1 | 27.4 |
| 6 r | 442,414 | 7.2 | 308,658 | 10.2 | 69.7 | 270,719 | 11.2 | 61.1 | 7,601 | 11.3 | 1.7 | 126,155 | 0.0 | 28.5 |
| 9 | 446,567 | 6.9 | 310,235 | 9.8 | 69.4 | 270,577 | 11.2 | 60.5 | 8,500 | 2.8 | 1.9 | 127,832 | 0.2 | 28.6 |
| 12 | 450,168 | 7.1 | 312,233 | 10.3 | 69.3 | 271,910 | 11.5 | 60.4 | 8,701 | 6.4 | 1.9 | 129,234 | 0.6 | 28.7 |
| 02. 3 r | 442,351 | 4.8 | 302,082 | 7.6 | 68.2 | 263,090 | 8.8 | 59.4 | 10,141 | 0.5 | 2.2 | 130,128 | 2.0 | 29.4 |
| 6 | 433,417 | 2.0 | 294,662 | 4.5 | 67.9 | 254,125 | 6.1 | 58.6 | 8,930 | 17.4 | 2.0 | 129,825 | 2.9 | 29.9 |

(備考) 1. 日本銀行「金融経済統計月報」より作成
2. 信用金庫の企業向け貸出は、すべて中小企業向け貸出とみなした。

ISSN 1346・9479

信金中金月報

2002年(平成14年)9月1日 発行

2002年9月号 第1巻 第10号(通巻350号)

発 行 信金中央金庫

編 集 信金中央金庫 総合研究所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1

TEL 03(3563)7541 FAX 03(3563)7551

印 刷 十一房印刷工業株式会社

< 本誌の無断転用、転載を禁じます >



SCB

信金中央金庫